

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち
施策分野	1	健康づくり・スポーツ
10年後のめざす姿	住民が日常的に生活習慣の改善やスポーツ、運動、身体活動に取り組み、年齢・体力に見合った身体機能を維持することで、高齢期になっても自立して健康に暮らしています。	

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
日常生活動作が自立している期間の平均(要介護2以上:95%信頼区間)	男 77.9~80.7年 女 82.1~84.2年 ※(平成30年)	男 77.8~80.7 女 82.7~85.0	男 77.3~80.4 女 83.6~85.2	男 77.0~80.2 女 83.0~85.0	男 77.7~81.3 女 84.6~87.9	東京都数値以上 (男 77.7~81.3 女 83.8~87.2)
日頃から身体活動(18歳以上の者で、1回30分程度、週2回以上の運動)を実行している人の割合	17.7% (令和元年度)	—	—	—	25.4	22.4% (—)
成人の週1日以上のスポーツ実施率	60.4% (平成29年度)	—	—	—	—	70% (—)
説明・コメント	※平成30年の東京都平均自立期間(要介護2以上) 男79.8~79.9年、 女84.1~84.3年	※日頃から身体活動(18歳以上の者で、1回30分程度、週2回以上の運動)を実行している人の割合及び成人の週1日以上のスポーツ実施率については、令和9年度にアンケートを実施予定	※日頃から身体活動(18歳以上の者で、1回30分程度、週2回以上の運動)を実行している人の割合及び成人の週1日以上のスポーツ実施率については、令和9年度にアンケートを実施予定	※日頃から身体活動(18歳以上の者で、1回30分程度、週2回以上の運動)を実行している人の割合及び成人の週1日以上のスポーツ実施率については、令和9年度にアンケートを実施予定	※成人の週1日以上のスポーツ実施率については、令和9年度にアンケートを実施予定	※日頃から身体活動(18歳以上の者で、1回30分程度、週2回以上の運動)を実行している人の割合及び成人の週1日以上のスポーツ実施率については、令和9年度にアンケートを実施予定

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	65,791	76,002	76,245	106,123	76,394
国庫支出金	0	0	800	0	0
都支出金	3,905	24,400	6,230	25,867	6,997
地方債及びその他の特定財源	14,582	17,815	4,707	8,000	8,000
総事業費(計)	84,278	118,217	87,982	139,990	91,391

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	55,081	66,786	270,295	94,678	72,967
国庫支出金	9,350	1,531	0	0	0
都支出金	2,684	28,367	4,654	24,919	7,852
地方債及びその他の特定財源	17,304	17,304	8,000	8,000	8,000
総事業費(計)	84,419	113,988	282,949	127,597	88,819

施策の評価(分析)

--

4 重点施策			担当課	社会教育課
施策	3	体育施設などの整備・維持管理	基本構想・重視すべき視点	資源を磨き生活の質を豊かにする
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		第2次スポーツ推進計画に沿って、ジュニアアスリートの育成、生涯スポーツを推進する事業や施設の老朽化による修繕等を行った。事業は新型コロナウイルス感染拡大への対策の上、各種ウォーキングやニュースポーツ体験教室等を実施した。施設については武道館空調設備設置、中央体育館照明のLED照明化等を行った。また、1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関連事業である聖火リレー・セレブレーションは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、公道走行は中止となったものの、ビューパーク競技場において実施され、聖火を繋ぐことができた。	新型コロナウイルス感染対策を施しながら身体活動等の事業を再開できたことは評価できる。さらに、オリンピックという世紀の大会の一端を瑞穂町も担うことができ、様々なレガシーを残せた功績は大きい。建設系公共計画施設は、予防保全型維持管理を推進されたい。	
令和4年度		第2次スポーツ推進計画に沿って、ジュニアアスリートの育成、生涯スポーツを推進する事業や施設の老朽化による修繕等を行った。また、令和5年3月に見直しや時点修正を行い後期計画を策定した。事業は新型コロナウイルス感染拡大の対策を行い、各種ウォーキングやニュースポーツ体験教室等を行った。施設は第2庭球場にだれでもトイレ等の設置、町営グラウンド整備及び中央体育館照明のLED照明化等を行った。	着実な施設整備等を実施できたことは評価できる。今後、整備工事が予定されている場合は、燃料・物価高騰の影響に対する工事費用の増加が懸念される。	
令和5年度		第2次スポーツ推進計画に沿って、生涯スポーツを推進する事業や、スポーツ施設の修繕等、スポーツ環境の整備を行った。事業においては新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、制限なく各種ウォーキングやポッチャ大会等を行い、令和2年度から計画していたスポーツフェスティバルを初めて開催した。施設においては町営プール外壁等補修工事や、中央体育館照明のLED照明化等を行った。	スポーツ推進事業他、様々な事業が再開、開始されたことは喜ばしく評価できる。施設維持管理・運営については、公共施設個別施設計画に基づき、施設の今後、あり方について議論されたい。	
令和6年度		第2次スポーツ推進計画に沿って、生涯スポーツを推進する事業や、スポーツ施設の修繕等、スポーツ環境の整備を行った。だれもが気軽に参加・体験できるスポーツ事業として、各種ウォーキングやポッチャ大会等を実施するとともに、令和5年度に初開催したスポーツフェスティバルを引き続き開催した。施設においては中央体育館空調設備設置工事や町営グラウンド野球場観覧席撤去工事等を行い、安全にスポーツ活動ができるよう施設の整備を進めた。	施設の更新を行いながら、幅広いスポーツ事業を実施していることは評価できる。今後、整備工事が予定されている場合は、燃料・物価高騰の影響に対する工事費用の増加が懸念される。	
令和7年度		第2次スポーツ推進計画に沿って、生涯スポーツを推進する事業や、スポーツ施設の修繕等、スポーツ環境の整備を行った。だれもが気軽に参加・体験できるスポーツ事業として、各種ウォーキングやポッチャ大会等を実施するとともに、令和5年度に中央体育館・狭山谷公園で初開催したスポーツフェスティバルを、スカイホール・ビューパーク競技場に場所を変更して開催した。施設においては町営プール給水管等補修工事や町営プール塗装工事等を行い、安全にスポーツ活動ができるよう施設の整備を進めた。		

5 個別事務事業概要

(単位:千円)

No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	生活習慣病予防事業	健康課	5,248	5,016	5,310
			事務事業の概要 慢性腎臓病は高血圧、糖尿病、動脈硬化等の生活習慣病との関係が深く、将来人工透析治療を必要とする末期腎不全を発症する危険がある疾病である。また、糖尿病は放置すると合併症として腎症を起こし、日本の人工透析治療導入原因の第1位となっている。町では平成24～28年度までの5年間、慢性腎臓病予防に重点を置いて集団及び個別方式を併用し病気の具体的な内容と予防方法の理解、日常生活及び食生活の改善についての指導や助言を行ってきた。 平成29年度からは事業内容及び実施方法を検討し、町の疾病傾向や受講者の状況に合わせ、慢性腎臓病を含む様々な生活習慣病の予防に資する事業内容となるよう、見直しを行った。これらの予防事業は長期目標として健康寿命の延伸、医療費の適正化などが期待できる。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	体育施設の維持管理	社会教育課	71,431	69,977	81,732
			事務事業の概要 再掲として、7-4 公共施設マネジメントに記載あり 町民の心と体の健康を維持するため体育施設の維持管理と、第2次瑞穂町スポーツ推進計画に沿った施設整備を行うとともに、その維持管理を行う。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
3	体育事業の充実	社会教育課	14,712	13,826	14,859
			事務事業の概要 平成30年4月より第2次瑞穂町スポーツ推進計画がスタートした。基本理念として「スポーツでつながる 輝く元気なまち みずほ」を掲げて、計画に沿って事業を進める。 町民の生涯を通じたスポーツ推進を図るため、スポーツ活動を行うための環境作りを推進し、町民誰もが参加できるスポーツ活動の場を提供する。		
合 計 額			91,391	88,819	101,901

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	生活習慣病予防事業				担当部署	福祉部 健康課 成人保健係			
					作成者	鳥海 和正			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	1	健康づくり・スポーツ			
	施策名	1	健康づくりの推進			重点	－	創生	－
10年後のめざす姿	住民が日常的に生活習慣の改善やスポーツ、運動、身体活動に取り組み、年齢・体力に見合った身体機能を維持することで、高齢期になっても自立して健康に暮らしています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点③	視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	健康増進法							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	目的：慢性腎臓病は高血圧、糖尿病、動脈硬化等の生活習慣病との関係が深く、将来人工透析治療を必要とする末期腎不全を発症する危険がある疾病である。また、糖尿病は放置すると合併症として腎症を起こし、日本の人工透析治療導入原因の第1位となっている。町では平成24～28年度までの5年間、慢性腎臓病予防に重点を置いて集団及び個別方式を併用し病気の具体的な内容と予防方法の理解、日常生活及び食生活の改善についての指導や助言を行ってきた。 平成29年度からは事業内容及び実施方法を検討し、町の疾病傾向や受講者の状況に合わせ、慢性腎臓病を含む様々な生活習慣病の予防に資する事業内容となるよう、見直しを行った。これらの予防事業は長期目標として健康寿命の延伸、医療費の適正化などが期待できる。 内容：①慢性腎臓病、動脈硬化、糖尿病についての専門医の講演会(オンライン受講可)を実施(住民全てを対象とする)。 ②糖尿病予防を目的として、ハイリスク者を対象とした予防講座を実施(糖尿病看護認定看護師・管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士などの専門職による集団指導形式)。 ③①・②の対象者について、健診結果説明事業を活用して、個別的な指導・助言の機会を提供する。 上記①～③の個別通知対象者は、特定健康診査の結果から抽出するため、健康係にデータ提供依頼をする。 健診結果に基づいて、個別通知及びリコール通知を実施することにより、健診結果に対する関心を高め、生活習慣病予防への意識付けの機会とする。また、いずれの事業も受講者の中心が65歳以上であり、現役世代の受講率が悪いと、リコール通知の後、管理栄養士による受講勧奨を実施する。 ①の講演会については、特定保健指導対象者も含め広く住民を対象とすることにより、特定健診・特定保健指導の利用勧奨としての効果も狙う。 健康改善の意欲を高める動機付けとして健康ポイント事業を試行する。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成24年度：主要施策として、医療費適正化と健康寿命の延伸を目的とし、慢性腎臓病から人工透析治療が必要な末期腎不全になることを予防するために、既存事業であった「訪問指導事業(看護師、栄養士委託事業)」を拡大し保健師、栄養士による訪問指導等事業として開始。 平成26年度：既存事業である「訪問指導事業(看護師、栄養士委託事業)」から独立させ、「訪問指導等事業(慢性腎臓病予防)」として実施を開始。 特定健診係で実施していた「慢性腎臓病予防講座」「糖尿病予防講座」を保健係に移行。 福生病院の腎臓専門医による住民向け「腎臓病予防講演会」を実施。 平成29年度から、慢性腎臓病予防は集団指導を基本とし、コール・リコール手法による無関心層への受講勧奨と啓発に力を入れた。 個別指導は「健診結果説明事業」へ統合し、他の生活習慣病予防における個別指導と一体的に実施することとした。 平成30年度には糖尿病予防も、医師による住民対象の講演会と保健師等による予防講座の2本立てとし、予防講座の実施方法を一部変更した。 令和元年度から、医師による脂質異常症予防・改善講演会を実施。また糖尿病予防講座に福生病院の糖尿病看護認定看護師の講義を入れ、専門性を高めた。 令和2年3月から令和3年3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため集団形式の事業を中止したが、令和3年度以降は、感染予防対策を実施しながら各事業を再開している。 令和4年10月から健康ポイント事業の導入。 令和5年度から集合形式の講演会に、オンラインでの受講も可能とするハイブリット方式を導入。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	生活習慣病予防事業として集団・個別等のさまざまな方法で対象者にアプローチすることで、より多くの方に予防への関心を持ってもらうことができている。町医師会や公立福生病院にも本事業についての理解を得ており、講演会・講座等への医師や専門職の派遣等の協力を得ている。 また、健康ポイント事業も利用者に歩数増加などの一定の行動変容がみられるため、更に登録者の稼働率を高めるための工夫をしながら、効果検証の期間を区切って実施していきたい。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	住民対象の各講演会・講座事業を滞りなく実施した。また、住民への啓発通知の発送、個別的な指導・助言等、生活習慣病予防のための啓発活動を行った。 スマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業では、登録者は令和7年度末で1,673人(前年比170人増)に達した。他市との電子版合同ワークラリーの開催やポイント付与イベントを増やすなど、事業の充実を図るとともに利用者の望ましい生活習慣の定着につなげられた。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	生活習慣病予防事業として、健診結果を踏まえた対象者への啓発通知の送付、個別指導・助言等を実施していくとともに、専門講師(医師・看護師・管理栄養士等)による講演会などを継続実施していく必要がある。 健康ポイント事業は、健康づくりにつながるイベントの実施やインセンティブの工夫により、新たな登録者の獲得や既存の登録者の利用率を高めることで、利用者の運動の習慣化、健康寿命の延伸につなげていく必要がある。
------------	---	----	--

事務事業名	生活習慣病予防事業
担当部署	福祉部 健康課 成人保健係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	講演会・予防講座
		実施予定		健康ポイント事業
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	医師、健康運動指導士など、専門職に講師を依頼することにより、専門的な内容での事業実施が可能となり、事業効果が高まる。 また、健康ポイント事業では、民間企業の技術力やアイデアを活用することにより、住民の健康改善意欲の向上に効果的な事業展開となることを期待できる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		6,247	5,237	5,342	5,248	5,248	5,016	5,310
内 訳	一般財源	5,081	4,370	4,467	958	958	463	4,439
	国庫支出金							
	都支出金	1,166	867	875	4,290	4,290	4,553	871
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	会計年度任用職員報酬(管理栄養士、歯科衛生士)	42	32	56	40	40	34	48
	講師謝礼(医師、健康運動指導士等)	108	85	109	119	119	109	85
	消耗品(パンフレット等)	25	32	43	26	26	28	43
	郵送料(個別通知)	61	87	133	136	136	18	133
	健康ポイント事業(委託料)	5,907	4,761	4,761	4,655	4,655	4,654	4,761
	健康ポイント事業(報償費)	104	240	240	272	272	173	240
	コメント	健康ポイント事業を試行2年目は、事業参加者を増やし、地域地場産業の商品をインセンティブに加えるなど、より多くの住民の運動・身体活動による健康改善意識の向上を図った。	健康ポイント事業を試行3年目は、対象者の拡大やインセンティブの再検討を行う。より多くの住民の運動・身体活動による健康改善意識の向上を図る。なお、当事業については、令和6年度を目途として、事業の施行状況等を勘案し、検討を加え、必要の措置を講ずる。	健康ポイント事業委託は、東京都保健医療政策包括補助事業の「とうきょう健康応援事業」の事業構築の状況を注視し、必要な対応を行う。事業の効果検証の時期を区切り事業を運営していく。				

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	保健師(常勤職員)・栄養指導専門員(会計年度任用職員)のみでなく、専門医や理学療法士・歯科衛生士など専門性の高い講師を活用することにより、質の高い事業を実施できる。健診データを元にハイリスク者への通知及びリコール通知を実施することにより、生活改善が必要な対象者に啓発することができる。常勤職員の増加は必要ないが、会計年度任用職員の任用を継続する。	
	人員増の必要性	
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	体育施設の維持管理				担当部署	教育部社会教育課スポーツ推進係			
					作成者	加藤 篤士			
長期総合計画	基本目標	1 7	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち 総合計画の実現に向けて	施策分野	1 4	健康づくり・スポーツ 公共施設マネジメント			
	施策名	3 1	体育施設などの整備・維持管理 既存施設の適切な維持管理		重点	○	創生	－	
10年後のめざす姿	住民が日常的に生活習慣の改善やスポーツ、運動、身体活動に取り組み、年齢・体力に見合った身体機能を維持することで、高齢期になっても自立して健康に暮らしています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点③	視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第2次瑞穂町スポーツ推進計画(後期計画)							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	町民の心と体の健康を維持するため、体育施設の維持管理と第2次瑞穂町スポーツ推進計画に沿った施設整備を行うとともに、その維持管理を行う。 事業内容 ・日常管理業務として、施設の施設から建物内清掃・施設の除草清掃・運動施設の整備等を特定非営利活動法人瑞穂町体育協会及び公益社団法人瑞穂町シルバー人材センター等へ委託している。 ・施設維持業務は、経年劣化に対する改修及び補修を発生対応的に行っている。 ・施設管理では、電気工作物・消防用設備・プールろ過循環設備保守点検等を行っている。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和50年度に中央体育館、昭和54年度に町営グラウンド、武道館を建設した。 ・その後、町営グラウンド夜間照明の設置等を行い、平成に入り、町営第2グラウンド・町営第2庭球場・町営第2グラウンドゲートボール場・町営少年サッカー場の建設を進め、平成23年度にシクラメンスポーツ公園が整備され、長岡コミュニティセンター内にトレーニングルームを設置、管理運営を行っている。 ・その間も、各施設に必要な防球ネット設置やバックネット設置、植栽等の整備を行ってきた。 ・町営プールは、都市計画課より移管を受けて体育施設として維持管理をしている。 ・管理業務は当初職員が行っていたが、現在町営プールの管理運営委託、施設の施設から建物内清掃・施設の除草清掃・運動施設の整備等の委託をしている。また、長岡コミュニティセンター内トレーニングルームについては、開設当初より管理運営委託をしている。 ・平成28年度に耐震強度不足のため、中央体育館・武道館の補強工事を行った。 ・令和3年度に武道館にエアコンを設置した。 ・令和4年度に第2庭球場だれでもトイレ、管理棟、倉庫、日除けシェルターを設置、令和5年度にシクラメンスポーツ公園ベンチシェルターを設置した。 ・令和6年度に中央体育館空調設備設置工事を実施。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	体育施設の管理委託として、管理業務及び整備清掃作業委託、屋内体育施設清掃作業委託を行い、プール及びトレーニングルームは運営と共に管理委託を行う。各体育施設の必要な修繕等を行う。また、町営プールの開場に向けた補修工事等を行う。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	当初予定していた委託は、すべて完了し年度目標は達成した。工事等では町営プールの開場に向け、町営プール給水管等補修工事、町営プール防水塗装補修工事を行ったほか、次年度のプール開場に向けて町営プール大・小プール槽塗装補修工事を行うなど、施設の維持管理を行った。



課題及び今後の方向性	A拡大 B現状のまま継続 ●C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	施設の老朽化が進行しており、長寿命化対策や大規模改修も含め検討する必要があるほか、瑞穂町公共施設個別施設計画において建設から60年を迎える施設については長寿命化対策や大規模改修は行わず施設のあり方を検討するとされていることから、一部の施設について建替え・廃止等の検討を進める必要がある。また、人口減少の進む中、住民サービスを維持するため、公共施設の統合・複合化など、町組織全体で計画的に総量コントロールできる体制を整える必要がある。
------------	---	----	--

事務事業名	体育施設の維持管理
担当部署	教育部社会教育課スポーツ推進係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		69,575	81,225	81,732	81,732	71,431	69,977	81,732
内 訳	一般財源	59,768	73,225	73,732	73,732	63,431	61,977	73,732
	国庫支出金	800						
	都支出金	4,300						
	地方債及びその他の特定財源	4,707	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	需用費	13,000	12,094	12,176	12,176	10,930	11,305	12,176
	役務費	336	236	341	341	367	312	341
	委託料	50,344	49,149	58,040	58,040	53,457	52,218	58,040
	使用料	1,617	2,162	2,660	2,660	2,829	2,828	2,660
	工事請負費	2,960	17,083	8,000	8,000	2,970	2,501	8,000
	原材料費	317	350	314	314	314	302	314
	備品購入費	1,000	50	200	200	563	511	200
	償還金	1	1	1	1	1		1
	コメント	体育施設管理業務及び整備清掃作業委託、プール運営委託、屋内体育施設清掃作業委託、トレーニングルーム管理運営委託、中央体育館照明灯取替修繕、中央体育館空調設備設計委託、町営プール外壁等補修工事 歳入は調整交付金事業及び使用料	体育施設管理業務及び整備清掃作業委託、プール運営委託、屋内体育施設清掃作業委託、トレーニングルーム管理運営委託、長岡コミセントトレーニングルーム機器入替に伴う賃借料、町営グラウンド観覧席撤去工事、中央体育館空調設備設置工事 歳入はスポーツ空間バージョンアップスポーツフィールド東京事業補助金、調整交付金事業及び使用料	体育施設管理業務及び整備清掃作業委託、プール運営委託、屋内体育施設清掃作業委託、トレーニングルーム管理運営委託、長岡コミセントトレーニングルーム機器入替に伴う賃借料 令和7年度新規事業として町営プール給水管等補修工事 歳入は調整交付金事業及び使用料				体育施設管理業務及び整備清掃作業委託、プール運営委託、屋内体育施設清掃作業委託、トレーニングルーム管理運営委託、長岡コミセントトレーニングルーム機器入替に伴う賃借料、施設予約等窓口業務運営委託、町営グラウンド照明設備更新工事設計委託、町営プール給水管等補修工事 歳入は調整交付金事業及び使用料

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員要求	・年数が経った体育施設等が多いため、老朽化に伴う維持管理に係る修繕、工事を行う必要がある。そのため修繕や工事の起案等の事務作業、現場での立会い、監督等に対応しなければならない。 ・施設を巡回し、老朽化施設の不具合箇所等の点検、管理を行うほか、申請どおりに施設が使用されているかの点検を行う必要があるが、各種事業の準備、窓口業務等のため対応できていない状況である。 ・施設予約等の窓口業務及び入力作業、また各種事業を展開しながら施設管理、修繕・工事等への対応は難しく、職員1名増員または窓口業務の会計年度職員1名が必要である。	
	人員増の必要性	● 必要である ○ 必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	体育事業の充実				担当部署	教育部社会教育課スポーツ推進係			
					作成者	加藤 篤士			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	1	健康づくり・スポーツ			
	施策名	2	運動・身体活動で育む健康な生活と地域づくり			重点	－	創生	－
10年後のめざす姿	住民が日常的に生活習慣の改善やスポーツ、運動、身体活動に取り組み、年齢・体力に見合った身体機能を維持することで、高齢期になっても自立して健康に暮らしています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点③	視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第2次瑞穂町スポーツ推進計画後期計画							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	平成30年4月より第2次瑞穂町スポーツ推進計画がスタートした。基本理念として「スポーツでつながる 輝く元気なまち みずほ」を掲げて、計画に沿って事業を進め、令和5年4月より第2次瑞穂町スポーツ推進計画後期計画がスタート、基本理念を継続した。 町民の生涯を通じたスポーツ推進を図るため、スポーツ活動を行うための環境作りを推進し、町民だれもが参加できるスポーツ活動の場を提供する。 事業内容 ・ニュースポーツ教室等を開催し、青少年の体力増進を図る。 ・生活習慣病の予防をはかり、健康づくり、生きがいづくりのためにウォーキング事業は継続的に開催する。 ・ポッチャ・キンボール・ラインクップ・輪投げ等のニュースポーツ大会を、スポーツ推進委員の指導で継続して開催する。 ・社会体育事業のうち、総合体育大会・駅伝競走大会の運営を体育協会へ委託する。 ・大会役員、競技役員には体育協会・町内会・スポーツ推進委員他で構成しているが、住民のスポーツに対する意識を高め、体育団体の強化、育成を図る。 ・2021年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催したことにより、スポーツイベントなどとの連携・協力を図る。 ・瑞穂町スポーツ推進委員協議会を中心に関係団体に協力を得て、だれでも自由に参加ができるニュースポーツを体験する、スポーツフェスティバルを開催する。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	【瑞穂町スポーツ推進委員設立の経緯】 ・体育指導員が昭和37年に設立され、その後スポーツ基本法により、平成23年9月22日付けで、スポーツ推進委員に名称変更。 ・昭和49年11月に、第1回目の町民ハイキングを実施する。 【特定非営利活動法人瑞穂町体育協会設立の経緯】 ・瑞穂町体育協会は、昭和37年に創立され4団体で設立し、現在約3,000人で活動し、総合体育大会や駅伝競走大会等を委託している。 ・狭山丘陵・残堀川ウォーキングなどの事業運営に地域ボランティアとして協力している。 ・特定非営利活動法人瑞穂町体育協会を平成21年4月1日に設立された。 ・令和7年4月1日から名称を特定非営利活動法人瑞穂町スポーツ協会に変更する。 【瑞穂町総合型地域スポーツクラブ設立の経緯】 ・平成20年3月に瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画を策定し、総合型地域スポーツクラブを設置する目標を掲げた。 ・総合型地域スポーツクラブの検討委員会を設置した。 ・総合型地域スポーツクラブ「ミズホ笑夢スポーツクラブ」が平成23年2月25日に設立された。 【スポーツフェスティバル実施の経緯】 ・全ての町民が何らかの形で体育に参加するための機会を持てるようにし、同時に町民相互の親睦と連帯意識を培うことが出来る事を目的として、昭和34年に第1回町民体育祭が瑞穂中学校校庭で開催された。 ・平成30年度に町民体育祭在り方検討会を立ち上げ、平成30年度・令和元年度と検討、令和2年度以降は、町民体育祭に代わるスポーツイベントとして「スポーツフェスティバル」の名称で開催することになった。 ・令和2～4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、令和5年度に初めての開催となった。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	スポーツ施設の提供や各種教室を行う。ウォーキング事業は、継続的な健康づくりや参加者の体力増進を目的とし、引き続き実施する。総合型地域スポーツクラブを支援する。また、ニュースポーツ大会や体験会(ポッチャ等)等も継続して行うとともに、関係団体に協力を得て、だれでも自由に参加ができるニュースポーツを体験する、スポーツフェスティバルを開催する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	町民だれもが参加でき、スポーツを楽しむ場として、障害者スポーツやニュースポーツの体験会やポッチャ大会を開催したほか、ウォーキング事業やだれでも楽しく参加ができるスポーツフェスティバルを実施し、継続的な健康づくりや参加者の体力増進を引き続き支援した。また、参加者の年齢層の偏りが課題であったことから、子ども、その親など、若い世代をターゲットとしたポッチャ体験会を開催し、様々な世代へのスポーツ活動の普及・推進に努めた。

課題及び今後の方向性	A拡大 B現状のまま継続 ●C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	実施している各種イベントについて、参加者が固定化しつつあることから、より多くの町民に参加してもらい、スポーツ活動の普及・推進に向け、既存の事業の見直しや、継続的に実施していくための手段を引き続き検討していく必要がある。
------------	---	----	---

事務事業名	体育事業の充実
担当部署	教育部社会教育課スポーツ推進係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	スポーツフェスティバル
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	スポーツフェスティバルは瑞穂町スポーツ推進委員協議会が中心となり、瑞穂町体育協会や加盟団体、その他地域の学校やスポーツ団体の協力を得て実施している。各種団体と協働することで、様々なスポーツ・競技を気軽に楽しめるイベントとして開催することができる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		10,456	12,752	14,485	14,684	14,712	13,826	14,859
内 訳	一般財源	9,752	10,444	10,544	14,684	12,005	10,527	10,918
	国庫支出金							
	都支出金	704	2,308	3,941		2,707	3,299	3,941
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	報酬	1,440	1,440	1,440	1,600	1,600	1,352	1,440
	報償費	1,265	1,265	1,265	1,338	1,338	1,183	1,265
	旅費	167	167	167	167	167	86	167
	需用費	349	1,004	433	433	339	282	1,004
	その他需用費		1,553	1,553	1,553	493	419	1,553
	役務費(傷害保険料等)	38	150	147	147	147	83	150
	委託料:駅伝競走大会	1,888	1,888	2,755	2,630	2,630	2,721	2,755
	委託料:総合体育大会	3,485	3,485	3,577	3,668	3,668	3,622	3,577
	その他委託料					1,336	1,138	
	備品購入費	24		200	200	109	108	
	助成金	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	負担金、補助及び交付金			1,148	1,148	1,085	1,032	1,148
	コメント	総合体育大会、駅伝競走大会等の事業費が主。スポーツ推進委員報酬及び活動費 スポーツ推進委員の事業等の消耗品 体育協会助成金	総合体育大会、駅伝競走大会等の事業費が主。スポーツ推進委員報酬及び活動費 スポーツ推進委員の事業等の消耗品 スポーツフェスティバル運営費 体育協会助成金	総合体育大会、駅伝競走大会等の事業費が主。スポーツ推進委員報酬及び活動費 スポーツ推進委員の事業等の消耗品 スポーツフェスティバル運営費 スポーツ協会助成金 西多摩広域行政圏体育事業負担金等負担金及び分担金				総合体育大会、駅伝競走大会等の事業費が主。スポーツ推進委員報酬及び活動費 スポーツ推進委員の事業等の消耗品 スポーツフェスティバル運営費 体育協会助成金 西多摩広域行政圏体育事業負担金等負担金及び分担金

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	・町事業のほか、瑞穂町スポーツ推進委員協議会事業、西多摩広域行政圏事業等、様々な事業の対応をしており、平日の超過勤務、休日のイベント等、年間を通じて多忙な状況である。 ・各種事業を展開しながら、施設予約等の窓口業務及び入力作業、また施設管理、修繕・工事等への対応は難しく、職員1名増員または窓口業務の会計年度任用職員が必要である。	
	人員増の必要性	☒ 必要である ☐ 必要ではない
評価・査定		

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち
施策分野	3	社会保険制度
10年後のめざす姿	社会保険制度が安定して運用され、それぞれの制度の加入者が必要になった時に、適切なサービスを受けることができます。	

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
説明・コメント	-	-	-	-	-	-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	2,261,452	2,355,676	2,391,920	2,436,014	2,444,285
国庫支出金	411,169	434,081	412,481	453,667	486,363
都支出金	2,779,386	2,845,245	2,925,148	2,864,777	2,765,651
地方債及びその他の特定財源	1,223,319	1,245,361	1,247,931	1,317,124	1,412,400
総事業費(計)	6,675,326	6,880,363	6,977,480	7,071,582	7,108,699

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	2,137,625	2,285,435	2,404,579	2,471,901	2,476,408
国庫支出金	392,119	404,996	456,677	489,488	539,551
都支出金	2,765,541	2,883,810	2,836,949	2,825,047	2,967,983
地方債及びその他の特定財源	1,228,618	1,261,534	1,286,802	1,427,962	1,468,710
総事業費(計)	6,523,903	6,835,775	6,985,007	7,214,398	7,452,652

施策の評価(分析)

--

4 重点施策

			担当課	—
施策		—	基本構想・重視すべき視点	—
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		—	—	
令和4年度		—	—	
令和5年度		—	—	
令和6年度		—	—	
令和7年度		—	—	

5 個別事務事業概要

(単位:千円)

No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	国民健康保険事業	住民課	3,471,456	3,649,320	3,633,759
事務事業の概要 被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行う。また、国民健康保険財政の健全な運営を確保し、社会保障及び健康保持増進の向上に寄与することを目的とする。					
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	後期高齢者事業	住民課	955,430	1,018,165	1,009,226
事務事業の概要 高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。					
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
3	介護保険認定・給付事務	高齢者福祉課	2,645,509	2,753,825	2,777,802
事務事業の概要 介護保険制度は、要支援または要介護状態の高齢者が能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行うことを目的とする。介護保険の利用希望者は認定申請を町に提出し、調査員による対面調査(訪問調査)を受ける。要介護(要支援)認定されたサービス利用希望者は、介護支援専門員とともに必要な介護サービスを選択し利用する。介護保険による給付は、在宅介護の必要に応じて7段階の「区分支給限度基準額」が設定されており、その範囲内で介護保険からサービスが給付される。					
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
4	介護保険事業計画の推進	高齢者福祉課	4,816	3,792	2,927
事務事業の概要 事業計画に記載した地域の実情に応じた取組を着実に進めるとともに、PDCAサイクルを活用し、計画の進捗管理を行っていく。なお、計画は介護保険制度改正に基づき中長期的な視点をもち、3年ごとに改定を行い、高齢者のニーズに合った質の高いサービスが受けられる地域づくりを目指していく。					

No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額	
			当初予算額	決算額		
5	特定健康診査・特定保健 指導事業	健康課	31,488	27,550	30,193	
			事務事業の概要			
			内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査を実施することで、生活習慣病の予防及び早期発見を図る。また、結果により抽出した生活習慣病のハイリスク者を対象に、専門職による特定保健指導を行うことで、生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐ生活習慣の改善につなげる。長期的には町の医療費の適正化を目指す。			
合 計 額			7,108,699	7,452,652	7,453,907	

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	国民健康保険事業				担当部署	住民部 住民課 国保年金係			
					作成者	川端 秀明			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	3	社会保険制度			
	施策名	1	社会保険制度の適正な運用			重点	－	創生	－
10年後のめざす姿	社会保険制度が安定して運用され、それぞれの制度の加入者が必要になった時に、適切なサービスを受けることができます。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	国民健康保険法、国民健康保険法施行法、国民健康保険法施行令等							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	国民皆保険制度の基盤となる制度として他の医療保険に加入できない住民を被保険者とし、安心・安全な医療の確保と健康保持増進に大きな役割を果たしている。 被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を実施。また、国民健康保険財政の健全な運営を確保し、社会保障及び健康保持増進の向上に寄与することを目的とする。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	医療保険制度は、被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度の大きく3つに分けられ、国民の誰もがいずれかの保険制度によってカバーされる国民皆保険達成の法的基盤が昭和33年12月整備。 ○昭和61年4月1日全外国人の適用があり、最近では平成14年10月1日老人医療対象者が70歳から75歳に改正、平成15年4月1日退職者医療の一部負担割合が2割から3割に改正。 ○平成18年10月から70歳以上の現役並所得者は、一部負担金割合が2割から3割となり、それ以外の者も平成20年4月から1割から2割となる予定であったが、平成26年3月まで1割負担に据え置き。 ○平成20年度に後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の方と65歳以上で障害のある人の希望者が国民健康保険から移行。 ○平成22年度から平成24年度の3年間で賦課方式を4方式から2方式に変更。 ○平成25年より、瑞穂町国民健康保険被保険者資格証明書認定審査会を設置し、被保険者資格証明書を交付。 ○平成26年4月から、70歳以上75歳未満(現役並み所得者以外)の方の自己負担割合が変更。ただし、昭和19年4月1日以前生まれの方は、これまでどおり1割、昭和19年4月2日生まれの方は2割負担。 ○平成30年4月より制度改正により東京都が財政運営の責任主体となる。 ○令和3年3月よりマイナンバーカードが健康保険証として利用可能。(令和3年10月20日より本格運用開始) ○令和6年12月2日から保険証の新規発行停止。新規加入者でマイナ保険証登録をしていない被保険者には、資格確認書を交付。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	1. 被保険者資格の適正化に努める。 2. 医療費の適正化をすすめる。 3. 国民健康保険税の見直しを実施。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	1.瑞穂町国民健康保険被保険者資格喪失の職権適用に係る事務処理要綱に基づき、喪失手続を行わない社会保険加入者には、職権喪失を行い、資格の適正化に努めた。 2.柔道整復等の点検実施やジェネリック医薬品の啓発を行い、医療費の適正化に努めた。 3.財政健全化計画に基づき、調定額ベースで3%程度の税率改正を行った。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		

課題及び今後の方向性	A拡大	説明	令和7年度国民健康保険税収入は令和6年度より収入減であったが、一般会計繰入金は、減額となりました。今後も、財政健全化計画に基づき、国民健康保険運営協議会での協議のもと、税率改正を行っていきます。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	国民健康保険事業
担当部署	住民部 住民課 国保年金係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		3,569,541	3,578,865	3,624,445	3,471,456	3,471,456	3,649,320	3,633,759
内 訳	一般財源	1,117,181	1,150,074	1,195,654	1,110,479	1,110,479	1,087,451	1,147,763
	国庫支出金	293	12,584	12,584	16	16	16,346	31
	都支出金	2,452,067	2,416,207	2,416,207	2,360,961	2,360,961	2,545,523	2,485,965
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	総務費	25,227	30,773	25,342	27,551	27,551	40,703	34,656
	保険給付費	2,353,220	2,362,753	2,450,685	2,309,570	2,309,570	2,448,648	2,450,685
	国民健康保険事業費納付金	1,128,930	1,090,315	1,099,436	1,082,978	1,082,978	1,078,050	1,099,436
	共同事業拠出金	1		1				1
	保健事業費	40,940	37,116	39,938	39,796	39,796	30,448	39,938
	基金積立金	1		1	1	1		1
	公債費			124	124	124		124
	諸支出金	21,222	57,908	7,011	7,011	7,011	51,471	7,011
	予備費			1,907	4,425	4,425		1,907
コメント	データヘルス計画の改定を行い、腎症重症化予防事業を委託により実施する。制度改正等、動向を注視し、対応する。	データヘルス計画に基づき、腎症重症化予防事業を委託により実施する。制度改正等、動向を注視し、対応する。	データヘルス計画に基づき、医療費適正化、保健事業の推進に努める。 令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が始まるため、制度改正等、動向を注視し、対応する。				令和8年度から、子ども・子育て支援金制度に基づき、国民健康保険税からの拠出が始まる。	

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	令和7年度までレセプト点検対応のため、会計検度任用職員は雇用されていますが、令和8年度以降、レセプト点検対応は、職員で対応することになりました。しかし、国民健康保険制度改正が度々あり、業務も以前より複雑になってきており、申請や相談に来庁する住民も多く、人員は厳しい状況です。今後、人件費について国庫補助があるため、年金業務においての国民健康保険業務兼務の会計年度任用職員を希望します。	
	人員増の必要性	●必要である 必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	後期高齢者事業				担当部署	住民部 住民課 国保年金係			
					作成者	川端 秀明			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	3	社会保険制度			
	施策名	1	社会保険制度の適正な運用			重点	－	創生	－
10年後のめざす姿	社会保険制度が安定して運用され、それぞれの制度の加入者が必要になった時に、適切なサービスを受けることができます。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	被保険者は、①広域連合の地域内に居住する75歳以上の方。②65歳から74歳までの障害者の方で、障害者手帳1級から3級と4級の一部、愛の手帳1度2度、精神障害者手帳に該当する者で広域連合の認定を受けた方。保険料は、個人単位で計算され、個人が納付義務者になる。 制度の運営は、東京都後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と事務を分担して行われ、高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	政府・与党医療改革協議会が取りまとめた医療制度改革大綱では、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現として、平成20年度に新たな高齢者医療制度を創設。 ○平成25年8月の社会保障制度国民会議では、後期高齢者制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況を踏まえ、必要な改善を行うことが適当と報告される。 ○令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中、現役世代が負担する後期高齢者支援金を減少させ、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するために、令和4年10月より1割負担の被保険者のうち一定以上所得があるものについて、窓口負担2割が施行。 ○令和6年4月から、出産育児一時金に必要な費用のうち一部(7%)を、後期高齢者医療保険料から支援する。 ○令和6年12月2日から保険証の新規発行停止。暫定的な運用で、マイナ保険証の登録有無に関わらず、新規加入者には、資格確認書を交付。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	①後期高齢者医療制度及び制度改正を被保険者に分かりやすく広報等で周知。 ②保険料の通知、納付書の発行及び保険料変更通知の発行を速やかに実施。 ③現年度、過年度滞納分の徴収率の向上に努める。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	①後期高齢者医療制度について広報で周知するとともに、町ホームページの掲載内容を精査し、わかりやすい内容となるよう追加・修正を行った。 ②保険料の通知、納付書の発行及び保険料変更通知の発行を速やかに行った。 ③滞納者に電話催告を行ったり、口座振替を勧め、納め忘れ防止に努めた。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	後期高齢者医療制度への加入者が毎年増加しており、後期高齢者医療制度や保険料については、被保険者への周知や丁寧な説明が必要となる。また、保険料未納者へは早期の対応を行い、公平な負担に努める。
------------	---	----	--

事務事業名	後期高齢者事業
担当部署	住民部 住民課 国保年金係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		893,140	952,357	969,108	955,430	955,430	1,018,165	1,009,226
内 訳	一般財源	864,254	919,127	935,561	921,946	921,946	984,321	975,679
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源	28,886	33,230	33,547	33,484	33,484	33,844	33,547
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	総務費	4,310	6,491	7,381	6,806	6,806	7,730	7,381
	保険給付費	13,150	15,350	13,800	13,550	13,550	15,250	13,800
	広域連合負担金	846,825	902,857	916,619	903,239	903,239	960,878	956,737
	保健事業費	24,619	27,394	30,685	31,137	31,137	28,875	30,685
	諸支出金	4,236	265	316	340	340	5,432	316
	予備費			307	358	358		307
	コメント	令和5年度は、保険証の一斉更新なし。	令和6年度は、保険証の一斉更新を実施。	後期高齢者医療保険加入者数が毎年、増加しているため、広域連合負担金の増額を見込んでいます。令和7年度は、暫定運用としてマイナ保険証の登録有無に関わらず、新規加入者及び一斉更新時に資格確認書を交付。				令和8年度は、暫定運用廃止に伴い、一斉更新時に資格確認書又は資格情報のお知らせを交付予定。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求		
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	介護保険認定・給付事務				担当部署	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係			
					作成者	鈴木 晃司			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	3	社会保険制度			
	施策名	1	社会保険制度の適正な運用			重点	—	創生	—
10年後のめざす姿		社会保険制度が安定して運用され、それぞれの制度の加入者が必要になった時に、適切なサービスを受けることができます。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次瑞穂町長期総合計画、第4次地域保健福祉計画、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、瑞穂町介護保険条例、瑞穂町介護保険条例施行規則、瑞穂町介護認定審査会規則							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	介護保険制度は、要支援または要介護状態の高齢者が能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行うことを目的とする。介護保険の利用者は、65歳以上の高齢者(第1号被保険者)と40歳から64歳までの介護保険の対象となる病気(特定疾病)で利用を希望する者(第2号被保険者)である。介護保険の利用希望者は認定申請を町に提出し、調査員による対面調査(訪問調査)を受ける。町は調査員が書いた調査書と主治医の意見書をもとに、医療・保健・福祉分野の専門家による「介護認定審査会」において最終的な審査・判定を行う。要介護(要支援)認定されたサービス利用希望者は、介護支援専門員とともに必要な介護サービスを選択し利用する。介護保険による給付は、在宅介護の必要に応じて7段階の「区分支給限度基準額」が設定されており、その範囲内で介護保険からサービスが給付される。サービス利用者は、原則としてかかった費用の1割から3割を支払うものである。町は介護サービス事業所に対し、適切な運営が図れるよう指導・助言を行っている。また、介護保険制度の改正により、要支援認定者や基本チェックリストで事業対象者となった者のうち「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。))の利用を希望する者(令和3年度より地域の実情に応じて要介護認定者も利用可能)は、高齢者の介護予防と高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援を目的とした総合事業による多様なサービスを利用することができる。そのような状況の中で、介護保険制度を適正に運営し、介護認定審査会の公平かつ公正な介護認定や、介護給付費等の適正化を図っていく。また、自立支援に向けた必要なサービスを安定して提供できるよう、介護サービス事業者等の適正な運営に向けて指導・監督に努める。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成12年4月に、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みをつくり、家族の負担を軽減し、安心して暮らせる社会をつくるために介護保険制度がスタートした。平成15年4月に、一次判定に使用するコンピュータソフトや介護サービス利用料が改定された。平成16年4月に、介護認定審査会は定数を8名から10名とし、5名を1グループとした2つの合議体(審査会)を設置した。平成18年4月に、従来の要介護度6区分から7区分に細分化され、要支援1・2の方を対象に新予防給付が開始された。また、介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活が継続できるように地域密着型サービスが創設された。平成21年4月に、介護認定の調査項目が変更されるとともに、介護サービス利用料が一部改定された。介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行っており、第9期計画(令和6年度～令和8年度)では、介護予防・地域づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進、介護現場の革新を制度改正の3本柱として地域共生社会の実現と団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年への備えを進めていく。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	国民健康保険団体連合会から提供されるデータや、リハビリ専門職(理学療法士等)を活用、町内事業所の主任介護支援専門員と協力したケアプラン点検を実施し、給付適正化事業の充実を図る。また、町内地域密着型サービス事業者等への適切な指導・助言を行いサービスの質の向上を図る。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	町内事業所の主任介護支援専門員と協力してケアプラン点検を実施したことで、事業所職員のケアプラン作成の質を向上させることができ、介護サービス利用者が適切なサービスを利用できる環境を整えることができた。また、町内地域密着型サービス事業者等への適切な指導・助言を行ったことで、当該事業者の運営の質を向上させることができた。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	引き続き、町内の事業所が適正に事業を実施しているか確認することで、町の介護サービスの質を確保していく。介護認定者数及び介護給付費については、それぞれ増加傾向であることから、その傾向を適切に捉え、継続的な介護保険事業が運営できるよう、第10期計画を策定する必要がある。
------------	---	----	---

事務事業名	介護保険認定・給付事務
担当部署	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7			R8	
事業費		2,485,238	2,476,265	2,622,065	2,726,103	2,645,509	2,753,825	2,777,802
内 訳	一般財源	385,183	369,128	393,310	393,771	385,359	384,198	416,670
	国庫支出金	457,812	453,636	466,727	489,061	486,347	523,205	494,449
	都支出金	372,915	369,924	388,066	406,995	394,887	411,556	411,115
	地方債及びその他の特定財源	1,269,328	1,283,577	1,373,962	1,436,276	1,378,916	1,434,866	1,455,568
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	審査会運営に係る会計年度任用職員の雇用	9,575	11,975	11,768	12,052	11,465	10,550	11,768
	指定市町村事務受託法人実地指導委託料	154	231	231	154	154	154	231
	認定審査会委員報酬 10人	4,956	5,250	5,148	5,244	5,244	4,728	5,148
	認定審査会委員旅費		8	8	8	8		8
	消耗品費	87	89	93	92	89	88	93
	通信運搬費	713	722	658	1,014	1,014	986	658
	主治医意見書作成手数料	6,814	7,505	6,548	7,012	7,012	6,649	6,548
	審査会システムに係る保守委託料	423	424	424	1,281	1,281	1,280	424
	認定調査委託料	1,215	1,373	1,584	1,294	1,294	890	1,584
	認定調査に係る旅費	22	30	22	39	39	14	22
	保険給付費(計)	2,461,279	2,448,658	2,595,581	2,697,913	2,617,909	2,728,486	2,751,318
	内 訳							
	介護給付	958,430	947,520	1,004,372	1,046,796	1,011,792	926,211	1,064,635
	介護予防	70,821	71,018	75,280	79,584	79,584	64,177	79,797
	地域密着	132,436	131,376	139,259	149,088	144,084	154,325	147,615
	施設サービス	1,159,680	1,156,884	1,226,298	1,265,700	1,225,704	1,279,888	1,299,876
	その他(高額サービス等)	139,912	141,860	150,372	156,745	156,745	303,885	159,395
	コメント	高齢者人口の増加に伴う認定申請及び介護サービス利用者の増加を見込み、保険給付費は、前年度比4％増、主治医意見書作成手数料は、10％増で算定。指定市町村事務受託法人実地指導委託を令和4年度も3事業所を実施する。財源は前年度の財源比率でそれぞれ算定。	高齢者人口の増加に伴う認定申請及び介護サービス利用者の増加を見込み、保険給付費は、前年度比3％増、主治医意見書作成手数料は、10％増で算定。指定市町村事務受託法人実地指導委託を令和5年度は4事業所を実施する。財源は前年度の財源比率でそれぞれ算定。	高齢者人口の増加に伴う認定申請及び介護サービス利用者の増加を見込み、保険給付費は、前年度比6％増とした。要介護認定に伴う認定調査委託件数の増加を見込み増額とした。財源は前年度の財源比率でそれぞれ算定。				高齢者人口の増加に伴う認定申請及び介護サービス利用者の増加を見込み、保険給付費は、前年度比6％増とした。財源は前年度の財源比率でそれぞれ算定。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

	主 管 課		査 定
人員 要求			
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない	
評価・査定			

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	介護保険事業計画の推進				担当部署	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係			
					作成者	鈴木 晃司			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	3	社会保険制度			
	施策名	1	社会保険制度の適正な運用			重点	－	創生	－
10年後のめざす姿	社会保険制度が安定して運用され、それぞれの制度の加入者が必要になった時に、適切なサービスを受けることができます。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次瑞穂町長期総合計画、第4次地域保健福祉計画、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、介護保険法・介護保険法施行令、地域地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法の一部を改正する法律							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	平成12年4月「高齢者の自立支援」を基本理念とし、行政による措置制度から利用者本位の契約制度への転換により、「保健・医療・福祉の総合的な介護サービスの提供を行う」介護保険制度が施行された。介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画に位置付けされ、介護保険法施行令により、介護保険の実施主体である市町村が、「国の示す基本指針に即して介護保険事業計画を策定する」ことが義務付けられている。介護保険事業計画は、東京都が市町村に対し技術的支援を行うこととしているが、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施及び計画的な実現を目指すものとしている。介護保険事業計画は「3年を1期」(平成17年度以前は「5年を1期」)として策定される。 この計画を策定するため、一般高齢者(要支援認定者含む)を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅の要介護・要支援認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、それらの調査結果や国が提供した「見える化システム」の分析結果を基に、計画策定のための専門分科会等の意見を参考にしながら「介護保険事業計画」を策定する。 事業計画に記載した地域の実情に応じた取組を着実に進めるとともに、PDCAサイクルを活用し、計画の進捗管理を行っていく。なお、計画は介護保険制度改正に基づき中長期的な視点をもち、3年ごとに改定を行い、高齢者のニーズに合った質の高いサービスが受けられる地域づくりを目指していく。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成12年4月に介護保険制度が導入されて以来、策定した介護保険事業計画に基づいて、事業を運営してきた。要介護・要支援認定者、一般高齢者を対象として「高齢者の生活実態調査」を令和4年度に実施し、その基礎データを基に令和5年度に「令和6年度から進める第9期介護保険事業計画」を策定。社会の支援や介護が必要になったときに、町民のニーズにあった質の高いサービスが受けられる社会づくりを目指す。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	第9期計画を着実に推進するとともに、計画に記載した取組内容、目標に対する進捗状況を評価し、住民に公表する。取組方法等の改善が必要な場合には、その方法等を検討する。第10期計画の策定に向け、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態調査」を適切に実施する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	介護保険運営協議会において、町内関係者に対して第9期計画の進捗を報告したことで、計画及び町の介護保険事業についての理解を深めることができた。また、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態調査」を実施したことで、第10期計画に向けた基礎資料を作成することができた。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	介護保険運営協議会においては、引き続き町の介護保険事業についての進捗状況等を報告することで、理解を深めていくとともに、第10期計画作成に向けて、介護保険事業を運営する視点からの意見を聴取していく。また、令和7年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の結果を踏まえるとともに、介護保険を持続して運営できるよう事業計画を策定していく。
------------	---	----	--

事務事業名	介護保険事業計画の推進
担当部署	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	介護保険運営協議会
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		2,200	924	3,161	4,816	4,816	3,792	2,927
内 訳	一般財源	2,200	924	3,161	4,816	4,816	3,792	2,927
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	介護保険運営協議会委員報酬	42	42	42	42	42	42	42
	地域保健福祉審議会委員報酬	178						210
	高齢者保健福祉計画等策定に伴う実態調査	1,980		3,119	4,774	4,774	3,750	2,653
	高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定							
	パンフレット印刷		882					
	パンフレット配布委託							
	職員普通旅費							22
	コメント	第8期計画の最終年度。第9期計画策定のため、計画策定支援業務委託料の増額、専門分科会委員報酬及び職員普通旅費（都庁：ヒアリング等のため）を追加計上した。	第9期計画の初年度となる。主旨普及用パンフレットの作成・全戸配布の経費として、印刷製本費と配布委託料を計上。なお、配布方法を全戸配布から窓口配布に変更した。	第9期計画の2年目。次期計画策定に向け実態調査を行う。委託料はR4事業費(297万円)の5%増。委託は計画策定と合わせ債務負担行為で行う。			第9期計画の最終年度。第10期計画策定のため、計画策定支援業務委託料の増額、専門分科会委員報酬及び職員普通旅費（都庁：ヒアリング等のため）を追加計上した。	

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

	主 管 課		査 定
人員 要求			
	人員増の必要性	必要である ● 必要ではない	
評価・査定			

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	特定健康診査・特定保健指導事業				担当部署	福祉部 健康課 成人保健係			
					作成者	鳥海 和正			
長期総合計画	基本目標	1	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	施策分野	3	社会保険制度			
	施策名	1	社会保険制度の適正な運用			重点	—	創生	—
10年後のめざす姿		社会保険制度が安定して運用され、それぞれの制度の加入者が必要になった時に、適切なサービスを受けることができます。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律・第5次瑞穂町長期総合計画 第4期瑞穂町特定健康診査等実施計画							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【目的】 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査を実施することで、生活習慣病の予防及び早期発見を図る。また、結果により抽出した生活習慣病のハイリスク者を対象に、専門職による特定保健指導を行うことで、生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐ生活習慣の改善につなげる。長期的には町の医療費の適正化を目指す。 【事業内容】 対象者:40歳～74歳までの国民健康保険加入者 方法 ①特定健康診査:町医師会、公立福生病院、集団健診実施機関に委託。 ②特定保健指導:特定保健指導実施事業者に委託又は、直営で実施。(管理栄養士・保健師等専門職による個別又は集団指導)							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成18年6月 健康保険法等の一部を改正する法律などの医療制度関連法の成立 (生活習慣病の慢性疾患の増加に伴い、医療費が増大したため) 平成20年度～ 全医療保険者に40歳～74歳までの被保険者、被扶養者に特定健康診査・特定保健指導の実施と特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施するため、特定健康診査等実施計画の策定が義務付けられた。 (高齢者の医療の確保に関する法律第18条、19条、第24条) ※第1期瑞穂町特定健康診査等実施計画(平成19年度策定) 計画期間:平成20年度～平成24年度 第2期瑞穂町特定健康診査等実施計画(平成24年度策定) 計画期間:平成25年度～平成29年度 第3期瑞穂町特定健康診査等実施計画(平成29年度策定) 計画期間:平成30年度～令和5年度 平成30年度 集団健診会場での特定保健指導初回面談を開始 令和元年度 事業主健診等結果把握促進事業開始 (特定健診以外で受診した場合の受診費一部助成、消耗品の配布) 令和5年度 第4期瑞穂町特定健康診査等実施計画の策定(計画期間:令和6年度～令和11年度) 特定健康診査の西多摩地域内の相互乗り入れの検討に向け、西多摩医師会により西多摩医療提供体制懇話会が設置される。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	第4期特定健診等実施計画に基づき、特定健康診査等の目標受診率達成を目指すため、40歳・50歳代の未受診者を中心に受診勧奨を実施し、受診率を維持向上させる。また、特定保健指導の必要性の啓発活動や無関心者への情報提供等を医師会や関係団体と連携する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	特定健康診査及び特定健康指導は、40歳・50歳代の未受診者を中心に受診勧奨を実施した。なお、集団検診の際に特定保健指導の対象となった方への初回面接を実施し、実施率の向上に務めた。 特定健康診査 45.9%(昨年度比▲0.7P) 特定保健指導21.0%(前年度比▲4.7P)

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	特定健康診査及び特定健康指導の実施に関する基準に定められた医学的な根拠のある手法を用いた手段を取らざるを得ないが、健康診査によって疾病の早期発見と治療につなげるため、受診機会を逸しないように勧奨を継続する。
------------	---	----	---

事務事業名	特定健康診査・特定保健指導事業
担当部署	福祉部 健康課 成人保健係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	特定健康診査事業の周知
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	健康づくり推進委員や町内会・自治会と連携し、特定健康診査事業の周知を図ることで、受診率の向上が期待できる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		34,893	31,644	30,193	31,631	31,488	27,550	30,193
内 訳	一般財源	21,336	22,756	21,305	22,762	21,685	16,646	21,305
	国庫支出金							
	都支出金	13,557	8,888	8,888	8,869	9,803	10,904	8,888
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	当初要求	決算額	行評要求
	報酬	190	336	336	138	138	76	336
	旅費	7	10	10	10	7		10
	需用費	128	162	162	161	151	137	162
	役務費	1,183	1,251	1,251	1,544	1,452	1,362	1,251
	委託料	26,060	29,022	27,571	29,007	29,007	23,609	27,571
	負担金・補助及び交付金	757	863	863	771	733	680	863
	償還金・利子及び割引料	2,168					1,686	
	第4期特定健康診査等実施計画策定委託料	4,400						
	コメント	第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査の受診率増及び、特定保健指導の実施率増を目指す。40歳・50歳代の受診者を増やすために、電話の利用及び、他課や医療機関と連携した効率よい受診勧奨に努める。診療報酬点数改定により、需用費及び委託料の増額が見込まれる。人間ドックや事業主健診を受診し、その結果を提供した国民健康保険加入者に対するインセンティブ事業により、受診者の向上を図る。	第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査の受診率増及び、特定保健指導の実施率増を目指す。40歳・50歳代の受診者を増やすために、電話の利用及び、他課や医療機関と連携した効率よい受診勧奨に努める。人間ドックや事業主健診を受診し、その結果を提供した国民健康保険加入者に対するインセンティブ事業により、受診者の向上を図る。また、健康ポイント事業(みずほ健康ポイントあるってこ)を活用し、受診率の向上を図る。	第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査の受診率増及び、特定保健指導の実施率増を目指す。40歳・50歳代の受診者を増やすために、電話の利用及び、他課や医療機関と連携した効率よい受診勧奨に努める。人間ドックや事業主健診を受診し、その結果を提供した国民健康保険加入者に対するインセンティブ事業により、受診者の向上を図る。また、健康ポイント事業(みずほ健康ポイントあるってこ)を活用し、受診率の向上を図る。				同左

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	事業の主たる財源は保険税であるため、支出の抑制に努める。特定保健指導の実施率を上げるために、参加申込み方法の改善や、委託業者による参加勧奨の実施及び管理栄養士を活用し、参加しやすい環境を整える。 子ども家庭センターの設置に伴い、健康課人員配置の調整を行ったことにより、成人保健事業の実施のため、令和6年10月から会計年度任用職員(栄養指導専門員)を1名任用している。	
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない
評価・査定		

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	2	子どもたちがのびのびと育つまち
施策分野	1	子育てしやすい環境
10年後のめざす姿		全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるまちとなっています。

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
この地域で、今後も子育てをして いきたいと回答した人の割合の 平均値	91.8% (令和元年度)	92.6%	94.0%	92.4%	94.5%	93.7% (算定中)
移動児童館の利用者数	1,917人 (令和元年度)	2,214人	2,081人	2,280人	2,236人	2,619人 (1,629人)
説明・コメント						-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	125,833	125,096	141,392	164,535	148,215
国庫支出金	85,247	81,899	108,803	89,526	81,662
都支出金	119,602	112,056	140,383	153,322	140,495
地方債及びその他の特定財源	53	48	586	40	40
総事業費(計)	330,735	319,099	391,164	407,423	370,412

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	136,826	123,127	142,753	138,268	144,025
国庫支出金	49,369	54,307	64,130	75,322	75,285
都支出金	85,312	92,943	120,049	129,808	125,405
地方債及びその他の特定財源	7	8	18	14	12
総事業費(計)	271,514	270,385	326,950	343,412	344,727

施策の評価(分析)

--

4 重点施策

			担当課	子育て応援課・子ども家庭センター課
施策	1	切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援	基本構想・重視すべき視点	つながる地域づくり
年度	【進捗状況】(主な取組等)		【評価・査定】	
令和3年度	全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるよう、医療費助成、保護者負担軽減、子どもと親の居場所づくり等を適正に実施した。(子育て応援課) 子育て世代包括支援センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦・子育て家庭の相談に応じた。関係機関との適切な連携、産前・産後サポートや産後ケア事業の提供等を通して、きめ細やかな支援を行っている。また、支援関係者や子育ての当事者による外部評価を活用し、事業を効果的な支援に結びつけるため、(仮称)子育て世代包括支援センター運営協議会を立ち上げるべく、準備会を開催した。(健康課)		コロナ禍においても、相談業務を継続し、子育て家庭が孤立することなく、支援の充実が伺える。今後、子ども家庭センター立上げについて、強固な連携を期待する。	
令和4年度	全ての子育て家庭が、未来にわたって安心して子育てができるよう、医療費助成、保護者負担軽減、子どもと親の居場所づくり等を適正に実施した。(子育て応援課) 子育て世代包括支援センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦・子育て家庭の相談に応じた。関係機関との適切な連携、産前・産後サポートや産後ケア事業の提供等を通して、きめ細やかな支援を行っている。また、支援関係者や子育ての当事者による外部評価を活用し、事業を効果的な支援に結びつけるため、子育て世代包括支援センター運営協議会を立ち上げ、10月に会議を開催した。(健康課) 国が創設した「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業(出産・子育て応援交付金)」を令和5年3月に事業を開始した。相談支援の充実と経済的支援の強化を目指し、妊産婦・乳児の支援を更に推進する。(健康課)		国の子育て応援交付金、東京都のとうきょうママパパ応援事業補助金などの拡充により、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に対し、伴走型支援の充実が図られた。妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の住民サービス向上に寄与している。	
令和5年度	全ての子育て家庭が、未来にわたって安心して子育てができるよう、医療費助成、保護者負担軽減、子どもと親の居場所づくり等を適正に実施した。(子育て応援課) 子育て世代包括支援センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦・子育て家庭の相談に応じた。関係機関との適切な連携、産前・産後サポートや産後ケア事業の提供等を通して、きめ細やかな支援を行っている。(健康課) また、支援関係者や子育ての当事者による外部評価を活用し、事業を効果的な支援に結びつけるため、子育て世代包括支援センター運営協議会を7月と1月に開催した。(健康課) 国が創設した「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業(出産・子育て応援交付金)」を令和5年3月に事業開始したが、更に1歳前後の児を養育する子育て家庭を対象としたバースデーサポート事業(都補助事業)を10月に開始した。これらの事業を通じて相談支援の充実と経済的支援の強化を図り、妊産婦・子育て家庭への切れ目のない支援を更に推進する。(健康課)		子育て応援課と健康課を中心に、様々な子育て支援施策を実施している中で、引き続き細やかな支援の充実に努められたい。また、国や東京都の新たな政策を見据えながら、瑞穂町に合った、適切な施策を展開できる体制づくりを構築するとともに、(仮称)子ども家庭センターの設置など、時代の変化に対応できる組織となるよう努められたい。	
令和6年度	全ての子育て家庭が、未来にわたって安心して子育てができるよう、高校生等医療費助成の一部負担金(200円)を撤廃し、0歳から18歳までの医療費を実質無償化とした。また、保護者負担軽減、子どもと親の居場所づくり等を適正に実施した。(子育て応援課) 令和6年10月に「子ども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の両機能の一体的な相談支援を行うため、月2回の連携会議の開催やサポートプランの試験運用等で、体制を整えた。各種研修に参加する等で、相談支援の充実を図るとともに、バースデーサポート事業の家事・育児パッケージの使用できる金額を増やし経済的支援の強化を図る等で、妊産婦・子育て家庭への切れ目のない支援を推進した。(子ども家庭センター課)		子ども家庭センターの設置により、今後よりきめ細やかな支援・サポートが可能となる。また、医療費助成等を含めた子育て家庭に対する経済的支援の強化を図っていることは評価できる。今後は、民間団体等と連携し支援体制の強化や更なる財源の確保に努められたい。	
令和7年度	全ての子育て家庭が、未来にわたって安心して子育てができるよう医療費助成事業を適正に実施するとともに、子育てほっとブックを活用し、様々な支援等について周知を図った。また、令和7年9月から開始された都の保育料等第一子無償化への対応及び保護者負担軽減策による支援、子どもと親の居場所づくり等を適正に実施した。(子育て応援課) 「子ども家庭センター」は、児童福祉と母子保健の両機能の一体的な相談支援を行うため、合同会議の開催やサポートプランの運用等により綿密な連携を図っており、特定妊婦を始めとしたリスクの高い妊産婦や子育て家庭に対し、虐待の予防的支援として一定の効果をあげている。 支援に当たる専門職等は各種研修への参加等により、相談支援の充実を図るとともに、妊婦支援給付金や家事・育児パッケージ等の経済的支援を一体的に行うことで、妊娠期から子育て期の全て家庭に対し、切れ目のない支援を推進した。(子ども家庭センター課)			

5 個別事務事業概要

(単位:千円)

No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	子どもたちのための医療費助成事業	子育て応援課	139,214	130,831	155,345
事務事業の概要 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健向上及び健やかな育成並びに経済的負担軽減を図り、子育て支援に資することを目的とする。					
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	保護者負担軽減等に関する事業	子育て応援課	120,205	118,808	187,925
事務事業の概要 ・私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金(東京都補助)は、町民税所得割課税額に応じて、年2回、10月と3月に直接保護者に交付している。保護者の負担を軽減し、幼稚園教育の振興と充実に資することを目的としている。・平成22年度からは、都の補助月額に町の補助月額3,500円(第1子)、4,500円(第2子以降)を加算して支給している。・町内私立幼稚園協会へは、幼稚園の活性化と職員の資質の向上を目的として、幼稚園協会の主催する研修会や教材費等に年額30万円を補助している。・令和元年10月より、幼児教育・保育無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付費負担金の支給をしている。					
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
3	あすなろ児童館事業	子育て応援課	21,843	21,037	21,317
事務事業の概要 再掲として、7-4 公共施設マネジメントに記載あり 児童館は、児童福祉法に基づく18歳未満の児童を対象とする児童厚生施設である。児童の健全育成を図るとともに、遊びを通した仲間づくりや、健康で心豊かに育つことを助ける場としている。児童館の主な事業は、子どもたちの自由な活動を見守り・助言する「日常活動」、スポーツ・料理・工作等の「各種教室」、お楽しみ会・観劇鑑賞会・運動会等の「行事活動」、幼児と保護者を対象とした定期的な活動や、子育てに関する情報交換の場の提供と相談事業等の「子育て支援活動」、子どもスタッフにより企画・運営する「子どもまつり」である。					
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
4	子ども家庭支援センター事業	子ども家庭センター課	19,181	17,825	17,962
事務事業の概要 再掲として、7-4 公共施設マネジメントに記載あり 子ども家庭支援センターは、18歳未満の子どもと家庭に関するあらゆる相談や妊婦からの相談を受け、児童虐待の未然防止や保護者の育児負担の軽減、良好な家庭環境への改善に向けた支援などを行っている。また、保護者同士の交流の場や子育て支援サービスを提供するなど、子育て家庭の総合拠点としての役割を果たしているほか、関係機関内で支援が必要な児童の情報共有や支援内容の協議、連携による支援を行っている。さらに、虐待による重篤な事件を発生させないため、独自に「子どもへの虐待防止・対応の手引き」(平成22年度策定 令和2年度改訂)等を活用し、各分野の職員の虐待に対する意識や専門性の向上、要保護児童対策地域協議会などとの連携強化を図っている。					
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
5	妊婦健康診査・新生児聴覚検査	子ども家庭センター課	14,596	11,931	15,754
事務事業の概要 妊婦健康診査(以下「妊婦健診」という。):妊婦並びに胎児の疾病や異常の早期発見、治療及び健康に関する保健指導を実施することで、健やかで安心な出産を支援することを目的とする。 新生児聴覚検査:聴覚障害を早期発見し、適切な治療・支援を行い、音声言語発達への影響を最小限にすることを目的とする。					
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
6	出産・子育て応援事業	子ども家庭センター課	55,373	44,295	50,667
事務事業の概要 全ての子育て家庭に専門職が妊娠期から関わり、妊産婦の心身の不調を早期発見、支援することにより、出産、育児に関する負担や不安を軽減させる。 対象:町で妊娠・出産・育児を行う全ての家庭					
合 計 額			370,412	344,727	448,970

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	子どもたちのための医療費助成事業				担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係			
					作成者	栗原 康弘			
長期総合計画	基本目標	2	子どもたちがのびのびと育つまち	施策分野	1	子育てしやすい環境			
	施策名	1	切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援			重点	○	創生	○
10年後のめざす姿	全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるまちとなっています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	国民健康保険法、東京都乳幼児医療費助成事業実施要綱及び補助要綱、瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例及び施行規則、東京都義務教育就学児医療費助成事業実施要綱及び補助要綱、瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例及び施行規則、東京都高校生等医療費助成事業実施要綱及び補助要綱、瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例及び施行規則、瑞穂町子ども計画							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健向上及び健やかな育成並びに経済的負担軽減を図り、子育て支援に資することを目的とする。 《乳幼児医療費助成事業(以下【マル乳】)》 - 対象…小学校入学前の児童を養育している方(生活保護受給者等、対象外あり) - 有効期間…10月1日から9月30日まで - 助成内容…国民健康保険、社会保険等、各種医療保険で診療を受けた際の医療費(保険適用分)の自己負担金を助成する。健康保険8割、助成2割 《義務教育就学児医療費助成事業(以下【マル子】)、高校生等医療費助成事業(以下【マル青】)》 - 対象…小・中学生及び高校生等の児童を養育している方(生活保護受給者等、対象外あり) - 有効期間…10月1日から9月30日まで - 助成内容…国民健康保険、社会保険等の各種医療保険で診療を受けた時の医療費(保険適用分)の自己負担金を助成する。健康保険7割、助成3割 【マル子】通院1回につき200円(調剤・訪問看護を除く)の一部負担(医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額)なし。 【マル青】通院1回につき200円(調剤・訪問看護を除く)の一部負担(医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額)なし。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	- 平成6年1月:【マル乳】開始(対象年齢:を3歳未満) - 平成6年10月:【マル乳】入院時食事療養費標準負担額が助成対象となる - 平成10年10月:【マル乳】対象年齢を3歳未満から4歳未満に拡大 - 平成12年10月:【マル乳】入院時食事療養費標準負担額が対象者負担となる対象年齢を4歳未満から5歳未満に拡大 - 平成13年10月:【マル乳】対象年齢を5歳未満から義務教育就学前に拡大 - 平成19年10月:【マル子】開始 - 平成20年10月:【マル乳】所得制限を撤廃 - 平成21年9月30日までは、健康保険7割、助成1割、自己負担2割【マル子】 - 平成21年10月:【マル子】通院(調剤・訪問看護を除く)の場合のみ1回につき200円(医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額)の一部負担 - 平成24年10月:【マル子】所得制限の緩和 - 平成27年6月:【マル乳】【マル子】現況届申請手を省略 - 平成28年9月:【マル乳】【マル子】年度一括更新作業を実施 - 令和2年10月:【マル子】所得制限を撤廃 - 令和5年4月:【マル青】開始 - 令和5年10月:【マル子】通院1回につき200円(調剤・訪問看護を除く)の一部負担(医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額)を撤廃 - 令和6年10月:【マル青】通院1回につき200円(調剤・訪問看護を除く)の一部負担(医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額)を撤廃 - 令和7年3月:オンライン資格確認に必要なPMH(Public Medical Hub)システムを導入し、マイナ保険証を使用した医療証資格確認の開始 - 令和7年10月:東京都がマル乳、マル子、マル青医療費助成制度の所得制限を撤廃(一部負担金の200円は継続)							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	全ての医療費助成制度において、申請漏れ等がないよう配慮するとともに、ひとり親家庭等医療費助成(マル親)との切替を適切に行う。マイナポータルの活用等、住民の利便性向上及び事務の効率化を図る。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分以上達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	乳幼児、義務教育就学児及び高校生等医療費助成において、申請受付、医療証発行及び更新事務、医療給付費支出等を適正に行った。また、医療費助成制度の改正に伴う規則改正及び要綱制定等についても、滞りなく対応することができた。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	子育て支援の観点から、当該事業は継続していく。医療費助成制度に関する事務等の適正執行を続けるとともに、他制度の担当部署(福祉課)との連携により、事務の効率化を図っていく必要がある。また、住民の利便性向上のため、今後もマイナポータル(ぴったりサービス)や書かない窓口、そしてマイナ保険証の活用等について周知していく。
------------	---	----	---

事務事業名	子どもたちのための医療費助成事業
担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		113,431	128,926	155,345	139,225	139,214	130,831	155,345
内訳	一般財源	50,649	58,697	62,141	61,252	63,599	59,289	75,522
	国庫支出金							
	都支出金	62,782	70,229	93,204	77,973	75,615	71,542	79,823
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	報酬	4,731	4,848	5,286	5,086	5,086	4,655	5,286
	職員手当等	590	887				1,968	
	旅費	3	4	4	7	7	3	4
	需用費	289	321	450	549	548	363	450
	役務費	412	420	525	547	537	486	525
	委託料	3,248	3,366	3,939	3,568	3,568	4,169	3,939
	扶助費	104,158	119,080	145,141	129,468	129,468	119,187	145,141
	コメント	・4月から開始した高校生等医療費助成事業は、令和5年度から3年間は、基本的には全額が東京都負担となる。 ・10月に義務教育就学児医療費助成事業における、一部自己負担額を撤廃した。	・10月に高校生等医療費助成事業における、一部自己負担額を撤廃し、0歳から18歳までの医療費が無償となった。	・今後の医療費の推移を注視していく。 ・扶助費内訳 乳幼児医療費助成(マル乳) 33,637千円 義務教育就学児医療費助成(マル子) 65,687千円 高校生等医療費助成(マル青) 19,863千円				・今後の医療費の推移を注視していく。 ・扶助費内訳 マル乳 43,257千円 マル子 78,926千円 マル青 22,958千円

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	受付窓口の業務に係る時間が多く、事務処理の遅滞を防ぐため、会計年度任用職員の任用により解消を図っている。	
	人員増の必要性	
		必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	保護者負担軽減等に関する事業				担当部署	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係			
					作成者	榎本 康弘			
長期総合計画	基本目標	2	子どもたちがのびのびと育つまち	施策分野	1	子育てしやすい環境			
	施策名	1	切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援			重点	○	創生	○
10年後のめざす姿		全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるまちとなっています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	瑞穂町子ども計画、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱、瑞穂町幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱、瑞穂町子育てのための施設等利用給付等に関する規則、瑞穂町私立幼稚園協会補助金交付要綱、瑞穂町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱、瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金交付要綱、瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰緊急対策補助金交付要綱							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	・町内私立幼稚園協会へは、幼稚園の活性化と職員の資質の向上を目的として、幼稚園協会の主催する研修会や教材費等に年額30万円を補助している。 ・令和元年10月より、幼児教育・保育無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付費負担金の支給をしている。 ・令和4年度から令和6年度まで、物価高騰による保護者負担の増加を防止するため、幼稚園等に対し給食食材費臨時支援補助金及び物価高騰臨時対策事業補助金を交付した。 ・令和7年度末で、福正寺松濤幼稚園廃止予定。 ・令和8年度から如意輪幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行予定。 【私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金】 ・町民税所得割課税額に応じて、年2回直接保護者に交付している。保護者の負担を軽減し、幼稚園教育の振興と充実を資することを目的としている。 ・平成22年度からは、都の補助月額に町の補助月額3,500円(第1子)、4,500円(第2子以降)を加算して支給している。 【副食費の施設による徴収に係る補足給付事業費補助金】 低所得で生計が困難である者等に係る満3歳以上施設等利用給付認定子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合、保護者が支払うべき副食費に要する一部を交付し、円滑な利用を図り、全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。 ・対象者は、町内在住の生活保護受給、住民税非課税のひとり親、市町村民税所得割77,101円未満である世帯の方 ・令和6年度の給付額は、給食費(おかず代)4,800円×対象月数							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の経済的な負担を軽減し、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正及び幼児教育の振興と充実を図るため、東京都及び国の要綱に基づいた町の交付要綱を定め、昭和48年から補助事業を行っている。 就園奨励費補助金は、平成26年度から補助金を直接保護者に支払う方法に変更した。 平成30年度、教育課から子育て応援課に事務担当所管替を行った。福正寺松濤幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行した。 平成31年度、如意輪幼稚園が、子ども・子育て支援新制度の幼稚園型一時預かり事業を開始した。 令和元年10月、幼児教育・保育無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付費負担金の給付を開始し、私立幼稚園就園奨励費補助金は廃止した。 令和4年度から令和6年度まで、給食食材費臨時支援補助金及び物価高騰臨時対策事業補助金を交付した。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	適正かつ迅速に補助金を交付するとともに、事務効率化を追求し、保護者の負担軽減と幼稚園教育の振興と充実を資することを目標とする。当該補助金及び負担金を適正に遅滞なく交付する。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	ホームページ、広報、また各幼稚園(認定こども園)で周知を行い、適切に申請書の配布、回収を行った。交付手続を適正に処理することができた。国、都の補助金を獲得し、財源確保を行った。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		

課題及び今後の方向性	A拡大	説明	当該事業は、保護者の負担軽減と幼稚園教育の振興と充実を目的としているものであり、引き続き実施していく必要がある。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	保護者負担軽減等に関する事業
担当部署	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		121,401	169,777	169,777	125,604	120,205	118,808	187,925
内 訳	一般財源	41,712	49,947	49,947	28,406	31,983	42,923	59,059
	国庫支出金	44,287	67,517	67,517	49,115	46,470	42,384	67,342
	都支出金	35,402	52,313	52,313	48,083	41,752	33,501	61,524
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	需用費	22	26	26	26	30	27	26
	役務費	1,260	1,260	1,260	1,283	1,283	1,303	1,260
	電算委託料	3,256	528	528	634	634	1,113	528
	私立幼稚園児保護者負担軽減補助金	4,537	6,241	6,241	6,370	6,370	8,944	6,241
	町内私立幼稚園協会補助金	300	300	300	300	300	300	200
	施設型給付費負担金	54,000	86,681	86,681	49,199	49,199	56,938	159,043
	幼稚園型一時預かり事業補助金	7,370	9,233	9,233	11,824	11,824	10,362	9,233
	子育てのための施設等利用給付費負担金	44,315	65,508	65,508	53,664	48,606	36,034	11,394
	実費徴収に係る補足給付事業費補助金				2,304	1,959	1,666	
	その他負担金、補助及び交付金	6,341					2,121	
コメント	幼稚園(未移行園)に対して支給する子育てのための施設等利用給付費負担金減額。	私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金皆減。	地域区分の変更がある場合、予算額の変更が見込まれる。 実費徴収に係る補足給付事業費補助金について、幼稚園の副食費に係る費用等を「保育料の助成」から当事業に移行。				如意輪幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行予定のため、施設等給付費負担金増、子育てのための施設等利用給付費負担金減。 福正寺松濤幼稚園廃止予定のため、施設等給付費負担金減。	

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	令和元年度、幼児教育・保育無償化に伴うシステム変更を行ったことにより、住民基本台帳、税情報との連携ができるようになったため、現状の人員で対応可能である。	
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	あすなろ児童館事業				担当部署	福祉部 子育て応援課 児童館係			
					作成者	宮澤 伸一			
長期総合計画	基本目標	2	子どもたちがのびのびと育つまち	施策分野	1	子育てしやすい環境			
		7	総合計画の実現に向けて		4	公共施設マネジメント			
	施策名	2	子どもと親の居場所づくり						
		1	既存施設の適切な維持管理			重点	－	創生	○
10年後のめざす姿	全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるまちとなっている。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	児童福祉法、瑞穂町児童館条例、瑞穂町児童館条例施行規則、瑞穂町子ども計画							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	児童館は、児童福祉法に基づく18歳未満の児童を対象とする児童厚生施設である。児童の健全育成を図るとともに、遊びを通じた仲間づくりや、健康で心豊かに育つことを助ける場としている。 児童館の主な事業は、子どもたちの自由な活動を見守り・助言する「日常活動」、スポーツ・料理・工作等の「各種教室」、お楽しみ会・観劇鑑賞会・運動会等の「行事活動」、幼児と保護者を対象とした定期的な活動や、子育てに関する情報交換の場の提供と相談事業等の「子育て支援活動」、子どもスタッフにより企画・運営する「子どもまつり」である。 また、児童館から遠い地域の児童のため、各コミュニティーセンター等で移動児童館事業を実施している。期間限定事業は、平成28年度に武蔵野コミュニティーセンターで夏季限定事業を開始し、その後内容を見直しながら令和元年度には、各コミュニティーセンターで町内小中学校の長期休業中に期間限定移動児童館事業を実施した。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	- 平成 3年 3月 瑞穂町第二次長期総合計画「ヒューマンタウンみずほ」に施設の設置が盛り込まれる - 平成 9年12月 あすなろ児童館等複合施設(鉄筋コンクリート2階建て)完成 - 平成10年 4月 あすなろ児童館 開館 - 平成14年 4月 幼児移動児童館事業 開始 - 平成25年 4月 就学児向け移動児童館事業 開始(各コミュニティーセンター) - 平成28年 7月 夏季限定の移動児童館事業(武蔵野コミュニティーセンター)実施 - 平成29年 7月 夏季限定の移動児童館事業の回数増(14回→20回) - 平成30年 6月 土曜移動児童館事業(各コミュニティーセンター)実施 - 令和元年8月ほか 期間限定移動児童館事業(各コミュニティーセンター)実施 - 令和 2年 9月 児童館等複合施設空調設備機能復旧工事 実施 - 令和 3年10月 和式便器洋式化改修修繕 実施 - 令和 3年11月 通信機器設置(Wi-Fi環境整備) 実施 - 令和 4年 9月 防火シャッター危害防止装置設置工事 実施 - 令和 6年10月 エレベーター部品交換工事 実施 - 令和 7年 1月 高圧引込設備更新工事 実施							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	・安心・安全に配慮し、児童館事業を運営する。 ・各種事業の柔軟な運営により、児童館の魅力向上を図る。 ・移動児童館事業を充実させる。 ・施設の老朽化に伴う修繕を確実に行う。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	児童館の来館者は16,230人(前年度20,407人)で前年度を下回ったが、安全・安心に配慮した運営ができた。移動児童館事業は前年度から引き続き充実させることができた。また、令和7年度は施設の老朽化に伴う修繕は実施しなかった。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	複合施設は、平成9年12月の竣工から27年以上経過し経年劣化がみられるため、引き続き改修などを計画的に行っていく必要がある。児童館事業については、子ども達が安心して安全に遊べる環境整備に配慮しながら実施しているが、児童館から遠い地域の児童のため、引き続き移動児童館事業を充実し、町内の多くの児童のための居場所づくりに貢献していく必要がある。このため、施設管理及び全体の運営について、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう、優先順位を見極めながら修繕などを計画的に実施するとともに、より効果的な運営ができるように検討していく必要がある。
------------	---	----	--

事務事業名	あすなろ児童館事業
担当部署	福祉部 子育て応援課 児童館係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	子育てグループの支援
		実施予定		子どもまつり
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	子育てサークルに活動場所や団体をPRする場所を提供するなど支援し、子育ての孤立防止などを図る。			

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		18,777	22,623	22,001	23,718	21,843	21,037	21,317
内 訳	一般財源	16,617	20,334	19,688	23,632	21,678	20,898	19,004
	国庫支出金							
	都支出金	2,147	2,277	2,277	50	129	129	2,277
	地方債及びその他の特定財源	13	12	36	36	36	10	36
予算・決算及び コメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	報酬	10,274	10,619	10,698	11,149	11,149	11,068	10,698
	職員手当等	104	96	324	319	319	78	324
	報償費	130	100	130	130	130	115	130
	旅費	6	2	19	13	13		19
	需用費	2,524	2,620	3,230	4,218	3,325	3,080	3,230
	役務費	614	642	616	705	705	659	616
	委託料	4,493	4,808	5,667	5,884	5,569	5,405	5,667
	使用料及び賃借料	627	627	628	628	628	627	628
	工事請負費		3,096					
	備品購入費			684	667			
	負担金、補助及び交付金	5	5	5	5	5	5	5
	公課費		8					
	コメント	町単独事業で運営 ※移動児童館事業の充実	町単独事業で運営 ※移動児童館事業の充実	【歳入】 ・地方債及びその他の特定財源：子どもまつり参加者負担金0千円、児童館事業参加者負担金10千円 【歳出】 ・報酬：会計年度任用職員報酬単価1,170円(9月まで)→1,230円(10月から) ※移動児童館事業費2,925千円(会計年度任用職員報酬2,750千円、講師謝礼5千円、消耗品40千円、公演委託料130千円) ・修繕料 女子トイレ手洗い場修繕42千円、消防用設備等部品交換510千円、非常灯(LED)交換修理109千円、庁用車エアコン修繕47千円、自動ドア(外側)内外検出装置修繕79千円、昇降機部品交換修繕50千円 ・あすなろ学童保育クラブ移転後の利活用に関する改修及び物品購入等0千円				町単独事業で運営 ※移動児童館事業の充実 ・あすなろ学童保育クラブ移転後の利活用に関する改修及び物品購入の可能性あり(金額未定)

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	・移動児童館事業の更なる充実には人員の現状維持に加え、臨時的業務を担っていただく地域住民の方々の協力が不可欠である。	
	人員増の必要性 必要である 必要ではない	
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	子ども家庭センター事業 (子ども家庭支援センター事業)			担当部署	福祉部 子ども家庭センター課 子ども家庭支援係				
				作成者	若松 亮子				
長期総合計画	基本目標	2 2 7	子どもたちがのびのびと育つまち 子どもたちがのびのびと育つまち 総合計画の実現に向けて	施策分野	1 3 4	子育てしやすい環境 支援が必要な子どもと家庭への支援 公共施設マネジメント			
	施策名	1 4 1	切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援 児童虐待の防止 既存施設の適切な維持管理	重点		○	創生	○	
10年後のめざす姿		全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるまちとなっています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)		視点③	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律 東京都子供家庭支援センター事業実施要綱 子ども家庭支援センター条例 子ども家庭支援センター条例施行規則 要保護児童対策地域協議会設置規則 子ども計画							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	子ども家庭支援センターは『子どもの健やかな成長を支援するため』 1 子どもと家庭に係る相談に関すること。 2 子育て等に関する情報の提供に関すること。 3 保護者同士の交流の機会及び子どもの遊び場の提供に関すること。 4 子どもと家庭及び地域と関係機関との連携及び調整に関すること。 を業務として平成17年度に開所した。令和6年10月の子ども家庭センター開設により、子ども家庭センターのうち、児童福祉機能を担う部署と位置づけられた。 子ども家庭支援センターは、18歳未満の子どもと家庭に関するあらゆる相談や妊婦からの相談を受け、児童虐待の未然防止や保護者の育児負担の軽減、良好な家庭環境への改善に向けた支援などを行っている。また、保護者同士の交流の場や子育て支援サービスを提供するなど、子育て家庭の総合拠点としての役割を果たしているほか、関係機関内で支援が必要な児童の情報共有や支援内容の協議、連携による支援を行っている。さらに、虐待による重篤な事件を発生させないため、独自に「子どもへの虐待防止・対応の手引き」(平成22年度策定 令和3年度改訂)等を活用し、各分野の職員の虐待に対する意識や専門性の向上、要保護児童対策地域協議会などとの連携強化を図っている。							
経緯 (いつからどのように始まったのか)	・平成4年、東京都児童福祉審議会の一部の限られた子どもと家庭を対象とした、これまでの「児童福祉行政」から、すべての子どもと家庭を対象とした「子ども家庭行政」へ転換し地域における子育て支援ネットワークを構築する必要があると答申あり。 ・答申を受け、瑞穂町でも平成13年3月策定の第3次長期総合計画において、子ども家庭支援センター事業の実施を計画する。 ・狭山谷会館を候補にあげ、平成14年リニューアル調査を実施する。 ・平成15年度防衛施設局より財産処分の決定を受ける。 ・平成17年度4月開設し事業を開始する。 ・平成25年度4月先駆型子ども家庭支援センターへ移行し事業開始する。 ・平成28年6月児童福祉法改正により、児童等に関する支援(実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整)を一体的に担う拠点の整備が市町村の努力義務になり、国、都道府県、市町村の役割分担がより明確化された。 ・平成30年10月福生警察署と児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定を締結する。 ・令和4年6月児童福祉法改正により、児童福祉と母子保健を一体的に支援する「こども家庭センター」の設置が努力義務となる。 ・令和6年10月子ども家庭センターを設置する。								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	要支援児童等に関する円滑な情報共有に向け、関係機関と連絡を密にし適切に対応する。また、児童相談業務研修等に積極的に参加し、人材育成を支援し適切な児童相談体制の確保及びその質の向上を図る。子ども家庭センターを設置し、児童福祉及び母子保健に関する相談体制の強化を図る。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	関係機関と連絡を密にし、要支援児童等に適切に対応した。児童相談業務研修等に職員を積極的に参加させ、人材育成に努めたが、相談員の退職(2か月欠員)や異動により専門性の維持が課題となった。子ども家庭センターの設置により、母子保健との連携による相談支援を実施した。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	法に基づく子ども家庭センターの児童福祉部門に位置付けられたことにより、従来の相談業務に加え、家庭支援事業などの実施が求められているが、委託先がないこと、マンパワーの不足、財政的負担など様々な課題があり、事業内容の見直しが進まない。一方で、支援が必要な子どもや家庭の状況は年々複雑化しており、既存の相談体制と支援策では支えきれなくなってきたため、できることから事業内容の見直しを行う必要がある。相談員の研修などで質の向上に努めているが、退職や異動によって専門性を維持することが難しい。施設の老朽化が進んでいるが、将来的な統廃合を考慮し大規模な改修に着手できない。
------------	---	----	--

事務事業名	子ども家庭センター事業(子ども家庭支援センター事業)
担当部署	福祉部 子ども家庭センター課 子ども家庭支援係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	児童虐待の早期発見
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	地域と連携し、児童虐待の未然防止を図る。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		19,692	19,343	18,643	19,181	19,181	17,825	17,962
内 訳	一般財源	11,122	7,161	9,121	13,445	13,445	9,086	8,440
	国庫支出金	522	4,785	2,952	3,630	3,630	4,342	2,952
	都支出金	7,496	7,395	6,566	2,102	2,102	4,395	6,566
	地方債及びその他の特定財源	552	2	4	4	4	2	4
予 算 ・ 決 算 及 び コ メ ン ト	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	報酬	9,840	10,167	10,419	10,314	10,314	9,893	10,419
	職員手当等	549	508	601	647	647	532	601
	報償費	154	148	192	207	207	143	192
	旅費	73	144	73	125	125	115	73
	需用費	1,073	1,346	1,738	1,782	1,782	1,740	1,135
	役務費	657	691	672	730	730	711	672
	委託料	4,154	6,314	4,906	5,346	5,346	4,681	4,840
	使用料及び賃借料	89	10	10	10	10	10	10
	工事請負費							
	備品購入費	3,103	15	12				
	負担金、補助及び交付金			20	20	20	0	20
	公課費							
	コメント	備品購入で車両を購入 会計年度任用職員時給1,600円から2,000円に変更	備品購入で電話機を購入 子ども家庭センター設置に伴い、補正予算で屋外表示物更新委託、電話回線改修委託を行った。	施設老朽化に伴う修繕として、エレベーターロープ修繕(603千円)を実施 委託料で植栽等管理委託料、備品購入でプリンター購入を行評要求したが、当初要求時に見直した。				

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	児童福祉法では、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職(社会福祉士、保健師、保育士等)を配置することが義務付けられており、児童虐待における市町村の役割は更に増加していくものと思われる。町では令和6年10月に子ども家庭センターを設置したが、統括支援員とセンター長が兼務となっている。相談体制を強化していく上では、専任の統括支援員の配置が必要である。	
	人員増の必要性	● 必要である ○ 必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	妊婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健診事業				担当部署	福祉部 子ども家庭センター課 母子保健係			
					作成者	片野 宏			
長期総合計画	基本目標	2	子どもたちがのびのびと育つまち	施策分野	1	子育てしやすい環境			
	施策名	1	切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援			重点	○	創生	○
10年後のめざす姿	全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるまちとなっている。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	・母子保健法 ・第5次瑞穂町長期総合計画 ・瑞穂町第4次地域保健福祉計画 ・瑞穂町妊婦健康診査実施要綱 ・瑞穂町健康診査実施要綱 ・瑞穂町里帰り等妊婦健康診査受診費助成金交付要綱							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【目的】妊婦健康診査(以下「妊婦健診」という。):妊婦並びに胎児の疾病や異常の早期発見、治療及び健康に関する保健指導を実施することで、健やかで安心な出産を支援することを目的とする。 新生児聴覚検査:聴覚障害を早期発見し、適切な治療・支援を行い、音声言語発達への影響を最小限にすることを目的とする。 産婦健康診査(以下「産婦健診」という。):産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、健康診査を実施することで、母体の身体機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行い、必要に応じて産後ケア事業等の適切な支援につなげることを目的とする。 ※産婦健診については令和8年度以降の実施を見込み情報収集、調整等を行う。 【内容】妊婦健診:1回目(問診、体重・血圧測定、尿・血液検査、感染症抗体等検査など)、2回目～14回目(問診、体重・血圧測定、尿検査、保健指導、他7項目中1項目選択など)、子宮頸がん検診(1回)、経腹超音波検査(4回)の費用の一部を助成する。多胎妊婦については、さらに5回を限度として妊婦健診(15回目～19回目)の費用の一部を助成する。 新生児聴覚検査:原則自動ABR(自動聴性脳幹反応検査)を実施する費用の一部を助成する。 産婦健診:産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦を対象とし、病院、診療所等で行った産婦健診(問診、診察、体重・血圧測定、尿検査など)の費用の一部を助成する(2回目まで)。 ※産婦健診については令和8年度以降の実施を見込み情報収集、調整等を行う。 ※妊婦健診、産婦健診ともに都内区市町村共通の受診券を使用し、都内の委託医療機関等で実施する。 ※都外の医療機関等で実施した場合は「里帰り等妊婦健康診査受診費助成金交付制度」等(償還払)で対応する。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	【妊婦健診】 平成9年4月1日 事業開始 妊婦健診:前期、後期各1回の合計2回 経腹超音波検査→1回(出産予定日35歳以上の妊婦対象) 平成19年4月1日 前期の項目の血液検査に血液型、血糖、不規則抗体及び風しん抗体検査が追加 平成20年4月1日 回数が5回に変更(妊娠判定目的の受診は対象外) 平成21年4月1日 回数が14回に変更(妊娠判定目的の受診は対象外) 里帰り等妊婦健康診査受診費助成金交付事業開始 平成24年4月1日 経腹超音波検査→対象者の年齢制限撤廃 平成25年4月1日 妊婦健診事業が交付税措置化 平成28年4月1日 1回目にHIV抗原検査が追加、子宮頸がん検診開始 令和5年4月1日 多胎児を妊娠した妊婦は回数が最大19回に変更 令和5年4月14日 経腹超音波検査の回数が4回に変更 令和6年10月1日 都内の指定助産院でも受診票による受診(一部)が可能となる。 【新生児聴覚検査】 平成31年4月1日 東京都区市町村で公費負担制度開始 【産婦健診】 令和5年度から 令和8年度以降の助成事業実施を見込み情報収集、調整等							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	- A町長公約あるいは当該年度重要事業 - B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 - D規模を縮小していく事業	説明	妊婦健診については、健やかで安心な出産ができるよう、適正な時期に適正な内容で受診ができることを目的とする。令和8年度以降の産婦健診の助成事業の開始を見込み情報収集や調整をする。
年度成果	- A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 - C目標を半分まで達成できた。 - D目標を一部しか達成できなかった。	説明	母子保健コーディネーター等の専門職が、妊婦に対し適切な時期に健診を受診できるよう相談支援にあたった。また、東京都の補助事業を活用し、超音波検査の受診回数を増やす等、経済的な負担軽減を図っている。これらの取組で妊婦の健やかで安心な出産を支えることができた。なお、産婦健診及び1か月児健診の共通受診票方式の導入は、令和8年10月から決定したため、町もそれに間に合うよう肅々と準備を進め体制を整えた。

課題及び今後の方向性	●A拡大 - B現状のまま継続 - C手段等の見直し - D縮小 - E廃止・休止 - F完了・終了	説明	妊婦健診を適切な時期に受診できない妊婦もいるため、引き続き母子保健コーディネーター等の専門職が、妊婦健診票返送時に妊婦健診の受診状況を把握し、伴走型相談支援の中で妊婦に指導・助言していく必要がある。また、里帰り妊婦や多胎妊婦には、妊婦健診費用の助成制度について周知していく。なお、産婦健診及び1か月児健診については、令和8年10月の公費負担開始に合わせ所要の調整や対象者への周知を行う必要がある。
------------	---	----	--

事務事業名	妊婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健診事業
担当部署	福祉部 子ども家庭センター課 母子保健係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	妊婦健康診査
		実施予定		新生児聴覚検査
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	産科医師など専門職による相談・指導・助言を行うことにより、専門的な内容での事業実施が可能となり、事業効果が高まる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		10,283	13,141	14,323	14,596	14,596	11,931	15,754
内 訳	一般財源	9,636	11,889	12,044	12,248	12,248	10,254	12,425
	国庫支出金			25	25	25		725
	都支出金	647	1,252	2,254	2,323	2,323	1,677	2,604
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	印刷製本費(受診票印刷)	76	68	73	72	72	76	104
	健診等委託料(都内医療機関)	9,851	12,645	13,546	13,810	13,810	11,267	14,946
	負担金、補助及び交付金(妊婦里帰り等助成)	356	428	704	714	714	588	704
コメント		多胎妊婦については、通常の妊婦健診(14回)に加え、5回を限度として妊婦健診(15回目～19回目)の費用の一部を助成する予定だったが、利用者はいなかった。東京都の補助事業である妊婦健康診査支援事業補助金(補助率10/10)を活用し、妊婦超音波検査受診票の配布をこれまでの1回分から4回分に増やした。	妊婦超音波検査の費用の助成については、東京都の補助事業を活用し、助成回数を1回から4回とする(令和6年度は当初予算に組み込む)。財源として妊婦健康診査支援事業補助金(補助率10/10)を充てる。	妊婦超音波検査の費用の助成については、東京都の補助事業を活用し、助成回数を4回とする。助成回数のうち3回分は、財源として妊婦健康診査支援事業補助金(補助率10/10)を充てる。			左記に加え産婦健診費用の一部を助成。財源として、母子保健衛生費国庫補助金(補助率1/2)及びとうきょうママパパ応援事業補助金(町負担の1/2)	

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	各事業ともに都内委託医療機関に委託して実施する。契約単価は都内の関係機関の代表が協議し決定した区市町村同一金額であることから予算は適正である。また、都外医療機関で同事業を実施した者への助成に関する予算も公平性を保ち、受診率を向上するために適正である。	
	人員増の必要性	☒必要である ☐必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	出産・子育て応援事業				担当部署	福祉部 子ども家庭センター課 母子保健係			
					作成者	片野 宏			
長期総合計画	基本目標	2	子どもたちがのびのびと育つまち	施策分野	1	子育てしやすい環境			
	施策名	1	切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援			重点	○	創生	○
10年後のめざす姿	全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるまちとなっている。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	・母子保健法 ・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法 瑞穂町第4次地域保健福祉計画、瑞穂町子ども計画 とうきょうママパパ応援事業実施要綱(都要綱)、瑞穂町出産・子育て応援事業実施要綱							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	目的:妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して専門職が身近な地域で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、妊婦支援給付金等の経済的支援を一体的に実施する。 対象:町で妊娠・出産・育児を行う全ての家庭 内容: ①子育て世代包括支援センター「通称:ゆりかごステーション」(保健センター内)に「母子保健コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)」を置く。コーディネーターの業務は、妊娠期から子育て期の家庭に関する相談支援及び関係機関との連絡調整である。 ②産前・産後サポート及び産後ケア事業を実施。これにより妊産婦の支援策を充実させ、負担軽減を図る。 ③コーディネーター等の専門職が、妊娠届出時妊婦全数面接及びその他の方法により、妊婦の心身の状態・生活状況等を把握。必要に応じてサポートプランを作成し、産後の乳児家庭全戸訪問までの期間を中心とし、必要時就学前までの支援を行う。 ④専門職が実施する乳児家庭全戸訪問等の機会に、③により状況を把握した家庭に対して「育児パッケージ(子ども商品券・子育て応援券)」を配布する。また、妊娠の届出時、乳児家庭全戸訪問時、1歳の誕生日を迎える頃等に妊産婦や子育て家庭の状況把握に努め、支援が必要な際は適切な支援につなぐ相談支援と、妊婦支援給付金等の経済的支援を一体的に行う。 ⑤子ども家庭支援係と定期的に合同ケース会議を開催するとともに、医療機関や保育施設等の関係機関と連携し、サポートプランで計画した支援を確実に実施する。なお、サポートプランは適宜見直し、適切な時期に適切なサポートを入れられるようにする。 上記により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・平成20年度から乳児家庭全戸訪問及び妊婦全数面接等を保健係保健師・助産師により実施、妊娠期から子育て期までの心身の健康、養育状況などを把握し、必要時母子保健事業を通じた支援を行うとともに、子ども家庭支援センター等と連携して支援を行ってきた。 ・平成27年10月…都の補助事業を活用し、「瑞穂町出産・子育て応援事業」を開始 ・平成28～29年度…母子保健法・児童福祉法改正及び国・都補助事業の内容変更により、母子保健法上に子育て世代包括支援センターが規定され、令和2年度までに設置の努力義務が課されるとともに、各種補助事業を通じて利用者支援事業、産前・産後サポート及び産後ケア事業など、妊娠期から子育て期を通じて子育て家庭の状況把握と支援を行うためのサービス充実がより一層求められた。 ・上記の流れとともに、若年妊娠やひとり親家庭の割合が比較的高い町の状況に応じた支援を行うため、平成30年4月から保健センターに子育て世代包括支援センターの機能を付加し、国及び都の補助事業を活用してコーディネーターを配置、利用者支援事業(母子保健型)及び産前・産後サポート等の事業を実施することにより、妊娠期から子育て期までの支援をより一層充実させた。 ・令和4年10月子育て世代包括支援センター運営協議会を立ち上げ、関係機関や当事者から意見を伺う機会を設けた。 ・令和5年1月、国が妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業(出産・子育て応援交付金)を創設し、町は同年3月に事業を開始した。 ・令和5年度に東京都の補助事業を活用し、1歳児のいる子育て家庭を対象とした「パースデーサポート事業」を開始した。 ・令和6年10月に子ども家庭センターを開設し、出産・子育て応援事業は子ども家庭支援センター課母子保健係が担当する。 ・出産・子育て応援給付金及び伴走型相談支援については、法令の改正により令和7年4月から妊婦支援給付金給付事業及び妊婦等包括相談支援事業として施行。 ・要綱改正を行い、令和7年10月から産後ケア事業をユニバーサルサービス(希望者が誰でも使えるサービス)に位置付けた。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	既存事業の継続的・安定的な実施のため、担当保健師及び母子保健コーディネーター等の専門職を継続して配置する。支援が必要な家庭へサポートプランに基づいた適切なサービス(産後ケア事業、養育支援ヘルパー等)提供や、相談支援と経済的支援を一体的に実施することで、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進する。また、産後ケアのユニバーサル化(希望者が誰でも使える制度)や子育て応援券の使用用途の拡大を進め産後の子育て家庭の負担軽減を図る。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	母子保健コーディネーターや困難事例対応職員(母子保健ワーカー)を任用し、それらの専門職が、妊産婦・子育て家庭に寄り添いながら相談に応じ、関係機関との綿密な連携や産後ケア事業の提供等、きめ細やかな伴走型相談支援の実施とともに、妊婦支援給付金等の経済的支援を一体的に実施し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を実現している。また、子育て応援券の使用用途の拡大については、請負予定の事業者の廃業により実現しなかったが、産後ケア事業のユニバーサル化を実現できた。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		

課題及び今後の方向性	A拡大	説明	出生数は減少傾向だが、要支援妊婦・家庭の把握件数はそれほど減少していない。妊婦や子育て家庭がフォローを必要とする要因も複雑化し、支援に要する時間も増加している。母子保健分野と児童福祉分野の機能を一体的に運営する「子ども家庭センター」は、合同会議やサポートプランの活用など、両機能の連携による支援体制を強化することで、よりきめ細かい対応ができていく。一方で、子育て応援券の使用用途の拡大については、令和7年度に実現しなかったため、次年度に取組を継続することとした。また、産後ケア事業はユニバーサル化(利用希望者が誰でも利用できる制度)により需要の伸びが見込まれている。それに対応できるようサービス提供体制や予算の確保が求められている。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	出産・子育て応援事業
担当部署	福祉部 子ども家庭センター課 母子保健係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	産前・産後サポート事業、産後ケア事業
		実施予定		子育て世代包括支援センター運営協議会
		検討中		外国語遠隔通訳業務
		未検討		バースデーサポート事業
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	子育て支援に関心のある住民が、支援に関わりやすくなる。 住民とともに、町の子育て支援施策の方針を検討することができ、より住民ニーズに沿った内容にできる。 産後ケア、通訳を委託することで専門的なサービスを提供できる。 家事・育児パッケージ等の配布を委託することで、ギフトの円滑な配布と内容の充実を図る。			

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		39,316	37,238	50,667	55,373	55,373	44,295	50,667
内 訳	一般財源	8,128	1,391	5,149	5,262	5,262	1,575	2,099
	国庫支出金	19,296	19,270	27,888	31,537	31,537	28,559	30,288
	都支出金	11,892	16,577	17,630	18,574	18,574	14,161	18,280
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	報酬	8,349	9,156	10,805	10,798	10,798	7,604	10,805
	報償費(謝礼)	224	251	416	389	389	263	416
	報償費(出産・子育て応援品)	947	1,135	1,190	1,190	1,190	1,023	1,190
	旅費		12	17	18	18		17
	需用費	64	36	167	101	101	66	167
	役務費	239	192	346	337	337	260	346
	産前・産後サポート、産後ケア 委託料	1,284	891	2,035	1,992	1,992	1,821	2,035
	遠隔通訳(委託料)	330	275	436	723	723	310	436
	家事・育児パッケージ配布委託料(バースデーサポート)	1,766	6,630	10,015	10,985	10,985	6,793	10,015
	出産・子育て応援ギフト配布委託料	19,831	13,254	7,500	7,500	7,500	5,843	3,900
	常勤職員給料・手当等	6,282	5,406	6,340	6,340	6,340	5,962	6,340
	妊婦のための支援給付金			11,400	15,000	15,000	14,350	15,000
	コメント	報償費(出産・子育て応援品)は出産数の減を見込んだ。 行政評価の要求後、国が創設した出産・子育て応援交付金の予算計上をすることになった。	報酬の増は、会計年度任用職員(困難事例対応職員)の増員を見込んだ。 家事・育児パッケージ配布委託料(バースデーサポート)は、東京都の要綱改正により対象児1人当たりの家事・育児パッケージの配布額が増額となる。 未公表であるがこども家庭庁からこども家庭センター設置に伴う子育て世代包括支援センター運営ガイドラインの通知により、準備経費の計上が必要となることが見込まれる。	報酬の増は、R6年10月任用開始の会計年度任用職員(困難事例対応職員)の任用期間を1年間で見込んだため。 法令の改正により「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」は、「妊婦のための支援給付」及び「妊婦等包括相談支援事業」として制度化される。これに伴い経済的支援は、原則、現金給付となる。	同左			

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	子育て世代包括支援センターは、母子保健コーディネーター（会計年度任用職員）、困難事例対応職員（会計年度任用職員）及び専任保健師の人員体制で運営している。核家族化の進行による要支援妊婦・要支援家庭の増加に加え、国の少子化対策事業の創設により、きめ細やかな相談支援業務と経済的支援を一体的に進めることが求められている。職員の増員は必要ないが、人員的に余裕はなく、他の事業を担当する職員等に事務の一部を兼任させて業務をカバーしている状況である。	
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない
評価・査定		

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	2	子どもたちがのびのびと育つまち
施策分野	2	保育・幼児教育の充実
10年後のめざす姿	子育てに関する相談しやすい環境が整備され、「幼児期」の保育・教育サービスが充実している結果、安心して子育てができ、笑顔で過ごしています。	

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
保育園待機児童数	0人 (令和2年4月現在)	0人	0人	0人	0人	0人 (0人)
学童保育待機児童数	1人 (令和2年4月現在)	2人	2人	1人	1人	0人 (0人)
説明・コメント						-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	903,284	916,041	927,685	864,586	940,841
国庫支出金	497,867	611,086	481,304	407,319	482,998
都支出金	453,492	547,718	464,359	450,635	510,624
地方債及びその他の特定財源	44,596	50,961	49,344	39,887	41,267
総事業費(計)	1,899,239	2,125,806	1,922,692	1,762,427	1,975,730

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	829,067	879,080	912,860	848,272	898,869
国庫支出金	443,818	550,411	426,676	409,820	511,626
都支出金	390,448	441,568	415,964	451,849	471,204
地方債及びその他の特定財源	47,901	52,410	48,673	40,194	39,616
総事業費(計)	1,711,234	1,923,469	1,804,173	1,750,135	1,921,315

施策の評価(分析)

--

4 重点施策			担当課	—
施策		—	基本構想・重視すべき視点	—
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		—	—	
令和4年度		—	—	
令和5年度		—	—	
令和6年度		—	—	
令和7年度		—	—	

5 個別事務事業概要					(単位:千円)
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	保育料の助成	子育て応援課	2,398	4,128	4,624
			事務事業の概要 【認証保育所利用者補助金】認証保育所を利用した児童の保護者に対し、保育料の一部を助成することにより、認可保育所と認証保育所との保護者負担の公平性を図ることを目的とする。また、保育料を補助することにより認証保育所に入所しやすい環境をつくり、待機児童解消を目指す。 【実費徴収に係る補足給付事業費補助金】低所得で生計が困難である支給認定保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合、支払うべき日用品の購入等経費の一部を交付し、円滑な利用を図り、全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	学童保育クラブ運営事業	子育て応援課	115,898	115,295	255,104
			事務事業の概要 再掲として、7－4 公共施設マネジメントに記載あり 小学校就学児童で、放課後に帰宅しても、保護者が仕事や病気等により適切な監護を受けられない者を、学童保育クラブで一定時間組織的に指導することにより、児童の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的に事業運営する。 施設は「あすなろ、あすなろ分室、二小、三小、四小、西松原」の6カ所で定員は条例施行規則上264人(運用上404人)。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
3	保育園運営業務	子育て応援課	1,857,434	1,801,892	1,858,348
			事務事業の概要 再掲として、7－4 公共施設マネジメントに記載あり 瑞穂町には公立2園、私立6園の認可保育所、2園の認定こども園、1園の小規模保育事業所があり、11園すべてが民間の運営となっている。民間活力の導入により保育ニーズに柔軟に対応するとともに、法人のノウハウ、活力を活かし、町全体の保育サービスの拡充につなげる施策を実施している。		
合 計 額			1,975,730	1,921,315	2,118,076

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	保育料の助成				担当部署	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係			
					作成者	榎本 康弘			
長期総合計画	基本目標	2	子どもたちがのびのびと育つまち	施策分野	2	保育・幼児教育の充実			
	施策名	1 2	待機児童の解消 保育・幼稚園の質の向上			重点	－	創生	○
10年後のめざす姿	子育てに関する相談しやすい環境が整備され、「幼児期」の保育・教育サービスが充実している結果、安心して子育てができ、笑顔で過ごせています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	瑞穂町子ども計画、瑞穂町認証保育所利用者補助金交付要綱、東京都認可外保育施設利用支援事業補助金、瑞穂町特定教育・保育等実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱、子ども・子育て支援交付金に係る実施要綱及び交付要綱、子供・子育て支援交付金補助要綱及び各事業実施要綱、瑞穂町病児・病後児保育利用料補助金交付要綱							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【認証保育所利用者補助金】 認証保育所を利用した児童の保護者に対し、保育料の一部を助成することにより、認可保育所と認証保育所との保護者負担の公平性を図ることを目的とする。また、保育料を補助することにより認証保育所に入所しやすい環境をつくり、待機児童解消を目指す。 ・認証保育所の保育料と、瑞穂町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する規則の規定により算出される徴収金相当額との差額を補助する。補助対象限度額は月額40,000円、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 ・補助対象は、町内に住所を有し、保育を必要とする児童を養育している方とする。 ・認可保育所へ入所したときの保育料よりも高い保育料を支払っており、税金等の滞納がないことを要件とする。 【実費徴収に係る補足給付事業費補助金】 低所得で生計が困難である支給認定保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合、支払うべき日用品の購入等経費の一部を交付し、円滑な利用を図り、全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。 ・対象者は、町内在住の生活保護受給、住民税非課税のひとり親等の世帯の方 ・給付内容は、制服、通園カバン等、子どもの通っている施設等を通じて購入等したもの ・給付額は、教材費及び行事費等 2,700円×対象月数 【病児・病後児保育利用料補助金】 子どもが病気により保育園や学校等に登園及び登校させることが困難であり、保護者が仕事等の理由で看護ができない場合の保護者の子育てと就労の両立を支援し、経済的な負担軽減を図ることを目的とする。 ・対象者は、生後57日目に以降から小学6年生までで瑞穂在住の児童及び保護者であり、保育園等対象施設又は学童保育クラブを利用しており、利用日の前後5日以内に病気で医療機関を受診している方 ・補助額：(1)訪問型サービス…25,000円/日を上限に、利用料の4/5を補助、(2)施設型サービス…利用料の1/2を補助。ただし、ひとり親世帯等及び住民税非課税世帯は10/10補助							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・町内認証保育所及び認定こども園の開所状況 平成16年2月 キッズルーム箱根ヶ崎開所 平成17年7月 びよびよハウス開所 平成18年1月 子育て支援チャイルドハウスすみれ開所 平成20年6月 瑞穂すみれ保育園開所 平成23年4月 きぼうのにわこどもえん開園 平成27年3月 きぼうのにわこどもえん廃止、小規模保育事業所に移行 平成27年5月 子育て支援チャイルドハウスすみれ廃止、小規模保育事業所 ゆめのもり保育園に移行 平成30年7月 キッズルーム箱根ヶ崎廃止、認定こども園 南平保育園に移行 令和2年4月 びよびよハウス廃止、認可保育所びよびよ保育園に移行 令和2年11月 瑞穂すみれ保育園廃止 ・平成27年4月、子ども・子育て支援新制度がスタートし、補助金対象施設が認証保育所のみとなったため、認可外保育所利用者補助金交付要綱を全部改正し、認証保育所利用者補助金交付要綱を制定 ・平成28年11月 東京都認可外保育施設利用支援事業補助金の創設 ・平成30年4月 実費徴収に係る補足給付事業費補助金の制定 ・令和元年10月 幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園のうち市町村民税所得割77,101円未満の第1子から第3子及び全世帯の第3子以降の副食費を補助 ・令和3年4月 病児・病後児保育利用料補助金の制定							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	広報・ホームページ・チラシ・通知による周知を行い、当該補助金制度の理解促進を図り、利用者の経済的な負担軽減を図る。認証保育所利用者補助事業は認証保育所の利用促進を、また、実費徴収及び副食費の施設による徴収に係る補足給付事業は低所得世帯の経済的な負担軽減を図る。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	交付手続を遅滞なく適正に処理した。東京都認可外保育施設利用支援事業補助金、子ども・子育て支援交付金及び子供・子育て支援交付金による財源確保を行った。ホームページ及び窓口で制度を案内した。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	認証保育所利用者補助金は、認可保育所利用者との保護者負担の公平性を図るとともに、待機児童対策に寄与する重要施策のひとつであるため、引き続き、当該補助金を交付する必要がある。実費徴収に係る補足給付事業費補助金及び副食費の施設による徴収に係る補足給付事業制度の周知を推進する必要がある。また、令和3年度から始まった病児・病後児保育利用料補助金についても、制度の周知を推進する必要がある。
------------	---	----	---

事務事業名	保育料の助成
担当部署	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		3,401	4,864	4,624	2,398	2,398	4,128	4,624
内訳	一般財源	860	2,082	2,002	1,242	1,242	485	2,002
	国庫支出金	528	800	720	16	16	19	720
	都支出金	2,013	1,982	1,902	1,140	1,140	3,624	1,902
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	認証(認可外)保育所利用者補助金	1,796	2,364	2,364	2,249	2,249	4,058	2,364
	実費徴収に係る補足給付事業補助金	1,586	2,400	60	49	49	57	60
	病児・病後児保育事業補助金	19	100	100	100	100	13	100
	副食費の施設による徴収に係る補足給付事業費補助金			2,100				2,100
	コメント	認証保育所利用者補助事業は、町の待機児童対策として重要施策である。現在のところ、町内認証保育所は0園のため、管外認証保育所実績により予算計上。実費徴収に係る補足給付事業及び病児・病後児保育事業補助金は、過去の実績により予算計上。	認証保育所利用者補助事業は、町の待機児童対策として重要施策であるが、対象児童の減による予算減額の精査が必要である。現在のところ、町内認証保育所は0園のため、管外認証保育所実績により予算計上。実費徴収に係る補足給付事業は、過去の実績により予算計上。病児・病後児保育事業補助金を前年同額で計上。	認証保育所利用者補助事業は、町の待機児童対策として重要施策である。現在のところ、町内認証保育所は0園のため、管外認証保育所実績により予算計上。実費徴収に係る補足給付事業は実績により計上。病児・病後児保育事業補助金を前年同額で計上。実費徴収に係る補足給付事業費補助金について、幼稚園の副食費に係る費用等を当事業から「保護者負担軽減等に関する事業」に移行。				認証保育所利用者補助事業は、町の待機児童対策として重要施策である。現在のところ、町内認証保育所は0園のため、管外認証保育所実績により予算計上。実費徴収に係る補足給付事業及び病児・病後児保育事業補助金を前年同額で計上。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	現在、町内の認証保育所はなし。現状人員で対応可能である。	
	人員増の必要性	必要である ☒必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名		学童保育クラブ運営事業				担当部署	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係			
						作成者	榎本 康弘			
長期総合計画	基本目標	2 7	子どもたちがのびのびと育つまち 総合計画の実現に向けて		施策分野	2 4	保育・幼児教育の充実 公共施設マネジメント			
	施策名	3 1	学童保育クラブの運営 既存施設の適切な維持管理				重点	—	創生	○
10年後のめざす姿		子育てに関する相談しやすい環境が整備され、「幼児期」の保育・教育サービスが充実している結果、安心して子育てができ、笑顔で過ごしています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	放課後児童健全育成事業関連通知、地域保健福祉計画、瑞穂町子ども計画、瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例、同条例施行規則、瑞穂町学童保育クラブ障害児入所要綱、瑞穂町学童保育クラブの延長保育実施要綱								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	小学校就学児童で、放課後に帰宅しても、保護者が仕事や病気等により適切な監護を受けられない者を、学童保育クラブで一定時間組織的に指導することにより、児童の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的に事業運営する。 施設は令和7年度から「一小、二小、三小、四小、西松原、五小」の6カ所で定員は条例施行規則上331人(運用上404人)。 開所時間は、平日が下校時から午後6時まで、土曜日、長期休業期間(春・夏・冬休み)、学校の振替休日及び開校記念日は午前8時30分から午後6時までの1日保育。 平成16年度より定員の2割増での対応をし、さらに平成23年度からはランドセル来館事業を必要に応じ実施し、待機児童の解消を図った。 平成27年度からは、学童保育クラブの現指導員で組織するNPO法人に運営部分を委託。それに合わせ午後7時までの1時間について延長保育を開始した。 平成28年度は、2施設で行っていた三小学童保育クラブの機能を統合し、より質の高い保育の提供と待機児童の解消、保護者の方々の利便性の向上のため新たな施設を建設した。 令和7年度から、五小学童保育クラブについて、多世代交流センター内に移転し、指定管理者による運営を開始予定。また、二小及び三小学童保育クラブについて、新規事業者による運営を開始。								
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和48年度 瑞穂第四小学童保育クラブ開所(地域の保護者を中心に実施) ・昭和58年度 瑞穂第一小学童保育クラブ開所 ・昭和61年度 瑞穂第三小学童保育クラブ開所 ・昭和63年度 瑞穂第二小学童保育クラブ開所 ・平成 6年度 西松原学童保育クラブ開所(第四小学区) ・平成10年度 学童保育の法制化施行(放課後児童健全育成事業) あすなろ学童保育クラブ開所(あすなろ児童館併設、第一小・五小学区) ・平成15年度 瑞穂第四小学童保育クラブ改築 ・平成20年度 瑞穂第三小学童保育クラブ分室を開設(元狭山ふるさと思い出館2階) ・平成23年度 ランドセル来館事業開始 ・平成27年度 あすなろ学童保育クラブ分室(第一小学校内)開所 運営部分をNPO法人に委託、延長保育開始 ・平成28年度 瑞穂第三小学童保育クラブを建設 ・平成29年度 瑞穂第三小学童保育クラブ開所 ・平成30年度 期間限定入所(夏季限定保育)の開始 ・令和6年度 夏休み期間中の朝延長保育(午前8時から8時30分まで)開始 ・令和7年度 瑞穂第五小学童保育クラブ(多世代交流センター内)開所、指定管理者による運営開始 瑞穂第二小及び第三小学童保育クラブの運営を新規事業者へ委託								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	● A町長公約あるいは当該年度重要事業 - B当該年度に新規を含む事業 - C継続事業 - D規模を縮小していく事業	説明	現在待機児童が発生しており、学校と学童との距離が最も遠い第二小学童保育クラブについて、第二小学校に隣接する教職員用駐車場に移転するための設計等を行う。
年度成果	- A目標を上回って達成できた。 ● B目標をほぼ達成できた。 - C目標を半分まで達成できた。 - D目標を一部しか達成できなかった。	説明	第二小学童保育クラブについて、第二小学校に隣接する教職員用駐車場に移転するための設計及び既存建物等の解体工事を実施した。

課題及び今後の方向性	- A拡大 ● B現状のまま継続 - C手段等の見直し - D縮小 - E廃止・休止 - F完了・終了	説明	学童保育の需要が高い状況が続いており、期間限定入所(夏季限定保育)や放課後子ども教室との連携の継続等、様々な待機児童対策の研究が必要である。あわせて、運営委託事業者等と連携した支援員の確保策を検討する必要がある。施設の老朽化が進んでいる学童について、定員拡充及び施設整備が必要である。待機児童が例年発生している第二小学童保育クラブの整備、移転を実施する。
------------	--	----	---

事務事業名	学童保育クラブ運営事業
担当部署	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		63,814	71,320	95,104	109,967	115,898	115,295	255,104
内 訳	一般財源	17,141	23,445	47,229	61,838	54,276	31,201	49,105
	国庫支出金	15,602	13,561	13,561	15,603	29,142	29,586	155,227
	都支出金	18,838	21,693	21,693	18,588	20,387	41,229	38,151
	地方債及びその他の特定財源	12,233	12,621	12,621	13,938	12,093	13,279	12,621
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	旅費	2	9	9	18	18	16	9
	需用費	2,436	2,778	2,878	3,197	2,440	2,562	2,878
	役務費	952	1,017	1,017	1,025	1,017	948	1,017
	委託料	59,202	66,313	80,000	104,527	111,223	106,712	70,000
	使用料及び賃借料	1,202	1,203	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	工事請負費			10,000			3,850	180,000
	備品購入費						7	
	償還金利子及び割引料	20						
	コメント	あすなろ学童保育クラブ分室の非常通報装置が、全国IP網化に伴い使用不可になるための機器交換及び西松原学童保育クラブ事務室のエアコン故障のため、修繕費を新規計上。また、除草に関する苦情や町長への手紙が多くあったことから、三小及び四小学童保育クラブについて、植栽等管理委託料に除草分を上乗せ計上。所管していた庁用車が共用車となったため、車両関係経費が減額。	西松原学童保育クラブについて、植栽等管理委託料に除草分を上乗せ計上。夏季休業期間中8時間所実施のため、委託料に当該事業費を上乗せ計上。現委託事業者が、人材不足により運営が困難になっていることから、一部学童保育クラブについて新しい民間活力の導入を検討し、令和7年度からの運営開始に向け、プロポーザル入札等を行う。待機児童が発生している二小学童保育クラブについて、移転を含めた検討を行う。	第三小学童保育クラブのインターホンが保育室から聞こえないことから、設置委託料を新規計上。第二小及び第三小学童保育クラブにおいて、新事業者による運営を開始。第五小学童保育クラブは、多世代交流センター内で指定管理者による運営を開始。待機児童が発生している第二小学童保育クラブについて、第二小学校に隣接する教職員用駐車場へ移転するための設計等を実施。また、耐用年数を超えている西松原学童保育クラブについて、対応を研究する。				待機児童が発生している第二小学童保育クラブについて、第二小学校に隣接する教職員用駐車場へ移転するための工事を実施。施設及び設備の老朽化による修繕、工事、備品購入、その他、突発的に発生した施設修繕等は補正予算を計上予定。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	当係は保育園等、幼稚園等及び学童保育クラブを所管しているが、近隣市では保育園等及び幼稚園等と学童保育クラブの担当が分かれているのが一般的である。 二小学童の移転、耐用年数を超えている西松原学童保育クラブの対応、放課後子ども教室や学びのテーマパークとの連携等、学童保育クラブについて検討しなければならない課題が山積している。 そのため、主査職1名の配置が必要である。	
	人員増の必要性 ☒ 必要である ☐ 必要ではない	
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	保育園運営業務				担当部署	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係			
					作成者	榎本 康弘			
長期総合計画	基本目標	2 7	子どもたちがのびのびと育つまち 総合計画の実現に向けて	施策分野	2 4	保育・幼児教育の充実 公共施設マネジメント			
	施策名	1, 2 1	待機児童の解消 保育・幼稚園の質の向上 既存施設の適切な維持管理	重点	-		創生	○	
10年後のめざす姿	子育てに関する相談しやすい環境が整備され、「幼児期」の保育・教育サービスが充実している結果、安心して子育てができ、笑顔で過ごしています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点①	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	児童福祉法、子ども・子育て支援法、瑞穂町保育園の設置及び管理に関する条例、瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、瑞穂町子ども計画、瑞穂町医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	瑞穂町には公立2園、私立7園の認可保育所、1園の認定こども園、1園の小規模保育事業所があり、11園すべてが民間の運営となっている。民間活力の導入により保育ニーズに柔軟に対応するとともに、法人のノウハウ、活力を活かし、町全体の保育サービスの拡充につなげる施策を実施している。 【事業構成】 ①施設型・地域型保育給付費の適正給付 ②公私立保育園園長会(年6回)…各園の取組、待機児童対策、気になる児童への対応等、情報提供及び意見交換を実施。平成24年9月から認証保育所、平成27年5月から小規模保育事業所、平成30年4月から認定こども園も参加 ③給食研究会及び子育て講演会等(年3回)…前者は調理員等を対象に調理実習及び講義を、後者は保育士等を対象に保育に関する講義及び実技を実施 ④認可保育所等立入調査(年1回)…保育士の出勤状況及びシフト、児童の登園状況、避難訓練の実施状況等が適切に行われているか確認 ⑤保育サポートコンシェルジュ事業…小学校就学前の児童の保護者が保育サービスを適切に選択し、かつ、円滑に利用できるよう、保育サービスに係る情報の提供、相談対応ならびに利用の支援および援助等を実施 ⑥医療的ケア児保育支援事業…日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいを持った児童が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制整備を支援 ⑦多様な他者との関わりの機会の創出事業…保護者の就労等の有無にかかわらず2歳以下の児童の定期的な預かり実施を支援							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	国全体の少子高齢化により、子どもの数が減少する一方、女性の社会進出や核家族化等から保育所への入所希望が増加し、保育ニーズも多様化してきている。このように変化する保育ニーズに対し、多様かつ良質なサービスを提供している。 ・平成15年4月 瑞穂町立むさしの保育園民間委託 ・平成18年4月 瑞穂町立むさしの保育園指定管理者委託 ・平成20年4月 瑞穂町立石畑保育園指定管理者委託 ・平成23年4月 認可保育所 とのがや保育園開設 ・平成27年4月 子ども・子育て支援新制度スタート、小規模保育事業所 瑞穂のぞみ保育園開設 ・平成27年6月 小規模保育事業所 ゆめのもり保育園開設 ・平成30年4月 小規模保育事業所瑞穂のぞみ保育園廃止、認定こども園瑞穂のぞみこども園開設 ・平成30年7月 認定こども園 南平保育園開設 ・令和2年4月 認可保育所びよびよ保育園開設 ・令和2年11月 認証保育所 瑞穂すみれ保育園廃止 ・令和3年7月 瑞穂町立むさしの保育園定員変更 定員120名⇒99名 ・令和3年7月 みずほひじり保育園増改築完了 定員74名⇒90名 ・令和4年7月 保育サポートコンシェルジュ事業開始 ・令和5年4月 狭山保育園増改築完了 定員78名⇒80名 ・令和5年9月 医療的ケア児保育支援事業開始 ・令和7年1月 多様な他者との関わりの機会の創出事業開始、南平保育園が認定こども園から認可保育所に移行							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	● A町長公約あるいは当該年度重要事業 - B当該年度に新規を含む事業 - C継続事業 - D規模を縮小していく事業	説明	子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所等への弾力的な受入依頼により受入先を確保し、待機児童数0を継続させる。また、幼児教育・保育の無償化の適正執行、子ども・子育て支援法に基づく指導検査の検討、様々な保育ニーズへの対応等保育の質向上に努める。
年度成果	● A目標を上回って達成できた。 - B目標をほぼ達成できた。 - C目標を半分まで達成できた。 - D目標を一部しか達成できなかった。	説明	保育サービスの質の向上のため、給食研究会及び子育て講演会を実施した。東京都指導検査での指摘事項の多い項目を中心に立入調査を実施した。物価高騰対策を実施し、保育所等の負担を軽減した。待機児童数0を継続した。

課題及び今後の方向性	- A拡大 ● B現状のまま継続 - C手段等の見直し - D縮小 - E廃止・休止 - F完了・終了	説明	待機児童0継続に向け、認可保育所の増改築による定員の増、弾力化対応の継続、保育士確保施策の実施、幼稚園の預かり保育拡充等様々な施策を組み合わせ、対応していく。未就学児童人口及び施設別利用児童数の状況から、今後定員割れの園が多くなってくることが予想されるため、該当園や東京都と協議しながら定員割れ対策を研究していく。
------------	--	----	---

事務事業名	保育園運営業務
担当部署	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
	地 域	実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		1,615,557	1,686,243	1,810,427	1,943,820	1,857,434	1,801,892	1,858,348
内訳	一般財源	853,147	839,059	879,743	980,474	885,323	867,183	972,163
	国庫支出金	366,259	392,958	467,958	492,492	453,840	482,021	430,709
	都支出金	359,711	426,960	435,460	441,680	489,097	426,351	428,210
	地方債及びその他の特定財源	36,440	27,266	27,266	29,174	29,174	26,337	27,266
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	会計年度任用職員報酬	2,369	2,420	2,420	2,488	2,488	2,388	2,420
	保育士・調理師等研修会講師謝礼		33	33	33	33	51	33
	私立保育園委託料	831,260	890,064	927,769	1,044,082	1,024,521	1,039,978	927,769
	読み聞かせ事業用図書	125	130	130				130
	私立保育園負担金、補助及び交付金	345,499	346,516	429,811	412,993	368,307	280,815	480,916
	町立保育園その他需用費	121						
	むさしの保育園指定管理者委託料	173,628	195,887	195,887	223,954	205,181	202,060	195,887
	石畑保育園指定管理者委託料	253,878	251,113	251,113	257,006	256,828	276,535	251,113
	町立保育園工事請負費	8,611		3,184	3,184			
	日本スポーツ振興センター負担金	66	80	80	80	76	65	80
	コメント	公立保育園の備品購入費及び工事請負費は、石畑保育園で手洗い場及びプール改修工事、むさしの保育園で乳児棟空調設備更新工事を計上。その他、各園と協議した計画により進めていく。 令和4年度から保育サポートコンシェルジュ事業が開始となり、資格を持った会計年度任用職員の所管事務が増加することから、会計年度任用職員報酬の単価を増。	むさしの保育園の看板及び鉄製扉修繕967千円を補正予算で追加。	公立保育園の備品購入費及び工事請負費は、各園と協議した計画により進めていく。 南平保育園について、保育所型認定こども園から認可保育所への移行により、私立保育園委託料増、私立保育園負担金減。 如意輪幼稚園園舎改修に伴い、私立保育園補助金増。 多様な他者との関わりの機会の創出事業実施により、私立保育園補助金増。				地域区分の変更がある場合、予算額の変更が見込まれる。公定価格は、前年度同額で計上。如意輪幼稚園の幼保連携型認定こども園移行により、私立保育園負担金増。誰でも通園制度の義務化に伴い、私立保育園補助金増。長岡保育園増改築補助経費計上。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定	
人員要求	幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行による給付事務、指導検査、幼児教育・保育の無償化、保育サポートコンシェルジュ事業等、事務事業が増大した。 医療的ケアが必要な児童について、保育園が対応できず、1名が入園不可となっている。保育所等における医療的ケア児の受入れできるよう支援をすすめるため、医療的行為について専門的な知見を持った職員1名の配置が必要である。		
	人員増の必要性	● 必要である	必要ではない
評価・査定			

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	2	子どもたちがのびのびと育つまち
施策分野	3	支援が必要な子どもと家庭への支援
10年後のめざす姿		支援が必要な子どもと家庭が、きめ細やかな支援を受けられる環境が整っています。

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
説明・コメント						-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	7,721	6,873	5,739	7,398	6,051
国庫支出金	0	0	0	0	0
都支出金	13,162	13,350	13,713	15,319	13,948
地方債及びその他の特定財源	0	0	1	0	0
総事業費(計)	20,883	20,223	19,453	22,717	19,999

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	7,363	6,994	6,320	6,012	5,376
国庫支出金	0	0	0	0	0
都支出金	12,991	14,443	13,927	12,814	14,155
地方債及びその他の特定財源	0	0	0	0	0
総事業費(計)	20,354	21,437	20,247	18,826	19,531

施策の評価(分析)

--

4 重点施策			担当課	福祉課・子育て応援課・学校教育課
施策	1	子どもの貧困対策の推進	基本構想・重視すべき視点	つながる地域づくり
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		きめ細やかな支援を受けられる環境を整えるため、各種手当、医療費助成、就労支援等を適正に実施した。(子育て応援課)	手当及び医療費助成制度を適正に運営するとともに、さらなる制度運用に向けて周知徹底が必要である。	
令和4年度		きめ細やかな支援を受けられる環境を整えるため、各種手当、医療費助成、就労支援等を適正に実施した。(子育て応援課) ボランティア団体が主体となり、小学校の家庭科室で地域の子どもたちに、朝食を提供する事業を実施した。(福祉課) 就学援助費の対象としてに認定されなかったひとり親家庭等に対し、定められた収入基準の範囲において、学校給食費を補助した。(学校教育課)	国内における燃料・物価高騰は町においても、住民生活に大きな影響が生じている。貧困対策に向けて、町内の状況・情報を的確に捉え、様々な角度から支援事業が必要である。	
令和5年度		きめ細やかな支援を受けられる環境を整えるため、各種手当、医療費助成、就労支援等を適正に実施した。(子育て応援課) ボランティア団体が主体となり、小学校の家庭科室で地域の子どもたちに、朝食を提供する事業を実施した。10月より新たに第三小学校でも事業を開始した。(福祉課) 就学援助費の対象としてに認定されなかったひとり親家庭等に対し、定められた収入基準の範囲において、学校給食費を補助した。また、令和6年度からの学校給食費無償化及び私立学校等の就学者にも同等の支援ができるよう令和6年度第1号補正予算として予算計上した。(学校教育課)	厳しい財政状況の中、物価高騰分に対する支援として、給食組合への臨時負担金を支出し、給食費無償化に向け調整が図られ、令和6年度から給食費無償化を実装できたことは評価できる。さらに、公平性の観点から私立学校等の就学者に対しても支援がされたことも評価できる。	
令和6年度		きめ細やかな支援を受けられる環境を整えるため、各種手当、医療費助成、就労支援等を適正に実施した。また、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、子育て世帯加算金を給付した。(子育て応援課) ボランティア団体が主体となり、小学校の家庭科室で地域の子どもたちに、朝食を提供する事業を実施した。(福祉課) 学校給食費無償化事業の実施に伴い、「ひとり親家庭等学校給食費補助金交付事業」を廃止した。(学校教育課)	燃料・物価高騰が続く中、医療や就労等の多分野で支援事業を実施していることは評価できる。今後も、各種団体等と連携した事業の拡大を図られたい。	
令和7年度		きめ細やかな支援を受けられる環境を整えるため、各種手当、医療費助成事業を適正に実施するとともに、就労支援等については西多摩福祉事務所と連携を図った。(子育て応援課) ボランティア団体が主体となり、小学校の家庭科室で地域の子どもたちに、朝食を提供する事業を実施した。(福祉課) 令和6年度から学校給食費無償化事業により給食費は無償になっている。 また同年から、私立学校に通う児童・生徒や、食物アレルギー、宗教上の理由等のため学校給食の1食における全ての飲食物に代わり、継続的に弁当を持参している児童・生徒の保護者に対し、町の給食費相当分の給付金を支給する事業も実施している。 (学校教育課)		

			担当課	福祉課・子育て応援課・健康課・学校教育課
施策	2	ひとり親等の福祉の充実	基本構想・重視すべき視点	つながる地域づくり
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		きめ細やかな支援を受けられる環境を整えるため、学校給食費補助金交付事業、乳がん検診無料受診、ホームヘルプサービス事業等を適正に実施した。(子育て応援課) 児童扶養手当受給者で40歳以上の女性の「乳がん検診無料事業」を実施し、女性特有の疾病の早期発見に寄与した(受診者7人)。(健康課) 義務教育就学時のいるひとり親家庭へ、収入条件を付した「ひとり親家庭等学校給食費補助金交付事業」を実施した。(学校教育課)	ひとり親等の現状把握に努め、ひとり親家庭の支援施策を周知し、効果的に実施している。	
令和4年度		きめ細やかな支援を受けられる環境を整えるため、ホームヘルプサービス事業等を適正に実施した。(子育て応援課) 児童扶養手当受給者で40歳以上の女性の「乳がん検診無料事業」を実施し、女性特有の疾病の早期発見に寄与した(受診者5人)。(健康課) 義務教育就学時のいるひとり親家庭へ、収入条件を付した「ひとり親家庭等学校給食費補助金交付事業」を実施した。(学校教育課)	貧困対策同様、町内の状況・情報を的確に捉え、関係機関と連携し様々な角度から、支援事業が必要である。	
令和5年度		きめ細やかな支援を受けられる環境を整えるため、ホームヘルプサービス事業等を適正に実施した。(子育て応援課) 関係課及び西多摩福祉事務所や社会福祉協議会などと連携し適切な相談・支援が受けられるよう努めた。(福祉課) 児童扶養手当受給者で40歳以上の女性の「乳がん検診無料事業」を実施し、女性特有の疾病の早期発見に寄与した(受診者7人)。(健康課)	ひとり親家庭、障がい児、児童虐待など、年々増加傾向にある。早期発見、早期対応が求められる。引き続き、総合的な支援を推進されたい。	
令和6年度		きめ細やかな支援を受けられる環境を整えるため、ホームヘルプサービス事業等を適正に実施した。また、西多摩福祉事務所等と連携し、ひとり親家庭等の相談窓口を開設した。(子育て応援課) 関係課及び西多摩福祉事務所や社会福祉協議会などと連携し適切な相談・支援が受けられるよう努めた。(福祉課) 児童扶養手当受給者で40歳以上の女性の「乳がん検診無料事業」を実施し、女性特有の疾病の早期発見に寄与した(受診者9人)。(健康課)	ひとり親家庭の継続的な支援など、きめ細やかな支援を実施していることは評価できる。引き続き、総合的な支援を推進されたい。	
令和7年度		きめ細やかな支援を受けられる環境を整えるため、ホームヘルプサービス事業等を適正に実施した。また、西多摩福祉事務所等と連携し、ひとり親家庭等の相談窓口を開設するとともに、令和元年度に作成した「ひとり親家庭応援リーフレット」をリニューアルし、関係機関等の窓口で周知を図った。(子育て応援課) 関係課及び西多摩福祉事務所や社会福祉協議会などと連携し適切な相談・支援が受けられるよう努めた。(福祉課) 児童扶養手当受給者で40歳以上の女性の「乳がん検診無料事業」を実施し、女性特有の疾病の早期発見に寄与した(受診者5人)。(健康課)		

5 個別事務事業概要

(単位:千円)

No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	ひとり親家庭等への支援	子育て応援課	19,999	19,531	22,043
			事務事業の概要 ①ひとり親家庭等医療費助成 18歳に達する日以後の3月31日までの間(障がいがある場合は20歳未満)にある児童を養育している父母が、離婚した等のひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対し、児童、父又は母及び養育者に係る医療費の一部負担金を助成することにより、児童等の保健向上と健やかな育成、経済的負担軽減を図り、子育て支援に資することを目的とする。②ひとり親家庭等支援事業 平成29年12月に「ひとり親家庭等実態調査」を実施し、ひとり親家庭支援の充実を図るため、令和元年度から学校給食費補助金交付事業、乳がん検診無料受診、ホームヘルプサービス事業を開始。また、ひとり親家庭応援リーフレットを作成し、様々な支援事業等を周知している。		
合 計 額			19,999	19,531	22,043

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	ひとり親家庭等への支援				担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係			
					作成者	栗原 康弘			
長期総合計画	基本目標	2	子どもたちがのびのびと育つまち	施策分野	3	支援が必要な子どもと家庭への支援			
	施策名	2	ひとり親等の福祉の充実			重点	○	創生	－
10年後のめざす姿	支援が必要な子どもと家庭が、きめ細やかな支援を受けられる環境が整っています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	国民健康保険法、東京都ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱及び補助要綱、瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、瑞穂町子ども計画、瑞穂町ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	(1)ひとり親家庭等医療費助成事業 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(障がいがある場合は、20歳未満)にある児童を養育している父母が、離婚した等のひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対し、児童、父又は母及び養育者に係る医療費の一部負担金を助成することにより、児童等の保健向上及び健やかな育成並びに経済的負担軽減を図り、子育て支援に資することを目的とする。 【事業構成】 ・対象…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(障がいがある場合は、20歳未満)にある児童を養育している父母が離婚した等のひとり親家庭等の児童、父又は母及び養育者 ・対象外…①生活保護受給者、②施設入所者、③里親に委託されている方等 ・有効期間…1月1日から12月31日まで ・助成内容…国民健康保険、社会保険等の各種医療保険で診療を受けた時の医療費(保険適用分)の自己負担金(一部負担分を除く)を助成。健康保険7割、助成2割(ただし、申請者及び扶養義務者等の前年度の住民税課税(非課税)によって異なり、非課税の場合は、助成3割)。未就学児は健康保険8割、助成2割 (2)ひとり親家庭等支援事業 平成29年12月に「ひとり親家庭等実態調査」を実施し、ひとり親家庭支援の充実を図るため、令和元年度からホームヘルプサービス事業(子育て応援課)、乳がん検診無料受診(健康課)を開始した。また、ひとり親家庭応援リーフレットを作成し、様々な支援事業等を周知している。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	- 平成2年4月:ひとり親家庭医療費助成事業の開始 - 平成6年10月:入院時食事療養費標準負担額を助成対象に - 平成9年10月:薬剤一部負担金を助成対象に - 平成14年10月:一部負担金相当額(課税世帯のみ)を定額制から1割負担に - 平成18年1月:「ひとり親医療費助成制度」を「ひとり親家庭等医療費助成制度」に改正 - 平成26年4月:保育料等の寡婦控除みなし適用開始 - 平成29年10月:ひとり親家庭等実態調査実施 - 平成30年5月:ひとり親家庭等実態調査結果の分析・検証 - 平成30年6月:ひとり親家庭等への支援情報周知に向け、ホームページを改善 - 平成30年9月:ひとり親家庭等支援施策の平成31年度実施に向け、関係課と連携及び調整を開始 - 平成31年4月:ひとり親家庭学校給食費補助金交付事業の開始(教育課(現:学校教育課)) - 令和元年6月:ひとり親家庭応援リーフレット作成。瑞穂町ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱(平成31年告示第107号)の制定及び当該事業の開始。ひとり親家庭乳がん検診無料受診(健康課)の案内開始 - 令和7年1月:瑞穂町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正により、所得制限限度額を引上げ(東京都ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の改正に伴うもの) - 令和7年3月:オンライン資格確認に必要なPMH(Public Medical Hub)システムを導入し、マイナ保険証を使用した医療証資格確認の開始 - 令和7年7月:瑞穂町ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の一部を改正し、派遣対象世帯に「離婚調停中など、離婚前の困難を抱える女子又は男子」追加(ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱(東京都)の改正によるもの) - 令和7年9月:ひとり親家庭応援リーフレットをリニューアルし、関係機関等の窓口で配布							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	ひとり親家庭等医療費助成事業は、住民基本台帳の異動等による申請手続の適正執行及び事務の効率化を図る。 ひとり親家庭等支援事業は、支援事業等を周知し、効果的に実施する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分以上達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	申請受付、医療証発行及び更新事務、医療給付費支出等を適正に行った。また、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業により、ひとり親家庭の生活安定に寄与するとともに、西多摩福祉事務所母子相談員等との連携を図り、「ひとり親家庭応援リーフレット」や「子育てはっとブック」を活用することで、各種支援事業を円滑に進めることができた。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	ひとり親家庭等支援の観点から、当該事業は継続していく。医療費助成制度に関する事務等の適正執行を続けるとともに、更なる事務の効率化を図っていく必要がある。また、ひとり親家庭等への支援を継続するために、西多摩福祉事務所及び社会福祉協議会等と連携し、「ひとり親家庭応援リーフレット」や「子育てはっとブック」等を活用することで、各種事業をPRしていく。
------------	---	----	--

事務事業名	ひとり親家庭等への支援
担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		20,247	18,826	22,051	20,003	19,999	19,531	22,043
内 訳	一般財源	6,320	6,012	6,672	6,055	6,051	5,376	6,664
	国庫支出金							
	都支出金	13,927	12,814	15,379	13,948	13,948	14,155	15,379
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	需用費	27	53	95	154	150	104	87
	役務費	46	46	60	58	58	43	60
	委託料	534	1,354	599	524	524	437	599
	扶助費	19,585	17,051	21,008	18,905	18,905	18,726	21,008
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託料	55	322	289	362	362	221	289
	コメント	・今後の医療費の推移を注視した。 ・ひとり親家庭支援事業を実施及び周知した。	東京都の要綱改正により、町でも所得制限限度額の引上げ対応を実施した。 ・今後の医療費の推移を注視した。 ・ひとり親家庭支援事業を実施及び周知した。	・今後の医療費の推移を注視していく。 ・ひとり親家庭支援事業を実施及び周知していく。				・今後の医療費の推移を注視していく。 ・ひとり親家庭支援事業を実施及び周知していく。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	受付窓口の業務に係る時間が多く、事務処理の遅滞を防ぐため、会計年度任用職員の任用により解消を図っている。	
	人員増の必要性	
		必要である ●必要ではない
評価・査定		

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	7	総合計画の実現に向けて
施策分野	1	協働の推進
10年後のめざす姿	協働が推進され、住民、企業、各種団体、NPO、ボランティアなどと行政が協力し、地域の課題の解決に取り組まれています。	

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
住民提案型協働事業実施団体数	5団体 (令和2年度10月現在)	5団体	6団体	7団体	8団体	7団体 (7団体)
説明・コメント						-

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	2,426	1,218	3,236	1,507	3,615
国庫支出金	2,545	2,363	0	0	2,475
都支出金	1,882	0	0	1,879	1,776
地方債及びその他の特定財源	0	0	0	0	0
総事業費(計)	6,853	3,581	3,236	3,386	7,866

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	2,088	806	2,583	1,434	2,289
国庫支出金	1,895	1,598	0	1,749	3,358
都支出金	1,531	0	0	1,664	1,398
地方債及びその他の特定財源	0	0	0	0	0
総事業費(計)	5,514	2,404	2,583	4,847	7,045

施策の評価(分析)

--

4 重点施策

			担当課	協働推進課
施策	1	協働型社会の推進	基本構想・重視すべき視点	つながる地域づくり
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		・町における協働の在り方について協議等を行う瑞穂町協働のまちづくり推進委員会を2回(うち1回書面開催)開催し、コロナ禍での活動、情報共有等に努めた。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度同様に瑞穂町協働のまちづくり推進委員会事業の協働フォーラムを中止としたが、庁舎1階ロビーでパネル展を実施し、来庁者に協働事業等を周知・啓発した。 ・地域の課題解決につながる協働事業の募集(協働事業提案)について、広報紙及びホームページで周知したが、新規提案はなかった。 ・コロナ禍で、町内会・自治会等の事業も中止になったため、地域との情報共有を図る職員地域情報コーディネーターの活動ができなかった。 ・各部署で行われている市民活動団体等との協働事業実施状況調査を実施し、現状把握に努めた。	コロナ禍でも情報収集に努め、計画していた事業の実施が難しかったことは理解できる。令和4年度からは長期総合計画にも記載があるように、道半ばである協働のまちづくりを実現するため、組織改編により、協働推進部が創設された。今後の事業展開、協働の推進に期待している。	
令和4年度		・瑞穂町協働のまちづくり推進委員会を3回開催し、地域での協働事業について、町の協働施策について情報交換を行った。また、令和5年度に設置を予定している「協働の窓口(みずほマッチング)」について、同委員会で意見聴取を行った。 ・協働事業募集(広報みずほ及び町ホームページ)を行うとともに、町ホームページに協働事業実施状況調査結果を掲載し、新たな協働事業提案の受付、各課や事業者とのマッチングを行った。 ・近隣自治体やボランティアセンターみずほ等とのミーティングによる情報収集・共有を行った。 ・瑞穂中学校PTAから協働事業提案書の提出があり、町との協働事業「防災意識の向上で命を守ろう」を実施した。 ・職員地域情報コーディネーター活動を通じて、地域との情報共有を図ることができた(3回、25人参加)。 ・各部署で行われている市民活動団体等との協働事業実施状況調査を実施し、現状把握に努めた。 ・町の協働に対する姿勢を広く周知し、協働の推進を図ることができた。	新たな仕組みとして、「協働の窓口(みずほマッチング)」が設置された。窓口を通して、事業実施により効果予測、効果測定が必要である。手探りが続いているが、情報共有・各団体等との対話が重要である。	
令和5年度		・瑞穂町協働のまちづくり推進委員会を2回開催し、地域での協働事業及び町の協働施策について、情報共有等を行った。 ・令和5年4月から「協働の窓口(みずほマッチング)」を設置し、各支援を行った。 ・ボランティアセンターみずほ及び社会教育課とのミーティングによる情報共有等を行った。 ・瑞穂中学校PTAから協働パートナー事業活動提案書の提出があり、令和5年10月28日及び29日に、防災訓練(防災意識の向上で命を守ろう！あなたの避難これで変わります！)を実施した。 ・令和5年6月1日に、明治安田生命保険相互会社及び第一生命保険株式会社の2者と包括協定を締結した。 ・職員地域情報コーディネーター活動を通じて、地域との情報共有等を図った(2回、10人参加)。 ・各部署で行われている市民活動団体等との協働事業実施状況調査を実施し、現状把握に努めた。また、当該調査結果を町ホームページに掲載した。 ・町ホームページ、広報等を活用して、町の協働に対する姿勢を広く周知し、協働の推進を図ることができた。	協働の窓口(みずほマッチング)を活用し、パートナー事業が実施された。引き続き協働の輪を広げるとともに、新たな取り組みにチャレンジすることで既存組織を含め、地域力の低下を防ぐ一助となっている。	
令和6年度		・瑞穂町協働のまちづくり推進委員会を4回開催し、地域での協働事業及び町の協働施策について、情報共有等を行った。 ・10月26日開催の「体験！OHAKOイベント」で協働のまちづくり推進委員会のブースを出展し、町及び各委員の取組を紹介した。 ・「協働の窓口(みずほマッチング)」を広報、町HP、窓口等で周知し、問合せや相談に対応した。 ・ボランティアセンターみずほ及び社会教育課とのミーティングによる情報共有等を行った。 ・協働パートナー事業活動提案書の提出が3件あり、関係課と協働で事業を実施した。 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、日本郵便株式会社、西武信用金庫の3者と包括協定を締結した。 ・包括連携協定事業者と協働で広報支援依頼及び講演会等での講師派遣依頼を行い、事業を実施した。 ・職員地域情報コーディネーター活動を通じて、地域との交流及び情報共有等を図った(5回、28人参加)。 ・各部署で行われている市民活動団体等との協働事業実施状況調査を実施し、現状把握に努めた。また、当該調査結果を町ホームページに掲載した。 ・町ホームページ、広報等を活用して、町の協働に対する姿勢を広く周知し、協働の推進を図ることができた。	さまざまな仕掛けにより、協働を推進していることは評価できる。特に包括連携協定を推し進め、お互いの課題解決に向けて、取り組まれたたい。	

令和7年度	・瑞穂町協働のまちづくり推進委員会を開催し、地域での協働事業及び町の協働施策について、情報共有等を行った。 ・「協働の窓口(みずほマッチング)」を広報、町HP、窓口等で周知し、問合せや相談に対応した。 ・ボランティアセンターみずほ等が開催する会議に出席し、各種団体と情報共有を行った。 ・株式会社ジョイフル本田、駿河台大学と包括協定を締結した。 ・包括連携協定事業者と協働で広報支援依頼及び主催事業等での講師派遣依頼を行い、事業を実施した。 ・職員地域情報コーディネーター活動を通じて、地域との交流及び情報共有等を図った(7回、延べ34人参加)。 ・各部署で行われている市民活動団体等との協働事業実施状況調査を実施し、現状把握に努めた。また、当該調査結果を町ホームページに掲載した。 ・町ホームページ、広報等を活用して、町の協働に対する姿勢を広く周知し、協働の推進を図ることができた。	
-------	--	--

5 個別事務事業概要					(単位:千円)
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	広聴活動の充実	デジタル推進課	16	10	15
事務事業の概要					
町政に対する意見・要望・提案などを聞き、住民の意見を町政に反映させることを目的としている「町長への手紙」と、町政に対する苦情・意見・要望などを把握し、町政に反映することを目的としている請願陳情に関する事務を行う。					
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	選挙啓発事務	総務課	7,788	7,029	1,504
事務事業の概要					
選挙は国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会であり、住民一人一人が選挙に関心を持つことが重要である。無関心層の政治・選挙に対する意識を取り戻すため、町や地域の行事等を通じて選挙の啓発を行い、選挙の大切さを訴える必要があるため、日ごろの啓発(常時啓発)と選挙時における啓発(選挙時啓発)に分けて、啓発を実施する。					
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
3	協働事業の推進と協働体制の整備	協働推進課	62	6	62
事務事業の概要					
平成23年度からスタートした第4次長期総合計画では、「自立と協働」を基本理念と定め、令和3年度に策定された第5次長期総合計画では、「自立と協働」がまちづくりの根底に流れる姿勢として引き継がれた。新たな地域力を作り出すため、町に関する全ての人々がまちづくりに参画できるように、協働型社会の形成を目指していく。					
【まちづくりの根底に流れる姿勢】					
(1)当事者意識を持とう					
住民、企業・団体、行政等多様な主体が瑞穂町のまちづくりに関わる誇りを持ち、当事者として課題解決に向けた思いや意識を共有する。					
(2)意識を行動に					
身近な課題解決に向けて、誰もが活動の機会や出番があり、異なる強みを持つ主体が共通の目標のために、責任と役割を分担し、成果を共有する。					
合 計 額			7,866	7,045	1,581

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	広聴活動の充実				担当部署	企画部 デジタル推進課 広報広聴係			
					作成者	岩田 卓也			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて		施策分野	1	協働の推進		
	施策名	3	住民の声を反映する行政運営			重点	－	創生	－
10年後のめざす姿	協働が推進され、住民、企業、各種団体、NPO、ボランティアなどと行政が協力し、地域の課題の解決に取り組まれています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次瑞穂町長期総合計画、請願法							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【目的】広聴活動は、町の現状の施策などに対する評価を受けることにより、今後の推進及び充実を図る手段の一つといえる。「町長への手紙」は、町政に対する意見・要望・提案などを聞き、住民の意見を町政に反映させることを目的としている。ホームページから投稿できる「各課へのお問合せ」は、各担当部署に対する質問・意見などを聞き、対応が必要なものについては対応するなど、「町長への手紙」同様、住民の意見を町政に反映させることを目的としている。請願陳情は、町政に対する苦情・意見・要望などを把握し、町政に反映することを目的としている。 【内容】「町長への手紙」は、「町長への手紙事務取扱要綱」により定義等が規定されている。町民が自由に町政に対して意見を言えるように、「町長への手紙」専用の封筒便箋により、切手を貼らずに料金受取人払いで投函できる。手軽に使えるように役場をはじめ公共機関に置いている。2年に1回「広報みずほ」本文中に様式を掲載する。ホームページの専用フォームなどからも投稿できる。届いた手紙は、町長への手紙の定義に該当し、回答が必要なものについては担当部署で回答案を作成し決裁を受けた後、原則として文書にて差出人に回答する。差出人が回答を求めている場合や、回答を求めているも担当者から電話などで回答を行ったことで、文書での回答は不要との承諾を得た場合は、報告書を作成し決裁を受ける。無記名や個人への中傷、営業などの内容に対しては、町長への手紙に該当せず、月ごとの一覧表にまとめて町長に報告している。「各課へのお問合せ」は、ホームページからの専用フォームで投稿することができ、回答が必要なものについては担当部署から直接回答するか、広聴担当からメールで回答している。無記名や個人への中傷、営業などの内容に対しては、町長への手紙と同様、回答しない。請願陳情は、担当部署と協議し回答案を作成、決裁を受けた後、差出人に郵送する。請願とは、損害の救済、公務員の罷免、法律・命令・規則の制定・改廃その他の事項に関し、文書によりその希望を官公署に申し出ることであり、陳情とは、実情を述べて、官公署に善処を要請することである。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	「町長への手紙」は、平成10年6月からスタートした。平成3年度にスタートした長期総合計画が後期に入り「ヒューマンタウンみずほ～人間尊重のゆとりあるまち～」の仕上げ段階に入ったために、町民の意見を町政に反映させていきたいと考えて始まった。「町長への手紙(はがき)」2回分を「広報みずほ」6月号に折り込んだ。平成14年6月号からは封筒便箋になり、「広報みずほ」に折り込んだ。それまで「広報みずほ」4月号に差し込みをしていたが、平成25年度からは11月号に差し込みを行った。平成29年11月号は、本文中に様式を掲載した。これにより、約13万円の経費を削減した。これ以降、令和元年11月号、令和3年9月号及び令和5年9月号に、町長への手紙の様式を掲載した。また、平成15年6月号からはホームページの専用フォームから投稿できるようになっている。なお、平成30年6月定例会一般質問で「住民が気軽に情報提供できる仕組みの構築を」という質問を受け、「町長への手紙」と「各課へのお問合せ」のホームページ専用フォームからの投稿方法について、平成30年10月1日に現状のシステムに画像提供の専用メールアドレスを追加した。令和6年2月に「町長への手紙事務取扱要綱」を、令和7年3月に「各課へのお問合せ事務取扱要綱」をそれぞれ定め、これに基づいて運用を行っている。 請願陳情については、請願法が昭和22年5月3日に施行され、関連する業務の担当部署で受け付け、処理をしていた。平成4年度から広報担当課が窓口となり、担当部署との調整をするようになった。処理の方針・基準がない状態だったが、令和6年4月に対応方針を定め、それに基づき処理をしている。 なお、広聴活動の一環として、施設見学会を平成7年度から施設担当部署において実施していた。当初は年2回で平日に実施していたが、平成11年度からは庁用バスも使えなくなり、ワゴン車で対応しなくてはならず、参加者も減少したため1回になった。平成13年度は立川防災館の見学を企画するも参加者がなく取り止めた。平成14年度は平日から日曜日に変更し、オープン前の瑞穂斎場の見学会を実施した。167名の参加者があった。平成15年度からは実施していない。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	「町長への手紙」「各課へのお問合せ」については、要綱による安定的な運用を目指す。また、「町長への手紙」の内容については、これまで同様、その一部及び内訳を広報紙に掲載して町民へ公表を行う。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	「町長への手紙」を要綱に基づき、適正に運用した。また、7月号の広報紙に、令和6年度中の受付件数、差出数の多かった内容、差出内容と回答の一例を掲載した。「各課へのお問合せ」についても要綱に基づき、適正に運用した。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		
課題及び今後の方向性	A拡大	説明	令和5年度及び6年度の手続明文化により、安定的に運用できている。「町長への手紙」に関する受付状況報告は、広報紙からホームページ上での公開に、ボリュームを移すことが検討課題であり、引き続き研究する必要がある。また2年に1度実施している様式の広報紙掲載も、印刷製本と郵送料に要する費用が高騰傾向にあることから、ホームページへの切替えが可能な検討していく。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	広聴活動の充実
担当部署	企画部 デジタル推進課 広報広聴係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	町長への手紙
		実施予定		各課へのお問合せ
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	「町長への手紙」と「各課へのお問合せ」で、広く町民の意見を聞くことにより、町づくりに反映する。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		11	11	19	16	16	10	15
内 訳	一般財源	11	11	19	16	16	10	15
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	通信運搬費	11	11	19	16	16	10	15
	コメント	広く町民の意見を聞くことにより、まちづくりに反映できるよう運用した。町長への手紙の料金受取人払いは52通、回答は請願を含め67通。	広く町民の意見を聞くことにより、まちづくりに反映する。通信運搬費(回答文書郵送費5.5千円、料金受取人払い5.5千円)	広く町民の意見を聞くことにより、まちづくりに反映する。令和7年度は、隔年で実施している広報紙への「町長への手紙」様式の掲載の年に当たる。例年、町長への手紙の郵送数(料金受取人払い)と回答郵送数(後納郵便)が増加することから、2年前の令和5年度を基準とし、令和6年10月からの郵便料金の値上げ(後納郵便84円から120円、料金受取人払い104円から136円)を反映した。				広く町民の意見を聞くことにより、まちづくりに反映する。通信運搬費(回答文書郵送費7千円、料金受取人払い8千円)

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課			査 定
人員 要求	広聴活動を充実するためには、関係部局との連絡調整の充実を図る必要がある。「町長への手紙」と「各課へのお問合せ」の対応については、それぞれ職員一人に対応している。		
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない	
評価・査定			

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	選挙啓発事務				担当部署	企画部 総務課 総務係			
					作成者	白井 正信			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	1	協働の推進			
	施策名	3	住民の声を反映する行政運営			重点	－	創生	－
10年後のめざす姿	協働が推進され、住民、企業、各種団体、NPO、ボランティアなどと行政が協力し、地域の課題の解決に取り組まれています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	公職選挙法第6条							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	選挙は国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会であり、住民一人一人が選挙に関心を持つことが重要である。無関心層の政治・選挙に対する意識を取り戻すため、町や地域の行事等を通じて選挙の啓発を行い、選挙の大切さを訴える必要がある。 啓発は日ごろの啓発(常時啓発)と選挙時における啓発(選挙時啓発)に分けて実施する。 【常時啓発】 街頭啓発(残堀川ふれあいイベント&ウォーキング、産業まつり)、広報みずほに記事掲載、ホームページの記事改良、18歳から29歳までの投票立会人公募、二十歳を祝う会対象者への啓発(記念品配布、年賀状の送付)、新有権者啓発レター(バースデーレター)、明るい選挙ポスターコンクール、小中学生議会に啓発チラシ配布、町内学校への選挙物品の貸し出し、出前授業の実施 【選挙時啓発】 広報「選挙特集号」及び選挙公報の発行(全戸配布)、庁用車及び収集車(一般廃棄物収集委託業者車両)による啓発(マグネットシート使用)、コミュニティバスによる啓発(車内掲示)、広報車による広報(選挙当日)、横断幕及びのぼり旗設置(役場周辺、選挙ごとの重点地域)、事業所及び町内会へのポスター掲示依頼、庁舎1階モニターでの選挙日周知、みずほニュースによる情報発信、メール配信サービスによる情報発信、X(旧ツイッター)での情報発信、子連れ投票の推奨							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	昭和27年に施行された公職選挙法は、「選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては、投票の方法、選挙違反その他選挙に関し、必要と認める事項を選挙人に周知させる」ことを選挙管理委員会へ義務づけ、その後時代の変化に即応した選挙制度の見直しが行われている。 平成10年には不在者投票事由の緩和と手続きの簡素化、投票時間の変更(延長)などが実施されたことにより、投票参加の機会が拡大した。さらに平成15年には不在者投票制度が改正されるとともに期日前投票が制度化され、簡単・便利に投票できる環境の整備が行われた。 平成28年度からは18歳への選挙権年齢引き下げに伴い、新有権者へバースデーカードによる啓発を開始、令和5年度からはより情報量を増やしたバースデーレターに改良し実施している。 有権者の政治意識や選挙意識をはじめ、選挙での投票行動等の把握するため、平成16年及び平成25年に町民意識調査を実施した。また、令和4年及び令和5年に各投票区の年代別投票状況を分析し、得られた投票行動結果を基に、現在は効果的な啓発事業を検証している。 【期日前投票所】 ・町民会館、武蔵野コミュニティセンター 平成16年7月11日参議院議員選挙から設置 ・箱根ヶ崎駅東西自由通路 平成21年4月19日町長選挙から箱根ヶ崎駅前(貸店舗)に設置、平成22年7月11日参議院議員選挙から現在地である自由通路上へ設置							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	選挙期日や期日前投票の周知を十分に行い、東京都内最下位の投票率を上げることはもとより、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会が選挙であること等、基本に立ち返った啓発を行う。また、未来の有権者への啓発として、子連れ投票の推奨を行う。啓発の手法については、見直しと改良を随時行い、新しい試みも検討する。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	イベントでの啓発はすべて実施できた。選挙時啓発は、急遽執行された衆議院議員選挙を除き、町内の店舗や町内会へ協力をいただき、町内各所へ啓発ポスターを掲示、加藤塚橋や武蔵野歩道橋への啓発横断幕を掲出する等、周知方法の拡大に努めた。また、未来の有権者への啓発として子連れ投票推奨の啓発を行った。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		
課題及び今後の方向性	A拡大	説明	啓発の手法については、これまでの方法に改善や工夫を付け加えているが、投票率の向上には結びついていない。有権者の意識を変えるには継続的な啓発が必要であることから、引き続き、投票率がより低い若年層を中心に啓発を進めていく。常時啓発では、新有権者に啓発通知(バースデーレター)を送付し、二十歳を祝う会会場等での啓発を実施する。選挙時啓発では、様々な媒体を使用し選挙の周知を行っていく。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	選挙啓発事務
担当部署	企画部 総務課 総務係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	明るい選挙推進委員
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	明るい選挙推進委員との協働により、さくらまつり、残堀川ふれあいイベント&ウォーキング、産業まつり、二十歳を祝う会などで選挙啓発事業が実施できる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		2,571	4,840	9,351	7,848	7,788	7,029	1,504
内 訳	一般財源	2,571	1,427	2,871	3,575	3,537	2,273	1,504
	国庫支出金		1,749	4,481	2,488	2,475	3,358	
	都支出金		1,664	1,999	1,785	1,776	1,398	
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	(常時啓発) 明るい選挙推進委員謝礼	402	405	405	405	405	405	405
	選挙啓発ポスターコンクール(小中高校生対象)	107	117	160	160	160	122	160
	20歳・18歳における啓発	39	43	57	61	61	39	77
	各種イベントでの啓発・のぼり旗	422	658	557	515	490	495	625
	出前授業		204					237
	(選挙時啓発) 啓発用品配布	103	489	997	867	867	748	
	横断、懸垂幕の購入・掲出	80	159	551	446	446	459	
	のぼり旗・ポスター作製	50	44	188			21	
	選挙公報、広報選挙特集号の発行	397	253	719	742	736	655	
	選挙公報、広報の配布(全戸)	935	2,390	5,561	4,553	4,524	3,941	
	広報車による街頭啓発	33	66	132	99	99	132	
	18歳における啓発	3	12	24			12	
	コメント	実施選挙 4月 瑞穂町議会議員選挙	実施選挙 7月 東京都知事選挙 10月 衆議院議員選挙	実施選挙 4月 瑞穂町長選挙 4月 瑞穂町議会議員再選挙 6月 東京都議会議員選挙 7月 参議院議員選挙 2月 衆議院議員選挙				予定選挙 なし

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	通年ではなく、選挙準備及び選挙期間中の正職員が不足している。選挙時啓発が十分に出来ないだけでなく、選挙運営の指揮系統が不安定になり、現場合わせが増え、選挙の適正執行に影響が出ると考える。 参議院議員選挙は期日前投票期間が16日間と長く、後半4日間は期日前投票所が3か所と増え、不在者投票事務等も行うとなると、正職員3人で運営することは物理的に無理があり、不測の事態が起きた場合に対応できる職員がいない。また、複数の選挙の執行が予定されており、職員の負担も大きく、他の事務にも影響が出ることは否めない。なお、職員の努力や創意工夫でカバー出来るものでもなく、会計年度任用職員の業務範囲でもないと考える。	
	人員増の必要性	● 必要である ○ 必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	協働事業の推進と協働体制の整備				担当部署	協働推進部協働推進課地域協働係			
					作成者	加村 嘉章			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	1	協働の推進			
	施策名	1	協働型社会の推進			重点	○	創生	○
10年後のめざす姿	協働が推進され、住民、企業、各種団体、NPO、ボランティアなどと行政が協力し、地域の課題の解決に取り組まれています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点③		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次瑞穂町長期総合計画、特定非営利活動促進法、瑞穂町協働事業ガイドライン、瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	第5次長期総合計画では、第4次長期総合計画で掲げられた「自立と協働」がまちづくりの根底に流れる姿勢として引き継がれた。 【まちづくりの根底に流れる姿勢】 1 当事者意識を持つ 住民、企業・団体、行政など多様な主体が瑞穂町のまちづくりにかかわる誇りを持ち、当事者として課題解決に向けた思いや意識を共有しましょう。 2 意識を行動に 身近な課題解決に向けて、誰もが活動の機会や出番があり、異なる強みを持つ主体が共通の目標のために、責任と役割を分担し、成果を共有しましょう。 平成27年4月に設置した瑞穂町協働のまちづくり推進委員会では、「瑞穂町協働宣言」の実現に向けた検討、町における協働の在り方について協議等を行うとともに、協働の理念を町民に広めるため、各委員が地域で活動し、協働事業を実施している。 令和5年度に、協働の窓口(みずほマッチング)を設置し、協働に関する様々な相談、提案等を受け付け、団体等に対して支援等を行い、新たな協働ネットワーク(町と団体等との連携・情報共有、団体等や人材の発掘等)を構築します。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・平成18年4月に「瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針」、平成21年6月に「計画策定段階から住民参加の推進について」を策定し、町と社会貢献活動団体等とが協働したこれからの取組の方向性を示している。 ・平成23年度からスタートした第4次瑞穂町長期総合計画の基本理念「自立と協働」と定め、町が進むべき姿を示した。近年のコミュニティ活動の停滞、コミュニティ活動への無関心層の増加等から、共助、協働等の意識が希薄化。町民が主役となって地域活動や行政活動に参加することが求められている。 ・平成24年4月の組織改正に伴い、企画部企画課から住民部地域課に事務移管され、同年12月に、協働施策を推進するため、瑞穂町の協働を考える会議要綱を制定 ・平成25年5月に瑞穂町の協働を考える会議を立ち上げ、同年6月には瑞穂町庁内協働推進担当者を20人選出し、同会議と庁内協働推進担当者会議を開催した。瑞穂町の協働を考える会議において、宣言案作成のための自由討議、ワークショップ等を行い、2度の意見募集を実施、平成26年8月に宣言文の内容を確定した。同年10月8日に町長、議長及び協働を考える会議座長により署名をし、瑞穂町協働宣言を策定し、同年11月8日に産業まつりで宣誓 ・平成27年4月に、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会を立ち上げ、「瑞穂町協働宣言」の実現に向けた検討を実施 ・平成28年度からは、町との協働を希望する相手との窓口を住民部地域課とした。協働の周知啓発のため、平成28年3月から協働フォーラムを開催し、平成31年2月に郷土資料館けやき館の「みずほ難の春まつり」とタイアップし、4回目となる協働フォーラム2019を開催。また、より多くの町民に協働を理解してもらい、新たに協働を始める際に活用してもらうための「協働事業ガイドライン」を平成30年12月に策定し、ホームページへ掲載、協働フォーラム等での紹介、協働のまちづくり推進委員によるPR等を行い、周知をしている。 ・協働フォーラム2020～2022では、地域で活動している団体による事例発表を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・令和3年度策定された第5次長期総合計画では、第4次計画に掲げられた「自立と協働」がまちづくりの根底に流れる姿勢として引き継がれた。 ・令和3年度は、庁内報の発行や、各部署における協働事業の調査実施、職員の協働に関する意識向上を図った。また、町内会連合会と協働し、協働事業に関するパネル展を開催した。 ・令和4年4月の組織改正に伴い、担当部署が協働推進課となった。瑞穂中学校PTAと町(安全・安心課)の協働事業である「防災訓練」を実施し、更に協働事業を推進するため、近隣自治体への調査や町ホームページ等での協働事業の募集、職員の協働の意識向上を図るため、協働に関する庁内報の発行や、各部署の協働事業に関する調査を実施。また、町と各種団体等とをつなぐためのマッチング制度を構築 ・令和5年度に協働の窓口(みずほマッチング)を開始し、①協働パートナー事業活動への支援、②ボランティアセンターみずほ等との連携、③協働テーマの募集・提案、④団体同士のマッチング、⑤包括協定の締結の支援等を実施 ・令和5年度協働のまちづくり推進委員会講演会として、地域づくりと協働についての講演会(テーマ:「実践に学ぶ これからの地域づくりへのヒント」、講師:高崎経済大学 地域政策学部 地域づくり学科 教授 同大学大学院 地域政策研究科長 櫻井 常矢氏)を実施 ・令和6年度協働のまちづくり推進委員会事業として、体験! OHAKOイベントにブース出展し、パネル展示による各委員の活動内容の紹介をした。 ・令和7年度は、株式会社ジョイフル本田、同年10月31日に駿河台大学と包括連携協定締結(締結数:計7者)							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 ● B当該年度に新規を含む事業 C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	町民、団体等が抱える問題及び課題を解決するため、令和5年4月に設置した「協働の窓口(みずほマッチング)」を活用することで、地域の各種団体、事業者、ボランティア等と町をつなぎ、コーディネートすることにより、協働のまちづくりを推進する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ● B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	・瑞穂ケーブルテレビとデジタル推進課とのマッチングにより、スマホ教室が各コミセンで開催された。 ・株式会社ジョイフル本田、駿河台大学とそれぞれ包括連携協定を締結した。 ・アンネのバラボランティアスタッフは、引き続き募集し、毎月1回活動している。

課題及び今後の方向性	A拡大 ● B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	・引き続き、「協働の窓口(みずほマッチング)」を活用し、町民、地域等が抱える問題及び課題を解決するため、地域の各種団体、事業者、ボランティア等と町をつなぎ、コーディネートすることにより、協働のまちづくりを推進していく必要がある。 ・事業者からの包括連携協定締結を希望する声があるが、協議を進めていく中で、個別協定として方針転換をする事例があった。包括連携協定を締結後、連携項目に関する事業が実施されないことがあるので、事前協議の段階で各課に対する意向確認を実施した上で包括連携協定を締結するか判断が求められる。
------------	--	----	--

事務事業名	協働事業の推進と協働体制の整備
担当部署	協働推進部協働推進課地域協働係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	協働パートナー事業活動への支援
		実施予定		ボランティアセンターみずほ等との連携
		検討中		協働テーマの募集・提案
		未検討		団体等同士のマッチング
		協働できない		包括協定の締結
協働による 効果 (見込み)	協働のまちづくり推進委員会との連携や、町と住民、企業、各種団体、NPO、ボランティア等が「協働の窓口（みずほマッチング）」を活用することにより、協力して協働の実現を推進することで、住民、地域等が抱える問題及び課題を解決することができる。			

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		0	0	62	62	62	6	62
内 訳	一般財源	0	0	62	62	62	6	62
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予 算 ・ 決 算 及 び コ メ ン ト	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	職員普通旅費	0	0	7	7	7	6	7
	報償費(講師謝礼)	0	0	55	55	55	0	55
	コメント	協働宣言の実現を目標とし、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会を開催するとともに、職員及び町民の方々に「協働」を理解してもらうため、周知啓発を継続していく。また、協働の窓口(みずほマッチング)の活用により、様々な支援等を実施していく。	協働宣言の実現を目標とし、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会を開催するとともに、職員及び町民の方々に「協働」を理解してもらうため、周知啓発を継続していく。また、協働の窓口(みずほマッチング)の活用により、様々な支援等を実施していく。	協働宣言の実現を目標とし、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会を開催するとともに、職員及び町民の方々に「協働」を理解してもらうため、周知啓発を継続していく。また、協働の窓口(みずほマッチング)の活用により、様々な支援等を実施していく。				同左

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	職員及び町民の方々に「協働」を理解してもらうため、協働のまちづくり推進委員と共に、周知啓発を継続していく。また、協働の窓口(みずほマッチング)の活用により、様々な支援等を実施していくためには、現状の職員を維持する必要がある。	
	人員増の必要性	必要である ● 必要ではない
評価・査定		

施 策 分 野 評 価 シ ー ト

1 基本目標・施策分野の名称

基本目標	7	総合計画の実現に向けて
施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営
10年後のめざす姿		効果的・効率的な行財政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。

2 施策数値指標

指標名	現状値	実 績				令和7年度 目標値 (実績値)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
町民の住みよさ指数	36.5% (令和元年度)	—	—	—	38.2%	40.0% (—)
町政全体の満足度	32.0% (令和元年度)	—	—	—	34.5%	35.0% (—)
町税収納率	97.6% (令和元年度)	97.8%	97.9%	97.6%	97.5%	98.1% (97.3)
経常収支比率	90.2% (平成30年度)	85.2%	90.1%	92.2%	94.0%	80%台 (93.3%)
説明・コメント		町民の住みよさ指数、町政全体の満足度については、次回アンケート令和6年度	町民の住みよさ指数、町政全体の満足度については、次回アンケート令和6年度	町民の住みよさ指数、町政全体の満足度については、次回アンケート令和6年度		町民の住みよさ指数、町政全体の満足度については、次回アンケート令和11年度

3 予算・決算の状況

(単位:千円)

予 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	274,126	357,967	263,583	345,900	402,478
国庫支出金	35,665	20,575	12,075	14,687	18,193
都支出金	162	3,661	162	161	162
地方債及びその他の特定財源	8,061	3,475	3,326	75,298	239,905
総事業費(計)	318,014	385,678	279,146	436,046	660,738

(単位:千円)

決 算 額					
事業費/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般財源	255,313	310,050	243,192	308,860	310,530
国庫支出金	23,909	15,046	12,976	20,361	24,990
都支出金	162	9,562	161	163	161
地方債及びその他の特定財源	3,336	19,088	3,590	62,920	155,413
総事業費(計)	282,720	353,746	259,919	392,304	491,094

施策の評価(分析)

--

4 重点施策			担当課	—
施策		—	基本構想・重視すべき視点	—
年度		【進捗状況】(主な取組等)	【評価・査定】	
令和3年度		—	—	
令和4年度		—	—	
令和5年度		—	—	
令和6年度		—	—	
令和7年度		—	—	

5 個別事務事業概要 (単位:千円)

No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
1	行政評価事業	企画政策課	485	286	366
			事務事業の概要 事業概要(内容・目的、経緯、課題)の整理、予算の査定や決算の確認、事業の適正性の検証などを行い、企画(実施計画)、財政(予算)、人事(組織)の3つを統合した事務事業シートを作成する。また、長期総合計画の施策分野別に評価を行う。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
2	行政改革の推進	企画政策課	金額については、7-3行政評価事業シートに含まれる		0
			事務事業の概要 「第5次瑞穂町長期総合計画」と整合させ、行政改革による行政運営のあり方を踏まえ、新たな課題に積極的に取り組む。行政評価委員会の分科会である行政改革推進分科会と、行政改革推進本部の運営を行う。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
3	予算編成及び執行管理	財政課	4,875	4,856	4,955
			事務事業の概要 当初及び補正予算を議会へ上程するために、各課の予算見積書・要求書の精査及び査定を行い、歳入歳出予算総額を取りまとめた後、理事者査定を経て、適切な予算額を算出する。予算執行にあたっては、支出科目及び内容の検査、請求金額等の確認を行い、支出命令を決裁し、会計管理者へ支出を依頼している。また、執行の総括として決算付属資料である事務報告書を作成し、議会へ上程、公表する。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
4	財政状況等作成と公表	財政課	30	25	38
			事務事業の概要 自治体の財政運営の状況を判断する基準となる、決算統計及び健全化判断比率を算出、作成する。また、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料となる、財務4表(バランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)を作成し、開示する。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
5	デジタル化の推進	デジタル推進課	7,214	7,065	11,187
			事務事業の概要 町におけるDXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定を行うとともに、国が示す自治体業務システムの標準化・共通化及びガバメントクラウド上での稼働への対応や、マイナンバーカードの普及促進及びマイナポータルを介したオンライン申請受付体制の構築を行う。		

No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
6	電算共同運営	デジタル推進課	298,340	145,272	1,733
			事務事業の概要		
			平成20年12月22日に西多摩郡町村副町長会での決定事項の具現化を図るため、「西多摩郡町村電算共同運営協議会」は西多摩地域4町村(瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町)の電算共同運営化(運営費削減と電算運営の効率化)を目的とし発足した。電算専門のコンサルタント業者に業務委託を行い、円滑に事業を進めるものである。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
7	電算機器等の保守管理	デジタル推進課	68,328	60,506	70,321
			事務事業の概要		
			現在の行政事務は、その大部分を電算システムに依存しており、電算機器の障害は窓口業務を停滞させ、住民サービスに甚大な影響を与えるものである。これを防ぐため日常点検に加え定期的な保守点検を実施する。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
8	機能的な組織・人事管理	総務課	9,079	8,546	4,635
			事務事業の概要		
			地方分権や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織運営を行うことにより、住民福祉とサービスの向上を図ることを目的とする。人事考課制度の定着と、能力および実績主義の人事制度の確立を図り人的資源を最大限に活用するとともに、職員の任用や勤務形態の多様化に取り組むなど、適正な人事管理につとめ、能率的かつ適正な行政運営を確保する。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
9	職員研修	総務課	4,127	3,555	4,277
			事務事業の概要		
			地方分権、情報化社会の進展等、行政が抱える課題も複雑かつ多様化しており、これらの課題に対し、柔軟かつ的確に対応できるように、研修制度及び体制を充実する。職員研修により、職務遂行能力・政策形成能力・問題解決能力を持った職員を養成する。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
10	文書管理事務(ファイリング、収发文書)	総務課	12,104	14,594	11,397
			事務事業の概要		
			日々の業務のうち、かなりの部分を文書が中心となって進んでいるが、町政を運営していく上で、文書事務の役割は大変重要である。その文書事務を、正確かつ迅速に管理する。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
11	法務管理	総務課	4,944	4,943	4,783
			事務事業の概要		
			主管課が作成した条例、規則その他の例規案を審査し、法律や政令、都条例等との競合や重複の有無、不適切な表現がないか確認し、問題がある場合は再検討を促す。また、主管課の業務における法的な疑義、不服審査、訴訟の対応について相談を受け、調査の上でアドバイスをを行う。これらの業務を通じ、地方分権改革以後、強く求められる自治体としての法務管理能力の向上を目指す。この事業を遂行するため、法制執務支援業務を委託し、第三者的な助言を受けられる体制を整える。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
12	入札関係事務	財政課	69	61	70
			事務事業の概要		
			入札過程の公平性・透明性の確保及び厳正かつ公正な入札執行を行う。		

No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
13	窓口業務	住民課	111,175	111,859	97,112
			事務事業の概要		
			市町村を構成する住民からの住所及び戸籍の異動等に係る届出等に基づいて、住民記録を整備し、住民の住所等を住民基本台帳等に記録することにより、各種の行政事務処理の基礎とし、常時、人口、世帯数及び人口動態の状況等を把握し、住民票の写し等の交付や個人番号カードの交付等住民サービスの向上を目指す。窓口業務は、平日開庁時間内に来られない方への来庁者サービス向上のため、毎週木曜日に窓口時間を午後8時まで延長、他にも電話予約及び郵送による請求等も受けている。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
14	個人町民税の賦課事務	税務課	25,392	23,103	21,971
			事務事業の概要		
			前年中の所得に対して、「毎年1月1日現在」瑞穂町に住所を有する人を納税義務者として賦課している。賦課までの一連の作業は、課税システムを導入しているが、西多摩郡の4町村で共同運営によるシステムの統一を行い、経費削減している。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
15	固定資産税・都市計画税の賦課事務	税務課	50,621	49,744	34,538
			事務事業の概要		
			固定資産税は、賦課期日(毎年1月1日)に、瑞穂町内における固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者に対し、総務大臣の定めた評価基準に基づき評価をし、その評価をもとに課税標準を算定し賦課をする。また、都市計画税は、都市計画事業又は土地地区画整理事業に要する費用にあてるため、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域に所在する土地及び家屋を所有する者に対して賦課をする。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
16	町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務	税務課	26,494	22,651	25,250
			事務事業の概要		
			租税は公平に課するだけでなく、公平に徴収しなければならない。税の確保が図られてこそ、充実した住民サービスを提供することができ、また住民の税への信頼に応えることができる。徴収面から租税の負担の公平を確保するため、強制手段(差押、搜索等)を含めた滞納整理を行うものである。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
17	公金の収入・支出事務及び記録・管理	会計課	11,634	9,299	16,243
			事務事業の概要		
			地方自治法に基づき、調定額通知書の処理や支出命令書等の審査及び公金等の出納、保管事務を行っている。現金の出納事務については、指定金融機関及び収納代理金融機関が執行している。これらの金融機関に対して年1回、出納事務や公金の管理状況について検査を実施している。・国内外の経済情勢により変化する金利の動向を常に注視し、公金の確実かつ有利な保管及び運用を心掛けている。・町公金の出納について、月に一度例月出納検査が実施され、会計管理者は検査を受検している。・会計課では指定金融機関と日々の現金残高と財務会計システムによる日次残高の照合を行い、適切な出納事務の執行に努め、年間出納事務の結果として出納閉鎖後、各会計の予算書をまとめ瑞穂町決算書を作成している。		
No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
18	新たな財源の確保	財政課	17,500	21,000	7,500
			事務事業の概要		
			税収入以外の財源を確保することで、各事業を安定して実施することが可能となる。国や都の補助金及び地方債の活用が主なものであるが、ふるさと納税を推進することによる町の認知度向上など、財源の確保に付随した相乗効果についても検討していく。		

No.	事務事業名	担当	令和7年度		令和8年度 当初予算額
			当初予算額	決算額	
19	長期総合計画後期基本 計画の策定	企画政策課	8,327	3,729	0
			事務事業の概要		
			10年を1サイクルとして策定する長期総合計画基本構想と、社会情勢の変化などにあわせて、5年ごとに見直しを行う長期総合計画基本計画を基に行政の効率的かつ効果的な行財政の運営を進める。		
合 計 額			660,738	491,094	305,189

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	行政評価事業				担当部署	企画部 企画政策課 企画推進係			
					作成者	若菜 貴大			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	1	戦略的な行政運営			重点	－	創生	－
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町行政評価システム推進協力委員会設置要綱、第6次瑞穂町行政改革大綱及び大綱実施細目							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	行政評価システムは、(1)成果・結果重視の行政活動への改善、(2)マネジメントサイクルの確立、(3)説明責任の確保(住民との協働に必要な基礎情報)、(4)職員の政策形成能力の向上及び意識改革を目指している。また、少子高齢化社会や高度情報化社会への対応をはじめとした新しい時代のニーズにより行政需要は増大し、様々な課題への対応が求められている。そのような課題解決の手法として行政評価システムを位置付け、住民本位の質の高い行政サービスを効果的かつ効果的に提供することを目的としている。 行政評価システムは、町が実施する事務事業の目的や必要性の明確化及び効果測定を行い、得られた測定結果により事務改善や事務事業の見直しを図るとともに、予算配分の適正化や組織体制の充実を図る仕組みである。具体的には、長期総合計画上の位置付けや当該事務事業の根拠となる法令などの確認、事業概要(内容・目的、経緯、課題)の整理、設定指標に基づく他市町村との比較、予算の査定や決算の確認、事業の適正性の検証などを行い、企画(実施計画)、財政(予算)、人事(組織)の3つを統合した事務事業シートを作成する。また、査定担当として、企画政策課、総務課がそれぞれの観点で査定を行う。なお、企画政策課に付随する業務として、主要施策進行管理がある。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成13年度に行政評価に関する企画書を作成し、各課職員1名からなる行政評価研究プロジェクトチームを立ち上げ、行政評価システム構築のための研究をはじめた。 ・平成13年度、業務棚卸を行い(1,950事業)、それらを長期総合計画の体系に合わせて評価対象表の作成に取り組んだ。 ・平成14年度、先進市で使用しているシートを実際に作成し、町に適した評価シートの体裁を研究した。また、行政評価研究への助言をいただくため、大学教授をアドバイザーに委嘱した(平成17年度まで引き続き委嘱)。 ・平成15年度、評価シートの体裁、評価体制、評価サイクル、評価対象表を作成した。以上のようにプロジェクトチームは計16回の会議を開催した(部会も別途開催)。そして平成16年2月に報告書として町長に報告した。 ・平成16年度、行政評価の導入年度であるため、職員研修会を4回開催した。また、システム推進のために、行政評価システム推進協力委員会を立ち上げ、システム推進、公表などへの課題解決に向けて研究を行った。 ・平成17年度、事務事業評価シートを活用し、実施計画(平成18年度～20年度)を作成した。町長査定を行ったことによって、平成18年度予算作成にも活用することができた。 ・平成18年度、公表に向け事業を進めていたが、年度内の公表は間に合わず、平成20年度から概要版の冊子を作成し、情報公開コーナーに設置した。また、次年度予算ヒアリングに事務事業評価シートを活用して企画係が参加し、企画面の意見を予算に反映することができた。 ・平成20年度、行政改革推進委員会と補助金等審査委員会を統合し、行政評価委員会を立ち上げた。 ・平成21年度、行政評価サイクル及びシートの見直しについて検討した。 ・平成22年度、改良シートについて行政改革推進分科会で承認をいただき、平成23年度事務事業から運用することになった。また、10月には行政評価委員による事務事業評価シートヒアリングの見学を行った。 ・平成23年度、行政評価委員による事務事業評価シートの外部評価方法を検討し、決定した。 ・平成24年度から毎年6月～7月に行政評価委員による事業評価シートの外部評価を実施している。 ・令和3年度、第5次長期総合計画期間の開始に合わせ、事務事業評価シートの刷新を行い、長期総合計画の進捗評価シートの運用も開始した。 ・令和4年度、行政評価委員会にて施策分野評価シートを使用しての外部評価を初めて行った。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	事務事業評価及び施策分野評価シートの年度成果を的確に把握し、成果を公表する。施策分野評価シートの外部評価は、行政評価委員による意見を参考に、更に検討し、引き続き長期総合計画の進捗管理を行う。事務事業評価シート及び当初予算ヒアリング資料との連携を図り実用的な評価を行う。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	行政評価委員会では、改選に伴う委嘱を行い、令和6年度の施策分野評価シートの外部評価を実施した。また、第5次長期総合計画後期基本計画(案)の審議を1回、行政改革推進分科会を2回、補助金等審査分科会を3回開催し、その有効性及び必要性を審議することができた。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		

課題及び今後の方向性	A拡大	説明	施策分野評価シートと当初予算ヒアリング資料の連動性をもたせるための、運用方法を構築していく
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	行政評価事業
担当部署	企画部 企画政策課 企画推進係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	行政評価委員によるシートの外部評価
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		

協働による 効果 (見込み)	町が行う施策について住民に説明する責務が果たされる。 また、住民意見により各課の所管事業に対し、新規・改善・廃止等を考察する機会が得られる。
----------------------	---

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8	
事業費		263	189	406	485	485	286	366	
内 訳	一般財源	263	189	406	485	485	286	366	
	国庫支出金								
	都支出金								
	地方債及びその他の特定財源								
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求	
	行政評価委員会	114	57	162	97	97	147		
	行政改革推進分科会	24	32	80	80	80	64		
	補助金等審査分科会	125	100	164	308	308	75		
コメント		行政評価委員会 2回 行政改革推進分科会 1回 補助金等審査分科会 5回 ＜委員費用内訳＞ 委員長 9,000円×7回＝63,000円 委員 8,000×25回(6人)＝200,000円	行政評価委員会 1回 行政改革推進分科会 1回 補助金等審査分科会 4回 ＜委員費用内訳＞ 委員長 9,000円×5回＝45000円 委員 8,000×18回(6人)＝144,000円	行政評価委員会 3回 行政改革推進分科会 2回 補助金等審査分科会 3回 ＜委員費用内訳＞ 委員長 9,000円×6回＝54,000円 委員 8,000×29回(6人)＝232,000円				※令和7年度は改選期 委員長 9,000円×6回＝54,000円 委員 8,000円×(5人×3回+4人×6回)＝312,000円(予算)	

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	今後も行政評価システムの推進には、企画担当、財政担当、総務（職員担当）の連携が不可欠である。政策面、財政面、職員配置などの整合性を図り、より精度の高いシステムにするためには、専属の係員の配置が望まれるが、効率的な事務執行により対応していく。	
	人員増の必要性	
		●必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	行政改革の推進				担当部署	企画部 企画政策課 企画推進係			
					作成者	若菜 貴大			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	1	戦略的な行政運営			重点	—	創生	—
10年後のめざす姿		効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町行政評価委員会条例、行政改革推進本部設置要綱、第6次瑞穂町行政改革大綱及び大綱実施細目							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	町では、昭和61年から令和3年まで6次にわたり、行政改革大綱を策定し、行政課題の解決に向けての取組を行っている。国及び地方公共団体の分担すべき役割を明確化することで、簡素で効率的な行政システムの構築、行政運営における透明性の向上を図り質の高い行政サービスを提供する必要がある。町が今後行政改革を推進するにあたり、「第5次瑞穂町長期総合計画」と整合させ、より一層住民と協働しながら、行政改革による行政運営のあり方を踏まえ、新たな課題に積極的に取り組む必要がある。 行政評価機能を強化し、住民参画をさらに推進するため、従前の行政改革推進委員会及び補助金等審査委員会の機能を統合した「行政評価委員会」を平成20年12月に設置した。分科会として、行政改革の推進に必要な調査又は検討を行う「行政改革推進分科会」と、町が交付する補助金等の適正化について必要な調査又は検討を行う「補助金等審査分科会」が置かれている。行政評価委員会は分科会を含め年3～4回程度の開催予定で、委員は町行政に見識のある方9名と公募委員1名で構成している。行政改革推進本部は、町長を本部長に、副町長、教育長、管理職で構成され、行政改革の推進に関することを担当する。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和60年6月、「瑞穂町行政改革審議会」を設置した。 ・昭和60年8月、町職員による「瑞穂町行政改革推進本部」(以下「行革本部」という。)を設置し、平成7年4月に設置要綱を新たに制定した。行革本部では平成16年度に導入した行政評価システムの評価の決定を行う。 ・平成9年4月、企画課に「行政改革推進係」を設置、第2次計画に位置付けた各施策の効果的な展開を図った。(平成11年度に企画係に統合) ・平成9年6月、「瑞穂町行政改革推進委員会」を設置した。住民選出委員8名以内で構成し、行政改革の推進について必要な事項を調査・審議することや必要な助言等を行うことを所掌事務としている。 ・平成9年8月、住民10名以内で構成する「瑞穂町受益者負担及び補助金等検討委員会」を設置した。なお、平成11年11月に、後述の「瑞穂町補助金等審査委員会」に役割を継承した。 ・平成10年1月、町長及び助役が指名した管理職で構成する「瑞穂町組織検討委員会」を設置し、同年11月には「瑞穂町における組織のあり方について」を報告した。平成16年度から組織検討を行い、本委員会の審議が中心となった。 ・平成11年11月、収入役を委員長として、住民選出委員3名、課長職5名の計9名で構成する「瑞穂町補助金等審査委員会」を設置した。補助金等の交付決定に必要な公益性、公平性、補助目的、補助額などに関する調査及び提言、並びに補助金等の効果を高めるために必要な事項の調査及び研究を所掌事務としている。平成18年4月の組織改編で企画財政課が設置されたことにより、課長職からは4名となり計8名の構成となった。平成19年10月、収入役制度の廃止により、「補助金等審査委員会」委員長であった収入役が退任したことに伴い、住民委員枠が3名から4名となり課長職4名と合わせ8名の構成となった。 ・平成20年12月、今までの行政改革推進委員会及び補助金等審査委員会を統合し、「行政評価委員会」を立ち上げた。 ・平成23年4月から第4次行政改革大綱の取組の実施期間となっている。 ※文中では、「助役」など当時の名称で表記している。 ・平成23年度事務事業評価シートから委員報酬等については、別シート(事業名:行政評価事業)で記載することとなった。 ・平成28年4月から第5次行政改革大綱の計画期間が始まり、令和3年3月をもって終了した。 ・令和3年4月からは第6次行政改革大綱の取組の実施期間となっている。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	・第6次行政改革大綱実施細目による達成状況を、年度ごとに成果・効果を把握しながら、行政改革を推進する。 ・第6次行政改革大綱の期間終了と合わせて、第7次行政改革大綱及び実施細目を策定する。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	第6次行政改革大綱実施細目の取組状況の調査を行い、各課の取組を促し、進捗を管理した。前年度と比較して、第6次行政改革大綱の目標達成に向けて着実に前進している。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		

課題及び今後の方向性	A拡大	説明	取組は進んでいるが、まだ成果が出ていない項目もあるため、時代の変化に対応できるよう、取組の見直しなどを進めなければならない。他自治体の先行事例、国・東京都からの通知、財源についての情報、官民連携事業など、あらゆる知識を活用して行政改革を進めていく必要がある。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	行政改革の推進
担当部署	企画部 企画政策課 企画推進係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	行政評価委員会による調査・検討等
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		

協働による 効果 (見込み)	行政評価委員会から調査・検討等に基づく助言をいただくことにより、町が行う行政改革の継続性の確保及び補助金等の適正化について、様々な立場を踏まえて推進する効果が期待できる。
----------------------	---

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費								
内訳	一般財源							
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
コメント								

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	機動性を考慮すると専属の係員の配置が望まれるが、効率的な事務執行により対応している。また、会議の効率的な開催により、合理的な委員報酬の支出に努めている。 ※平成23年度事務事業評価シートから委員報酬等については、別シート(事業名:行政評価事業)で記載している。	
	人員増の必要性	●必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	予算編成及び執行管理				担当部署	企画部財政課財政係			
					作成者	池田 隼士			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	3	健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用			重点	－	創生	○
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	地方自治法211条、208～222条、233条5項							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【内容】 適正な予算を編成するため、各課の予算要求内容の精査及び査定を行い、理事者査定を経て、議会へ予算案を議案上程している。 予算執行にあたっては、令和4年度から会計課が支出を管理することになったのに伴い、予算要求した内容以外のものに対し予算を執行する場合には、必ず財政係へ申し出ることを周知する。予算流用及び予備費の充用についても同様とする。 また、執行管理の総括として決算書の付属資料である事務報告書を作成し、議会へ上程している。 【目的】 予算は、長期総合計画に示された施策を実現するために、計画期間中の単年度の行政活動計画を実施するための経費及び財源を示した収支計画書である。社会経済情勢の変動がある中、限られた財源を有効に配分するよう予算編成を行うことが重要である。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	予算編成事務は、昭和63年度にオフィスコンピュータを導入し、平成元年度より財務処理が可能となった。その後、パーソナルコンピュータを活用した財務会計システム(FALAO)を平成10年度に導入するとともに、平成17年度にFALAOⅡ、平成23年度にFALAOⅢへの更新を行い、処理機能の拡充及び事務量の削減を図っている。特にFALAOⅢ更新時には、契約管理システムとの一体的システムに改善した。また、平成28年度からは、平成29年度からの地方公会計制度への対応に伴い、財務会計システムも新たなシステム(FAST)を導入し、機能の向上を図った。 平成18年度の組織改編により、企画係と財政係が同じ課となり、予算と行政評価双方の視点からの査定を実施し、二重のチェック体制を強化した。平成24年度には予算編成資料の再編に着手し、全課統一的に事業別予算額を表記することとした。令和4年度の組織改編では、企画係とは課を分けたことにより、企画政策課の行政評価による事業目線に対して、財政課による長期的予算目線を入れることで、その事業の完成年度を検討していく。 公表にあたっては、平成19年度より予算書、予算説明資料及び事務報告書をPDF化し、町ホームページに掲載している。 令和6年度 予算書及び決算書のペーパーレス化に向け、タブレット端末での閲覧に適した様式変更(A4横)を行う。 令和7年度 事業別予算書の導入にむけた検討を開始した。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	組織改編により、適切な予算の執行範囲内については会計課に移行されており、財政課は補正等(流用など)の必要性及び、予算の進捗状況等に目配りしていく。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	各課における予算要求内容を精査し、適切な予算編成を行った。また、効果的な当初予算編成とするため、全職員を対象とした予算編成方針説明会を実施した。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	持続可能な財政運営を図るため、限られた財源を効果的に配分することが重要である。効果的な予算編成にあたっての手段の一つとして事業別予算の導入を検討していく。 執行管理については、伝票業務が会計課へ移行したことで、予算積算外の支出を財政課が確認することができなくなったため、各課が財政規律を遵守するという意識づけをしていく必要がある。
------------	---	----	--

事務事業名	予算編成及び執行管理
担当部署	企画部財政課財政係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		

協働による 効果 (見込み)	
----------------------	--

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		6,699	9,958	4,955	4,875	4,875	4,856	4,955
内 訳	一般財源	6,699	9,958	4,955	4,875	4,875	4,856	4,955
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	節11 需用費(消耗品・印刷製本)	340	369	206	335	335	319	206
	節12 役務費(通信運搬費)	7	7	7	9	9	6	7
	節13 委託料(保守委託料)	4,372	4,742	4,742	4,531	4,531	4,531	4,742
	(システム改良・更新)							
	(インボイス関係導入)	1,980						
	(予算書・決算書レイアウト変更)		4,840					
	節14 使用料及び賃借料							
	節17 備品購入費							
	コメント	インボイス導入に係るシステム改修実施	予算書及び決算書のペーパーレス化に向けた、タブレット端末での閲覧に適した様式変更(A4横)を実施	事業別予算の検討(改修はR6実施)				事業別予算の検討(改修はR6実施)

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	「予算編成及び執行管理」において人員の増は要望しない。	
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	財政状況等作成と公表				担当部署	企画部財政課財政係			
					作成者	池田 隼士			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行政運営			
	施策名	3	健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用			重点	－	創生	○
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	地方自治法252条17項5号(決算統計) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【内容】 決算統計は、普通会計における「決算収支、目的別歳入内訳、目的別及び性質別歳出内訳、及びその財源内訳」等、多角的に決算額を分析するものであり、健全化判断比率は、「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率」の4指標を算出し、財政運営の健全化の判断を行うものである。 また、平成29年度から、今まで作成していた財務4表(バランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)を統一的な基準により作成し(地方公会計制度)、資産情報に関する金額を表示することにより、その年度の町の活動に対応する非現金支出を算出し、将来の財政予測を行うものである。 【目的】 決算統計及び健全化判断比率は自治体の財政運営の状況を判断する基準となるものであり、財務4表は外部に対し財務情報をわかりやすく開示し、また、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用することを目的とするものである。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	決算統計は大正2年に内務省によって「地方財政概要(昭和32年まで)」として公表されたことに始まった。地方自治制度の変遷に伴って内務報告令(明治19年省令第17号)、地方財務報告規則(昭和26年地方財政委員会規則第1号)、地方自治体等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令(昭和28年総理府令第32号)によって、統一的に実施されてきたが、現在は、地方自治法第252条の17の5第1項及び第2項の規定により実施している。 また、健全化判断比率は「地方財政再建促進特別措置法(財政再建法:昭和30年12月29日法律第195号)」により行われていたが、同法の廃止に伴い制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)」に基づき実施している。 財務4表については、平成12年3月に「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」からバランスシートの作成報告がなされ、全国の自治体はバランスシートの導入により、財政状況を明らかにする取り組みが活発となった。瑞穂町では平成13年度にバランスシートを公表し、現在に至っている。行政コスト計算書は平成16年度に作成し平成17年度より公表を開始した。さらに、平成27年度、国が全地方公共団体に対し、原則として平成27年度から29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請した。瑞穂町では平成28年度決算について、平成29年度に統一的な基準による財務書類等を作成し公表した。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	各指標・諸表について、正確かつ迅速に算出・作成・公表し、財政情報の透明化を図る。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	各指標・諸表について、正確かつ迅速に算出・作成・公表し、財政情報の透明化を図ることができた。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	各指標及び諸表については、作成するだけでなく適切に分析し、中長期的な財政運営に活用していく。
------------	---	----	--

事務事業名	財政状況等作成と公表
担当部署	企画部財政課財政係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		

協働による 効果 (見込み)	
----------------------	--

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費			38	38	30	30	25	38
内 訳	一般財源		38	38	30	30	25	38
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	節08 旅費(職員普通旅費)		38	38	30	30	25	38
コメント								

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

	主 管 課		査 定
人員 要求			
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない	
評価・査定			

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	デジタル化の推進				担当部署	企画部 デジタル推進課 デジタル推進係			
					作成者	村山 文哉			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	2	デジタル化・AI化への対応	重点		創生			
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	瑞穂町DX推進方針及び方針実施計画、自治体DX推進計画、第5次長期総合計画、第6次瑞穂町行政改革大綱及び大綱実施細目							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	令和2年12月に「自治体DX推進計画」が策定され、令和3年7月には自治体が着実にDXを推進できるように標準的な手順を示した「自治体DX推進手順書」の第1版が策定された。そして令和3年9月にデジタル庁が発足し、国を挙げてあらゆる場面でのデジタル化を推進し、日本におけるDXを実現するための動きが加速している。この状況下で、瑞穂町でもDXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、各種取組の実行等を担い、全体の調整役となるデジタル推進課を令和4年4月から設置し、町のデジタル化を進める体制を整えた。令和6年度は標準準拠システムへの移行準備を進めつつ、書かない窓口の対象手続を住民の死亡に起因する各手続にまで拡大できるように取り組んでいる。加えて、国や東京都、東京都市長会のDX推進事業に積極的に参加し、「防災DXツールのトライアル」「子育て支援制度プッシュ通知先行プロジェクト」「東京都伴走型支援事業(Webサイトの改善)」「PMH(Public Medical Hub)事業」に参加した。庁内では、ビジネスチャットツールの全庁トライアルを実施したほか、セキュリティ意識向上のため、町職員が講師を務め、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。令和7年度以降の取組としては、 ・自治体業務システムの標準化・共通化への対応 ・ビジネスチャットツールの全庁導入 などがあり、住民サービスの維持のため、自治体業務システムの標準化・共通化対応に注力することが必要となる。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・令和3年7月、総務省によって「自治体DX推進手順書」第1版が策定され、全自治体の参考となる手順が示された。また、全国統一的な取り組みになる「自治体情報システムの標準化・共通化」及び「自治体の行政手続のオンライン化」については作業手順を示す手順書を個別に作成すると共に、選考する自治体の事例をまとめた参考事例集も作成された。 ・令和3年9月、町でデジタル推進課の設置が発表され、令和3年10月1日に企画課企画係に1名増員し、デジタル推進課の円滑な業務開始に向けて準備を進めることになった。 ・令和4年4月にデジタル推進課が設置され、委託事業者と協力し、庁内のDX推進の取組を開始した。6月には管理職と一般職に分けてDX推進のための研修を実施し、庁内の機運醸成に着手した。令和4年7月から8月にかけて、町のDX推進のために「住民」「職員」「団体」「事業者」向けにアンケートを実施した。回答内容を参考に、令和5年度以降の町のDXの推進方針を検討・作成した。 ・令和5年度はDX推進委員会と情報セキュリティ委員会を設立し、町としてのDX推進及びセキュリティ対策に係る取組を庁内全ての部長の合意のもと推進できる体制を構築した。一方で、東京都市長会の事業に応募し、窓口支援システムを活用した「書かない窓口」の実証実験及びRPAの試験運用を実施し、住民サービスの向上と業務効率化の手法の検証を行った。 ・令和6年度は、令和5年度に実証実験を行った「書かない窓口」の運用を本格化。対象手続も遺族支援に繋がる住民の死亡に起因する手続まで拡大する。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 ● B当該年度に新規を含む事業 C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	令和7年度は標準化・共通化を推進する。庁内のDX推進では、Govtech東京の共同調達の枠組みに参加し、ビジネスチャットツールの本格導入を目指す。
年度成果	● A目標を上回って達成できた。 B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	自治体情報システムの標準化・共通化は、15業務の移行を完了した。また、GovTech東京の共同調達を活用し、ビジネスチャットツールを導入した。加えて、多言語等対応システムを導入し、業務効率化と住民の利便性を向上させた。生成AIの有用性を検証のため、トライアルを実施した。

課題及び今後の方向性	A拡大 ● B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	自治体情報システムの標準化・共通化については、令和8年度及び令和9年度に移行を予定しているシステムがあるため、事業者及び所管課と綿密に調整を行い、移行を進める必要がある。また、導入したデジタルツールについては、全庁的な活用の定着を図り、住民サービスの向上及び業務効率化に繋げていく。加えて、生成AIについてはトライアル結果を踏まえ、利用ルールの整備や効果検証を進めながら、本格活用に向けた検討を行う。
------------	--	----	--

事務事業名	デジタル化の推進
担当部署	企画部 デジタル推進課 デジタル推進係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	デジタルデバйд対策
		実施予定		デジタル人材の確保・育成
	●	検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	住民同士でインターネットによる情報の検索やスマートフォンの使用方法を教え合う仕組みを構築することで、より多くの住民がデジタル技術の恩恵を享受できるようになる。また、東京都等と連携することで、デジタル人材の確保・育成についての支援が得られる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		12,105	6,496	12,814	7,214	7,214	7,065	11,187
内訳	一般財源	986	3,031	11,329	5,729	5,729	5,179	9,702
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源	11,119	3,465	1,485	1,485	1,485	1,886	1,485
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	外部人材等経費	6,270	0	調査中				調査中
	WEB申請ツール使用料		707	1,089	1,089	1,089	1,089	962
	通信運搬費	86	969	969	969	969	969	969
	AI議事録作成ソフト導入委託	4,884						
	窓口支援システム使用料		1,815	1,815	1,650	1,650	1,650	1,815
	ファイル転送システム使用料		1,650	1,078	1,188	1,188	1,054	1,078
	ビジネスチャット利用料			808	808	808	808	808
	デジタルデバйд対策費用	865	1,355	1,355	1,355	1,355	1,350	1,355
	情報セキュリティ外部監査委託費用			4,200				4,200
	WEB会議用PC購入			1,500	155	155	145	
	コメント			外部人材経費(業務委託もしくは特別職の採用) WEB申請ツール使用料 1,089,000円 通信運搬費(テレワーク用専用回線)968,880円 窓口支援システム使用料 年間1,650,000円 ファイル転送システム使用料 年間1,188,000円 ビジネスチャット利用料 807,840円(月額67,320円、240円/アカウント、255アカウント調達) デジタルデバйд対策費用(会計年度任用職員雇用)1,355,000円 WEB会議用PC購入 155,000円 ※標準化・共通化の対象経費については、日の出町・檜原村・奥多摩町との共同電算事業と重複する部分が多いため、「電算共同運営」シートに記載。				

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課			査 定	
人員 要求	国が策定した自治体DX推進計画にデジタル人材の育成について記載が追加された通り、今後の変革に対応するために、庁内のマインドセットを実現するには外部有識者の参画が有効な手段であるとする。Govtech東京の人材プール制度等を活用し、デジタル人材をCIO補佐官等の役職で登用することについて、人材育成基本方針を踏まえて、検討を開始することが必要である。			
	人員増の必要性	必要である ● 必要ではない		
評価・査定				

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	電算共同運営				担当部署	企画部 デジタル推進課 デジタル推進係			
					作成者	村山 文哉			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	2	デジタル化・AI化への対応	重点		創生			
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	電算システムの共同運営の実施に係る基本協定書 電算システムの共同調達に係るコンサルタント業務委託に関する協定書 西多摩郡町村電算共同運営協議会システム調達基本計画 住民基本台帳ネットワークシステム更改における共同調達及び運用保守協定書							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	平成20年12月22日に西多摩郡町村副町長会での決定事項の具現化を図るため、「西多摩郡町村電算共同運営協議会」は西多摩地域4町村(瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町)の電算共同運営化(運営費削減と電算運営の効率化)を目的とし発足した。この協議会の発足により電算専門のコンサルタント業者に業務委託を行い、円滑に事業を進めるものである。 電算共同運営を進めていくための内容は次のとおりである。 ・住民情報系現行システムの単独継続運営をした場合と現行ベンダー以外による運営費の比較 ・職員意識調査 ・事業者動向調査 ・他自治体動向調査 ・各団体リプレイスに必要な導入経費、データ提供費用を含めた将来にわたる長期運営費の検証 ・共同運営に係る電算業者の調達 ・共同運営に係るシステムの構築 ・共同運営に係るシステムの運用管理							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	平成20年3月に西多摩郡4町村(瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町)における電算共同運営を目的として研究会を発足した。共同運営化による各町村の電算の運営費削減と運営の効率化を図り、研究した結果それぞれの団体で20%から30%の費用削減が見込まれることが明確になった。 平成20年11月20日の西多摩郡町村副町長会に、結果報告を行い、会議において各町村の課長職を主体とした新たな協議会創設が決定され、各町村及び電算業者と中立性が担保される専門職を置くとともに、改めて電算共同運営に向けた研究を行うこととした。翌月の12月22日、西多摩郡4町村の電算担当課長による会議が行われ、副町長会での決定事項の具現化を図るため、「西多摩郡町村電算共同運営協議会」を創設した。協議会を7回開催し、同年度より電算コンサルタントへの電算委託による調査・運営及び協議会の取りまとめを瑞穂町が幹事町として進めた。 第1期電算共同運営は平成23年10月から、第2期電算共同運営は平成28年10月からの5年間となっており、第3期電算共同運営は令和3年10月から5年間の契約で開始し、住民情報系のみならず福祉系システムも共同化を行った。第2期の事業者は、平成26年6月27日開催の協議会で費用積算の結果、メリットが大きいため同事業者で継続することを4町村で決定した。第3期の事業者選定はプロポーザル方式で行ったが、結果としては現行事業者に決定した。平成30年度から検討していた住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改に合わせ、4町村で共同調達および運用保守協定書を締結、令和元年7月31日から住民基本台帳ネットワークシステムにおける4町村共同運営を開始した。 ■令和5年度の会議開催実績 協議会1回、部会12回 ■令和6年度の会議開催実績 協議会1回、部会12回							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	● A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	西多摩郡町村電算共同運営協議会の幹事町としてコンサルタント業者への業務委託を行い、円滑な共同運営のために、4町村共同による電算業務の運用及び継続に向けた協議を実施する。令和7年度は標準準拠システムの移行と住民基本台帳ネットワークの2大事業を行う。
	B当該年度に新規を含む事業		
	C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	4町村共同による運用部会を毎月開催するとともに、協議会を開催し、共同利用している基幹系システムの安定稼働及び共同運営に関する協議を実施した。また、標準準拠システムへの移行を進めるとともに、住民基本台帳ネットワークシステム更改を行った。
	● B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		

課題及び今後の方向性	A拡大	説明	4町村共同による運用部会を継続し、特定移行支援システムの移行完了及び移行後の安定運用に向けた調整・協議を進める必要がある。また、令和8年度には現行の協働運営協定期間が終了することから、第四期西多摩町村電算共同運営の締結を行い、継続的かつ効率的なシステム運営体制を構築する。
	● B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	電算共同運営
担当部署	企画部 デジタル推進課 デジタル推進係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		1,210	81,145	273,208	287,897	298,340	209,613	1,733
内 訳	一般財源	1,210	19,258	38,790	67,316	66,973	71,490	1,733
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源		61,887	234,418	220,581	231,367	138,123	
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	当初要求	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	西多摩郡町村電算共同コンサルタント委託料	1,210	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733
	Fit&Gap(差異分析)実施委託		6,956					
	自治体情報システム標準化対応委託		72,456	234,418	252,763	263,934	177,293	
	住民基本台帳ネットワーク更改委託			35,000	30,156	30,156	28,070	
	基幹系リース端末等買取費用			2,057	3,245	2,517	2,517	
	コメント			西多摩郡町村電算共同コンサルタント委託料 1,733,000円 自治体情報システム標準化対応委託料 263,934,000円 住民基本台帳ネットワーク更改委託 30,156,000円 基幹系リース端末等買取費用 2,517,000円				

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	R7は標準化・共通化対応が本格化するため、各部署との調整のみならず現在想定される契約予定事業者4社との調整も格段に増える想定である。家庭の都合により半年程度休職する予定の職員もいるため、期間中の育休代替職員が必要である。	
	人員増の必要性	
		必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	電算機器等の保守管理				担当部署	企画部 デジタル推進課 デジタル推進係			
					作成者	村山 文哉			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	2	デジタル化・AI化への対応			重点		創生	
10年後のめざす姿		効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	現在の行政事務は、その大部分を電算システムに依存しており、電算機器の障害は窓口業務を停滞させ、住民サービスに甚大な影響を与えるものである。これを防ぐため日常点検に加え定期的な保守点検を実施する。 各電算システムを常に正常な状態で稼働させるため、職員による日常点検を行い、障害要因をできる範囲で排除する。また、専門業者による定期点検も実施し、機器等の良好な状態を維持する。障害が発生した場合には迅速な対応を行い、最小限の時間と被害で復旧できるような体制を整える必要がある。 令和7年度は基幹系システムを標準準拠システムに移行させることに伴い、職員が使用している業務用端末の変更が必要となった場合には適宜対応する。加えて、マイナンバーの情報連携に使用している中間サーバの更改を行う。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	町が事務処理に電算システムを導入したのは、昭和44年の住民税課税業務が最初であり、以来さまざまな業務が電算化され、現在はほとんどの業務で電算システムが導入されている。なお、機器等の保守管理についてはシステム導入当初から専門業者に委託している。 停電時や災害時については、令和2年の新庁舎建設に併せて自家発電設備を設置し、非常時の基幹系システム機器等(住民基本台帳システム等)への電源供給は確保されている。 組織体制としては、平成12年度から情報課に情報処理係を設置し、電算システムの総合担当を担ってきたが、平成18年4月の組織改正により、総務課情報・庶務係(現、総務係)が業務引継ぎを行った。その後、令和4年4月の組織改正により庁内の電算保守業務とデジタル化推進の両方を担うデジタル推進課が設置され、総務課総務係が担ってきた電算業務を引き継いだ。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	各種電算機器の安定的な稼働を図るとともに、各システムの円滑な運用を行う。また、自治体情報システムの標準化・共通化対応に伴い現行機器を入れ替える必要が生じた場合には適宜対応する。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	各種電算システム及び機器の運用保守対応を行い、年間を通じて安定稼働を実現した。また、自治体情報システムの標準化・共通化に伴う一部業務端末への対応を行うとともに、中間サーバ更改に伴う、機器の設定作業を実施した。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		

課題及び今後の方向性	A拡大	説明	行政サービスの基盤となる電算システムを安定的に運用するため、引き続き計画的な機器更新及び保守管理を行う必要がある。また、令和8年度に中間サーバに関する機器と基幹系パソコンの更改があり、事業者と連携しながら円滑に更改作業を進める。加えて、システムの高度化・複雑化に対応するため、職員のICT知識の向上を図り、軽微な障害については各課で対応できる体制をつくる。
	B現状のまま継続		
	●C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	電算機器等の保守管理
担当部署	企画部 デジタル推進課 デジタル推進係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		55,880	100,274	58,807	72,191	68,328	60,506	70,321
内 訳	一般財源	55,880	93,690	58,807	72,191	68,328	60,506	
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源		6,584					
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	当初要求	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	庁内ネットワーク更改委託及び備品購入		37,308					
	住民記録等システム保守(R3.10から福祉系含む)	30,652	30,652	30,652	40,018	39,682	32,628	30,652
	住民情報処理委託	264	264	264				264
	グループウェアシステム保守	2,064	5,616	5,616	5,616	5,616	5,616	5,616
	住基ネットワークシステム保守	2,179	2,179	2,178	3,385	3,385	3,159	2,178
	総合行政ネットワーク機器保守	594	594	594	594	594	594	594
	公共施設ネットワーク機器保守	584	596	596	660	660	642	596
	グループウェア用パソコン等保守(修繕)	0	165	165	284	284	60	165
	システム改修等	12,937	12,644	8,070	10,962	7,435	7,135	20,000
	地方公共団体情報セキュリティ強化対策委託料	3,314	3,315	3,315	3,315	3,315	3,315	3,315
	情報資産管理ソフトライセンス使用料	0	357	357	773	773	773	357
	情報系パソコンリース料	3,292	6,584	6,584	6,584	6,584	6,584	6,584
	コメント			全庁にまたがるシステムについて計上した。個別導入のシステムは各課で対応している。記載項目のほかに、経常経費としてシステム利用やインターネット接続に係る回線費用、各種機器の借り上げ料やデータセンターの使用料等が発生した。				

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	4月より家庭の都合により休職する職員がいるため、期間中の育休代替職員が必要である。	
	人員増の必要性	
		●必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	機能的な組織・人事管理				担当部署	企画部総務課職員係			
					作成者	臼井 里美			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	4	機能的な組織			重点	－	創生	－
10年後のめざす姿		効果的・効率的な行財政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われている。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	地方自治法、地方公務員法、地方教育行政法							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	地方分権や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織運営を行うことにより、住民福祉とサービスの向上を図ることを目的とする。人事考課制度の定着と、能力および実績主義の人事制度の確立を図り人的資源を最大限に活用するとともに、職員の任用や勤務形態の多様化に取り組むなど、適正な人事管理につとめ、能率的かつ適正な行政運営を確保する。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和40年代 高度成長期 職員の大幅な増員 ・昭和60年度 職員数が200名を超える ・昭和61年 瑞穂町行政改革大綱「組織・機構の簡素合理化」、「給与の適正化」、「定員管理の合理化」、「OA機器の導入促進」など行政の減量経営への取組 ・平成9年 瑞穂町第2次行政改革大綱「新たな行政課題や多様な住民ニーズに即応した組織・機構のスリム化」 ・平成15年度 衛生委員会の設置(以後、委員による職場点検、産業医による職員健康相談を定期的実施) ・平成16年 組織検討委員会の設置(以後、委員会を常設し、継続的に組織を見直し) ・平成19年4月 「目標による管理」の手法を用いた人事考課制度の導入 ・平成20年4月 人事考課による評価結果の処遇への反映(管理職の昇給) ・平成21年度 人事考課による評価結果の処遇への反映(全職位の勤勉手当) ・平成22年4月 人事考課による評価結果の処遇への反映(全職位の昇給) ・平成23年4月 再任用制度の導入 ・平成28年3月 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく瑞穂町特定事業主行動計画を策定 ・平成28年4月 地方公務員法改正により、人事考課制度導入による能力及び実績に基づく人事管理の徹底の法律化 ・令和2年4月 会計年度任用職員制度の導入 ・令和3年5月 地方公務員法改正(定年延長) ・令和4年10月 地方公務員等共済組合法の改正 ・令和5年4月 定年延長制度の導入							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	組織検討委員会による継続的な組織運営の見直しを行う。 人事考課制度の運用を通じ、職員一人一人の主体的な能力開発や業務遂行を促し、人的資源を最大限に活用して、住民サービスの向上を図る。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	組織検討委員会からの報告を受け、令和10年度に全国健康福祉祭(愛称:ねんりんピック)が東京都で開催され、スポーツ交流大会の「ベタンク」競技を瑞穂町が担当することに伴い、令和8年度からねんりんピック担当主査を社会教育課に配置することとし、組織として体制を強化する準備ができた。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	今後も継続的に、効果的・効率的な組織の見直しを行う。また、人事考課制度の見直しを行っていくとともに制度の運用を通じて人事管理を適正に行う。
------------	---	----	---

事務事業名	機能的な組織・人事管理
担当部署	企画部総務課職員係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		5,421	7,111	4,635	9,079	9,079	8,546	4,635
内訳	一般財源	5,421	7,111	4,635	9,079	9,079	3,871	4,635
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源						4,675	
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	08職員普通旅費	33	17	38	38	38	23	38
	12職員採用・昇任試験委託料	726	645	1,200	820	820	794	1,200
	12人事給与システム保守委託料	654	654	654	654	654	654	654
	12勤怠管理システム保守委託料	976	976	976	976	976	976	976
	12人事給与システム改修委託料	2,002	3,305	0	0	0	0	
	12産業医委託料	1,030	1,146	1,399	1,056	1,056	1,056	1,399
	12人事給与システム等構築委託料				5,167	5,167	4,675	
	13人事給与システム使用料		368	368	368	368	368	368
	コメント	採用・昇任試験は、業者委託が効率的かつ公正・公平。各保守委託料は、データ管理をシステムで行う上でのランニングコスト。定年延長に伴う人事給与システムの更新。これまで町医師会の推薦により任命していた産業医について、令和5年度以降の推薦が難しくなったため、産業医の委託を行った。	採用・昇任試験は、業者委託が効率的かつ公正・公平。各保守委託料は、データ管理をシステムで行う上でのランニングコスト。定年延長に伴う人事給与システムの更新。これまで町医師会の推薦により任命していた産業医について、令和5年度以降の推薦が難しくなったため、産業医の委託を行った。	採用・昇任試験は、業者委託が効率的かつ公正・公平。各保守委託料は、データ管理をシステムで行う上でのランニングコスト。町医師会からの産業医推薦が困難になったため産業医委託。現在導入している人事給与システムについてはR8年度中にはサポート期限が切れてしまうため、R7年度中にシステムを構築し、入替えをする必要がある。また、それに付随する機能整備を行い、年末調整、電子明細、人事評価システム等が全職員システム上で完結し、負担軽減、業務の効率化、ペーパーレス化等を図るとともに、人事担当としてもより良いシステムの導入により事務ミス防止や業務を効果的・効率的に実施することにより大幅な負担軽減を図る。				採用・昇任試験は、業者委託が効率的かつ公正・公平。各保守委託料は、データ管理をシステムで行う上でのランニングコスト。町医師会からの産業医推薦が困難になったため産業医委託。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員要求	人員については、人事考課制度の導入から5名体制となっている。組織・人事・給与・研修・福利厚生など所掌業務は多岐に亘り、令和2年度からは会計年度任用職員の任用から給与支給等の多くの事務を職員係で行っている。さらに、令和4年10月からは会計年度任用職員の地共済加入により関連事務が増大した。各課からの問い合わせや相談も多く業務多忙であるが、人員については業務委託を活用し、5名体制で対応する。なお、人事給与システム等の再構築ができ、業務を効果的・効率的に遂行できれば、4名体制での事務執行が可能であると見込まれる。	
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名		職員研修				担当部署	企画部総務課職員係			
						作成者	臼井 里美			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて		施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	4	機能的な組織			重点	－		創生	－
10年後のめざす姿		効果的・効率的な行財政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われている。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町人材育成基本指針、瑞穂町職員の提案に関する規程、瑞穂町職員の自己啓発による資格取得に係る受験料等助成要綱、瑞穂町職員の自己啓発による通信教育講座受講に係る受講料助成要綱、瑞穂町職員の自己啓発による自主研究グループによる活動経費助成要綱								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	地方分権、情報化社会の進展等、行政が抱える課題も複雑かつ多様化しており、これらの課題に対し、柔軟かつ的確に対応できるよう、研修制度及び体制を充実する。職員研修により、職務遂行能力・政策形成能力・問題解決能力を持った職員を養成する。								
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・昭和40年頃から 東京都市町村職員研修所への派遣研修の実施(職員としての知識の向上はもちろんのこと、年々変わっていく情勢において、それぞれ抱えた問題等に対応した研修の受講) ・平成元年度から 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)への派遣研修の実施 ・平成17年度 事務改善提案制度を職員提案制度に改める。 ・平成19年度から 内部研修として職層別研修を実施 ・平成20年3月 瑞穂町人材育成基本方針策定 ・平成20年度から 内部研修として民間企業等派遣研修を実施 ・平成22年度から 内部研修として郷土歴史講座を実施 ・平成23年度から インターンシップ制度を導入し、学生に対し就業体験の機会を提供 ・平成25年度から 職員自己啓発助成制度を導入(職務を遂行するに当たり、有益な資格を職務時間外に取得し、職員の自己啓発を促進するとともに、その職務能力の向上を図るため、資格取得に係る受験料等の助成及び通信教育講座受講に係る受講料の助成) ・平成26年度から 上記助成制度に加え、自主的に研究活動を行う職員のグループに対し、その活動に要する経費についての助成制度導入 ・令和元年度から 職員個々のキャリアに応じた研修を実施するため 次年度に向けた研修基本計画を作成 ・令和2年4月 瑞穂町人材育成基本方針改定								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	組織検討委員会による継続的な組織運営の見直しを行う。 人事考課制度の運用を通じ、職員一人一人の主体的な能力開発や業務遂行を促し、人的資源を最大限に活用して、住民サービスの向上を図る。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	各種庁内研修、市町村職員研修所への派遣研修を実施した。また、職員提案制度により、職員の政策形成能力向上を図る機会の提供ができた。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		



課題及び今後の方向性	A拡大	説明	内部研修の充実や職員自らが能力開発に取り組むことができるよう支援し、職員の意識向上、スキルアップを図っていく。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	職員研修
担当部署	企画部総務課職員係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)	●	実施中	協働事業名 (予定)	インターンシップ受入
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
		協働できない		
協働による 効果 (見込み)	住民感覚を持ち、多様な住民ニーズを的確に把握し、住民の視点に立つてものごとを考えることのできる職員を養成できる。また、民間企業の事業の理解と行政との連携、職場体験の提供につながる。			

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		3,328	3,381	4,277	4,127	4,127	3,555	4,277
内 訳	一般財源	3,328	3,381	4,277	4,127	4,127	3,555	4,277
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	07報償費			100	100	100	7	100
	08旅費	317	207	476	301	301	227	476
	10需用費	103	140	145	132	132	127	145
	11役務費	2	2	2	2	2	0	2
	12委託料	283	468	820	850	850	607	820
	18負担金、補助金及び交付金	2,623	2,564	2,734	2,742	2,742	2,587	2,734
	コメント	職員の意識啓発、より良い職場環境の改善等を促した。また、職員の人材育成、スキルアップ、知識向上等自己啓発の取り組みを促す、資格取得支援の実施。	職員の意識啓発、より良い職場環境の改善等を促した。また、職員の人材育成、スキルアップ、知識向上等自己啓発の取り組みを促す、資格取得支援の実施。	職員の意識啓発の機会を設け、より良い職場環境の改善等を促すため報償費に提案報償を予算計上する。また、職員の人材育成、スキルアップ、知識向上等を目的に旅費、需用費、役務費、委託料、負担金にそれぞれ予算計上した。自己啓発に取り組みやすくするため、資格取得支援制度として職員自己啓発助成金を平成25年度から予算計上した。また、自主研究グループ研究活動費助成制度を平成26年度から予算計上した。				職員の意識啓発、より良い職場環境の改善等を促した。また、職員の人材育成、スキルアップ、知識向上等自己啓発の取り組みを促す、資格取得支援の実施。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課			査 定
人員 要求	内部研修については、公共団体等が派遣する講師を活用し研修委託料等を抑えながらも内容の充実した研修を実施する。		
	人員増の必要性	必要である ● 必要ではない	
評価・査定			

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	文書管理事務(ファイリング、収发文書)				担当部署	企画部総務課文書法制係			
					作成者	伊丹 温徳			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行政運営			
	施策名	2	デジタル化・AI化への対応	重点	－	創生	－		
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	公文書等の管理に関する法律 瑞穂町文書管理規程							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	「行政は、文書に始まり文書に終わる。」と言われるように、日々の業務のうち、かなりの部分を文書が中心となって進んでいる。町政を運営していく上で、文書事務の役割は大変重要である。その文書事務を、正確かつ迅速に管理していくことを目的としている。 文書管理事務の事業構成 ・ファイリング事務 … 文書の発生から廃棄までの一連の流れを管理することで、業務効率を向上させるとともに、情報公開制度への迅速な対応を行う。 ・収受文書・発送文書取扱事務 … 公文書の収受発送を的確かつ迅速に処理し、行政事務の効率化を図る。 ・文書事務機等の維持管理 … より効率の良い事務機器の導入、印刷用紙等の統一などにより、更なる業務効率の向上及び維持管理費用の削減を図る。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・ファイリングシステム … 平成10年度に導入し、平成15年度まで維持管理を委託業者が実施し、平成16年度から自主管理とした。平成17年度からは、総務課文書法制係職員による維持管理指導を行っている。 ・収受文書管理 … 平成16年度に文書管理規程の全部改正を実施。収受郵便物を原則未開封で関係課に配布すること、収受印を各課に配布し、押印をするように改めた。保存文書分類表をファイリングシステムの分類に合わせ、保存文書の分類の一体化を図った。平成22年度からは一部を除き、印刷・コピー等に使用する用紙の統一を行った。 ・関連事務 … 平成9年に発行された「文書事務の手引き」の見直しを行い、平成22年3月、平成24年3月、平成27年3月、平成29年2月、平成30年4月、令和3年4月、令和4年4月に改訂を行った。 ・文書管理システム … 令和元年度に、文書の収受・作成から廃棄までの行政文書のライフサイクルを効率的に一元管理できるシステムを構築し、令和2年度から稼働した。このシステムにより、文書の発生から廃棄までの一連の流れを跡付けて、文書の所在を明らかにし、円滑な廃棄を促す。令和8年3月にシステム自体と、システムが稼働するクラウド上のデータベースの更改作業を行った。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	自主管理によるファイリングシステムの推進を図るため、引き続き維持管理点検等を実施するとともに、文書管理システムによって、文書検索の負担軽減とファイリングシステムに対する意識の向上に努める。歴史的公文書の選定及び保存方法、実際の運営管理体制について検討する。
年度成果	●A目標を上回って達成できた。 B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	維持管理点検等の実施と文書管理システムの運用により、ファイリングシステムの維持と意識向上を図った。また、予算上の問題で実施できていなかった文書管理システム等の更改について、急ぎ申請可能となった東京都市長会の助成金を申請したことで、財政負担なく実施でき、セキュリティと事務効率の向上を図った。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	課題としては、長期保存文書の増加等で各部署の保管文書量が徐々に増加しており、書庫の保管場所が無くなってきていることがある。また、紙媒体と電子データとで行政文書の保管状況に乖離が生じている。今後の方向性としては、現状の文書管理システムが備える機能の活用や、システム利用者の利便性向上などを行うことにより、ファイリングシステムの維持と職員の意識を高めていくとともに、上記課題に対応するため、引き続き、文書保存期間、保管方法の見直し及び歴史的公文書の移管と保存の仕組みの研究に取り組む。
------------	---	----	--

【住民等との協働に関する状況】

協働による 効果 (見込み)	
----------------------	--

(単位:千円)

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

事業の進捗状況		主 管 課		査 定
人員 要求	ファイリングに要する消耗品経費及び文書廃棄経費の抑制に引き続き努める必要がある。各課が差し出す後納郵便文書について、より効率的な差出事務ができるよう検討する。 人員については、正職員3人、会計年度任用職員1名の確保が必要である。			
	人員増の必要性	☒ 必要である ☐ 必要ではない		
評価・査定		維持管理点検等		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	法務管理				担当部署	企画部総務課文書法制係				
					作成者	伊丹 温徳				
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行政運営				
	施策名	2	デジタル化・AI化への対応	重点	－	創生	－			
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	なし								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	主管課が作成した条例、規則その他の例規案を審査し、法律や政令、都条例等との競合や重複の有無、不適切な表現がないか確認し、問題がある場合は再検討を促す。また、主管課の業務における法的な疑義、不服審査、訴訟の対応について相談を受け、調査の上でアドバイスを行う。これらの業務を通じ、地方分権改革以後、強く求められる自治体としての法務管理能力の向上を目指す。この事業を遂行するため、法制執務支援業務を委託し、第三者的な助言を受けられる体制を整える。 事業構成 ・例規制定・改正等相談 … 条例案(規則、要綱等)相談及び審査 ・法制執務支援業務委託 … 法制相談、例規案審査、法制執務研修、法令改廃情報提供システム、判例インターネット版、法令履歴情報提供、法令等解説情報提供 ・例規執務システム等委託 … 町例規集検索システムの保守 ・条例等審議会 … 議会開催約2か月前に条例、規則等を審議 ・法制執務等専門研修 … 専門研修への参加								
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・平成15年度まで … 法制執務(技術法務領域)を文書管理の一環として、当時の総務課文書係が担当。平成14年度から法制執務業務委託開始 ・平成16年度までの委託契約の概要 … 全職員向け法制執務研修の実施。例規審査は、主管課担当職員が直接委託業者に連絡(電話、FAX等)し、対応。文書(法制)担当は、直接の関与なし。 ・平成17年度 … 文書法制係に名称変更し、事務分掌に①法令の調査研究、②行政不服申立て及び訴訟にすることが追加。これ以降、主管課からの例規審査依頼に対応したが、審査の効率性等に課題が残る。 ・平成18年度 … 法制執務を充実させるため、新たに支援業務委託契約を締結し、①法令改廃情報提供、②インターネット版判例体系及び法律判例文献情報、③法制執務研修を実施。しかし、例規審査面の課題解決には至らず。 ・平成19年度から … 委託内容を見直し、例規案審査を追加。以後、職員対象の法制執務研修等を含む内容の精査を行い、法制相談等にも対応、一層の充実を図る。 ・平成25年度から … 例規システムを更新し、改正文の自動作成機能等を追加 ・平成29年度から … 追録図書の一部を見直し、利便性・検索性に優れ、適時情報が更新される法令等解説情報提供に切替え ・平成30年度から … 例規システムを自庁サーバーからLGWAN経由での提供に変更し、法令情報の更新頻度の向上と機能の拡張 ・令和4年度から … 追録図書の一部について、LGWAN経由により自席のパソコンでも閲覧できるよう環境を整備 ・令和6年度から … 例規のうち各課が共有ファイルなど例規システム以外で管理していたものを当該システムに搭載し、管理を一元化。また、一部改正条例案を原則として例規システムから作成するように変更								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	主管課が持つ業務に関する専門知識を最大限に活かせるよう、常に法律を意識した業務遂行ができる職員の育成と、それを支援する体制づくりを目指す。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	法制執務研修の実施や法令改廃情報を随時提供し、例規の制定改廃につなげるとともに、主管課が作成した例規等の案を審査した。令和6年度から例規の管理体制をシステムに一本化した。法制執務に関わるシステム・コンテンツの利便性を向上させるため、利用案内を作成し周知した。

課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	課題としては、職員の法制執務能力の維持向上と、紙媒体資料と例規審査手続のデジタル化による事務の効率化の必要が挙げられる。 今後の方向性としては、職員の法制執務能力の維持向上については、引き続き研修等を通じて達成を図っていく。紙媒体のデジタル化については、例規集のデジタル化(冊子版例規集の削減・廃止)を進めていく。例規審査手続のデジタル化については、新旧対照表方式への移行も含め、システム上での手続実施などの事務の効率化に向けた新たな手続の検討・実施を進めていく。
------------	---	----	---

事務事業名	法務管理
担当部署	企画部総務課文書法制係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		4,086	4,783	4,783	4,944	4,944	4,943	4,783
内 訳	一般財源	4,086	4,783	4,783	4,944	4,944	4,943	4,783
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	①例規制定・改正等相談							
	②法制執務支援業務委託等	4,061	4,739	4,739	4,904	4,904	4,903	4,739
	③条例等審議会事務							
	④法制執務等専門研修への参加	25	38	38	40	40	40	38
	⑤法制執務専門研修参加旅費		6	6				6
	コメント	同右	同右	①例規制定・改正等相談 例規類文書の審査、各課からの相談に応じる。 ②法制執務支援業務委託等 制定・改正等を行った例規集の編集、法令改廃情報の提供、法制相談、法制執務研修、判例等情報、特定の法改正により生じる例規整備に関する情報提供の支援を受けるための委託料を計上する。法令解説情報提供の通信運搬費を計上する。 ③条例等審議会事務 議会提出前の条例案の審査を行う条例等審議会の庶務をつかさどる。 ④・⑤法制執務等専門研修への参加 文書法制係職員が高度な法制執務の技術的素養を修得するための研修負担金を計上する。				同左

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	人員については、人材育成の視点からも文書法制係に配属された職員が、その後各課に配置されることで、組織全体の法制執務能力の向上につながる。例規審査の精度の維持には、法的感覚と多角的な視点を持ち合わせた職員の配置が望まれる。 人員については、正職員3人の確保が必要である。	
	人員増の必要性	
		●必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	入札関係事務				担当部署	企画部 財政課 契約係				
					作成者	山田 亜由美				
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行政運営				
	施策名	2	デジタル化・AI化への対応	重点	－	創生	－			
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	地方自治法及び地方自治法施行令								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	入札過程の公平性・透明性の確保及び厳正かつ公正な入札執行 契約締結までの手続(金額はすべて予定価格) ・各課から提出される契約締結請求書(工事130万円以上・設計委託50万円以上等)により、指名参加登録者の中から入札参加者を予備選定し、指名業者選定委員会に諮り、厳正かつ公平に入札参加者を選定する。(500万円未満3者以上、1,000万円未満5者以上、5,000万円未満7者以上、1億円未満10者以上、1億円以上10～12者以上。) ・制限付一般競争入札に該当する案件(各課から提出される契約締結請求書が1億円以上の場合)があった場合は、実施を検討する。実施する場合は、公告し、入札参加申込者の入札参加資格を指名業者選定委員会に諮り、審査する。 ・入札会場(電子入札の場合は財政課)で担当課立会いのもと入札を実施し、予定価格以下の最低価格提示者を落札者として契約を締結する。最低制限価格を設定した場合は、予定価格以下で最低制限価格以上の者を落札者とし、議会案件(工事5,000万円以上、物品1,000万円以上)については、落札者と仮契約を締結し議案議決後に本契約を締結する。								
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・平成12年 4月 契約管理システム導入 ・平成13年 4月 公共工事発注見通(土木・建築・下水道工事等250万円以上)を公表 ・平成13年 6月 指名業者選定委員会委員を大幅増員(3名から8名) ・平成13年10月 町ホームページに入札結果を公表 ・平成14年 4月 現場説明会を廃止し、書類配付(談合等不正防止策)とする。 ・平成15年 4月 インターネットにて公正取引委員会等の情報収集(警告・勧告・排除命令)・帝国データバンクに倒産等の情報収集・有料サイトより企業情報収集・定価格事前公表実施(工事2,000万円以上)及び落札者の入札内訳書提出を義務化・指名停止基準の強化及び公表・工事履行保証保険の現金納入実施(請負金額の10%) ・平成17年 4月 東京都共同運営電子調達制度開始 ・平成18年度 平成16年度の入札案件において、業者間の談合が発覚し内部調査委員会の提言を基に各種事務改善を実施。 ・平成20年 4月 電子入札を試行実施 ・平成22年 4月 電子入札を本格的に導入、平成22年度電子入札34件実施 ・平成23年10月 最低制限価格設定要領を見直し、委託も対象とする。平成23年度電子入札65件実施 ・平成26年 4月 制限付一般競争入札制度開始 ・平成29年 2月 予算執行と連動した新契約管理システム導入 ・平成29年 7月 制限付一般競争入札実施								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	入札による公平性・透明性・競争性の確保及び秘匿性を重視し、現行の指名競争入札、制限付一般競争入札の運用と補完する総合評価入札制度をはじめ様々な入札制度の研究・検討を継続的に行う。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	電子調達システムを利用した電子入札制度が定着し、入札過程での公平性・透明性・競争性が確保され、事務の効率化と官製談合の防止に繋がっている。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	電子調達システムによる電子入札を継続するとともに、より透明性の高い多様な入札制度の活用を進める。
------------	---	----	--

事務事業名	入札関係事務
担当部署	企画部 財政課 契約係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		

協働による 効果 (見込み)	
----------------------	--

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		64	70	70	69	69	61	70
内 訳	一般財源	64	70	70	69	69	61	70
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	消耗品等	53	53	53	53	53	53	53
	通信運搬費等	11	17	17	16	16	8	17
	コメント	一般事務用消耗品、指名業者等通知用通信運搬費	一般事務用消耗品、指名業者等通知用通信運搬費	一般事務用消耗品、指名業者等通知用通信運搬費				一般事務用消耗品、指名業者等通知用通信運搬費

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

	主 管 課	査 定
人員 要求	各課の契約案件についての確認、指名業者選定委員会、入札、契約、検査、指定管理者選定委員会についての事務を係長以下3名で担当していたが平成27年度より2名に減員となった。 年間を通じ入札等を行う中で、少ない人員で効率的に事務が執行できるよう工夫をしているが、通常事務の執行が中心となり、積極的に新たな制度を取り入れることができていない。総合評価入札制度をはじめ様々な入札制度については、研究・検討に留まっている。 時代の変化に合わせ、より良い入札制度の導入を図るために正職員1名の増員を希望する。	
	人員増の必要性 ☒ 必要である ☐ 必要ではない	
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	窓口業務				担当部署	住民部 住民課 住民係				
					作成者	石川 里美				
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営				
	施策名	1	戦略的な行政運営	重点	－	創生	－			
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④		
事業概要	根拠計画及び根拠法令	住民基本台帳法、戸籍法、民法、国籍法、出入国管理及び難民認定法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 瑞穂町印鑑条例、瑞穂町手数料条例								
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	●住所変更などの届出により、住民の基本情報を適正に登録・管理し、各種行政事務処理の基礎データとする。住民登録に関する証明発行、住民登録異動等(転入、転出、転居等)を正確に行うとともに、町の人口、世帯数及び人口動態の状況等を把握する。 ●戸籍の届出(出生届、婚姻届、死亡届等)により、住民の身分関係を戸籍簿に登録する。また、その内容を戸籍全部事項証明(戸籍謄本)等により公証する。戸籍簿はコンピュータで保管・管理することで、円滑な戸籍の登録・公証を行う。 ●デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの交付、更新等に関する事務を適正に行うとともに、申請サポートを継続する。 ●平日開庁時間内に来られない方に対して、毎週木曜日は午後8時まで窓口時間を延長するとともに、事前の予約により時間外や土日に証明発行を受け取れる電話予約サービスの実施、郵送による証明書の請求等を受け付けることで住民サービスの向上を図る。 ●コンビニ交付サービスの利便性をPRし、定型的な証明書発行をコンビニ交付サービスへの移行を目指す。 ●総合案内で、来庁者の用件に応じて的確に担当部署等への取次ぎを行い、行政サービスの向上を図る。 ●戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍、住民票等、マイナンバーカード及び電子証明書に「氏名の振り仮名」を記載、氏名の振り仮名が公証され、様々なサービスで本人確認事項として利用することを可能にする。 ●書かない窓口のスムーズな運用を目指す。								
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	(明治 5 年 2 月 戸籍法施行 昭和22年 外国人登録法施行 昭和23年 1月 戸籍法全面改正 昭和42年 7月 住民基本台帳法施行) 昭和59年 8月 窓口事務にコンピュータ導入 平成 6 年12月 電子情報処理(コンピュータ)による戸籍が施行 平成24年 7月 住民基本台帳法の改正に伴い外国人登録法の廃止 平成25年 5月 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行 平成10年 9月 戸籍事務のコンピュータ化 平成15年 9月 窓口延長試行(午後7時まで) 平成16年 4月 窓口時間の延長(午後8時まで)及び住民票の写し等の電話予約及び時間外交付開始 平成20年 5月 法律の一部改正に伴い本人確認業務の強化 平成20年10月 窓口延長の本格実施(午後8時まで) 平成24年 7月 外国人登録事務を廃止し、中長期在留者住居地届出等事務に移行した。 平成28年 1月 マイナンバー制度開始 令和元年 5月 デジタル手続法施行 令和 2 年 1月 マイナンバーカード申請サポート開始 令和 4 年 9月 戸籍クラウド化 令和 5 年 2月 コンビニ交付サービス開始 令和 5 年 3月 役場連絡所廃止(武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンターでの証明書の発行を終了) 令和 6 年 4月 書かない窓口(転入)の導入、令和 7 年 4月 「ご遺族」手続支援コーナー開設								

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	・マイナンバー法等の一部改正に伴い、戸籍、住民票等、マイナンバーカードの記載事項への振り仮名の追加に適正に対応する。 ・マイナンバーカードの申請サポート、交付及び更新、暗証番号ロック解除等に対応する。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	マイナンバーカードについて、平日夜間、土曜日及び日曜日の交付に対応し、カードの受け取りをしやすい体制を整えるとともに、交付拡大へ向けた申請サポートサービスや各コミュニティセンターで出張申請を実施した。令和7年度の交付実績:4,740件(令和6年度:2,974件)、令和8年3月31日時点の保有率は79.6%まで増加した。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	・令和8年3月31日時点の瑞穂町のマイナンバーカード保有枚数は25,494枚(保有率79.6%)である。 ・コンビニ交付サービスのPRを行い、利用件数が増加している。証明書発行はコンビニ交付サービスへ移行を促していき、窓口の負担を減らしていく。 ・マイナンバーカード更新者、電子証明書更新者増加に適切に対応する必要がある。 ・「書かない窓口」のシステムを活用した「ご遺族」手続支援窓口の本格導入をし、様々な手続きが発生するご遺族の負担の軽減につながったが、予約の受付、ヒアリングを行う住民係の負担は増加している現状がある。令和7年度実績:100件
------------	---	----	---

事務事業名	窓口業務
担当部署	住民部 住民課 住民係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		95,083	100,631	107,523	113,317	111,175	111,859	97,112
内 訳	一般財源	81,984	75,718	86,988	87,604	88,429	82,183	76,577
	国庫支出金	12,976	20,361	17,028	22,206	18,193	24,990	17,028
	都支出金	161	163	162	162	162	161	162
	地方債及びその他の特定財源	3,590	4,389	3,345	3,345	4,391	4,525	3,345
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	報酬	11,210	11,767	12,368	14,808	14,808	14,581	12,368
	給料・手当・共済費	64,744	66,031	66,484	69,614	69,614	70,502	66,484
	旅費	16	24	55	42	42	7	55
	需用費	432	974	1,050	1,030	972	805	668
	役務費	561	564	2,877	2,625	2,279	1,872	1,185
	委託料	4,772	7,958	11,075	11,292	9,638	9,428	2,738
	使用料及び賃借料	12,585	12,622	12,923	13,215	13,131	13,129	12,923
	備品購入費	6					844	
	負担金	691	691	691	691	691	691	691
	G4FAX機撤去費用	66						
コメント	●法令に基づく各種届出、証明発行や戸籍に関する各種相談受付、証明書コンビニ交付サービスなどの住民サービスを適切に提供 ●3市1町間の戸籍証明書広域交付の終了(令和5年12月末) ●マイナンバーカード申請サポート、交付、更新、出張申請	●マイナンバーカード申請サポート、マイナンバーカード・電子証明書更新、ロック解除等の増加に適切に対応 ●マイナンバーカード特急発行対応 ●戸籍、住民記録システム標準化・共通化対応 ●戸籍、住民票、マイナンバーカード振り仮名対応	●マイナンバーカード申請サポート、マイナンバーカード更新、ロック解除等の増、総合案内業務、お悔み関連書かない窓口対応として、フルタイムの会計年度任用職員を1名増 ●H27年当初マイナンバーカード作成者のカード更新及びマイナ保険証に伴う特急発行に対応するため、マイナアシスト(申請補助端末) ポケットWiFi費用及び端末リース2台分 ※補助対象 ●戸籍法等一部改正に伴う、戸籍への振り仮名対応(通知発送業務、届出受付、問い合わせ対応等)通知作成業務委託、郵送代 ※補助対象 ●マイナンバーカード印字システム機器(補正予算)購入 ●コンビニ交付システム標準化・共通化対応 ¥5,060,000 (R6-R7債務負担行為)	●マイナンバーカード申請サポート、マイナンバーカード・電子証明書更新、ロック解除等の増加に適切に対応 ●戸籍、住民票、マイナンバーカード振り仮名対応				

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	令和7年度は、平成27年度カード作成者のカード更新対応、令和2年度カード作成者の電子証明書更新対応、特急発行対応、暗証番号ロック解除、転入届に伴う継続利用手続き等、マイナンバーカード関係の事務が倍増する。また、戸籍への氏名の振り仮名法制化に伴い、氏名の届出受付業務が開始する。届出の数は、少なくとも、現状の戸籍の届出の3倍に増加する見込みである。戸籍受付業務、入力、確認、決済業務が現状の3倍になることが予測されるため、人員の増加を要求する。	
	人員増の必要性	●必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	個人町民税の賦課事務				担当部署	住民部 税務課 住民税係			
					作成者	池田 稔			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	3	健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用			重点	－	創生	○
10年後のめざす姿		効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)			
事業概要	根拠計画及び根拠法令	地方税法、瑞穂町税賦課徴収条例等							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	個人住民税は、前年中の所得に対して、「毎年1月1日現在」瑞穂町に住所を有する人を納税義務者として賦課している。 納付方法は、納付書による「普通徴収」、給与及び年金からの天引きによる「特別徴収」がある。 納期は、普通徴収が年4回(6月、8月、10月、翌年1月)で、特別徴収のうち、給与からの天引きは年12回(6月～翌年5月)、年金からの天引きは年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)となる。 なお、賦課までの一連の作業は、課税システムを導入し行っているが、西多摩郡の4町村で共同運営によるシステムの統一を行い、経費削減している。(平成23年度から)							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	現在の税体系は、昭和25年のシャープ勧告を原点とし、毎年行われる税制改正を経て現在に至っている。 昭和48年からは、税計算等についての業務を電算処理に移行し、業務を遂行している。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年 度 目 標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	・住民税申告率の向上に努める。 ・確定申告の受付事務を適正に行う。 ・課税事務を迅速かつ適正に行う。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年 度 成 果	A目標を上回って達成できた。	説明	・住民税申告に電子申告を追加し申告環境の改善を図った。 ・確定申告受付相談を電話予約とし受付事務を円滑に行った。 ・定額減税を適正に行った。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		



課題及び今後の方向性	A拡大	説明	税負担に不公平を生じさせないよう、税に対する理解と申告の必要性を引き続き広報等を活用しPRを行う。 電子申告、給与所得者の特別徴収及び申告率の向上について、継続して推進する。 人員の入れ替わりが激しいことから当初課税事務の知識の継承方法の検討及び課税事務の更なる効率化が必須となる。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	個人町民税の賦課事務
担当部署	住民部 税務課 住民税係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		24,537	27,215	21,969	25,633	25,392	23,103	21,971
内 訳	一般財源	24,537	27,215	21,969	25,633	25,392	23,103	21,971
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	需用費 消耗品	207	42	180	209	209	189	180
	印刷製本費	3,205	3,252	2,902	3,799	3,553	3,173	2,902
	役務費 通信運搬費	3,691	3,939	4,017	4,921	4,921	3,646	4,017
	手数料	125	148	148	148	153	140	148
	委託料 電算委託料	14,639	16,598	11,682	13,355	13,355	13,340	11,682
	確定申告委託料	36	121	37	86	86	83	37
	負担金 職員実務研修会負担金		38	36	39	39	39	38
	会計年度任用職員賃金	2,634	3,077	2,967	3,076	3,076	2,493	2,967
	コメント	町税の基幹税目であり安定的な確保が重要。 電算委託料→更改等対応費 確定申告委託料→チラシ広報差込費 会計年度任用職員は、課税事務補助員及び申告会場の受付・案内人として引き続き雇用が必要。	町税の基幹税目であり安定的な確保が重要。 電算委託料→更改等対応費 確定申告委託料→チラシ広報差込費 会計年度任用職員は、課税事務補助員及び申告会場の受付・案内人として引き続き雇用が必要。	町税の基幹税目であり、安定的な確保が重要となるため、経常的予算を計上する必要がある。 電算委託料→更改等対応費の計上(見込) 確定申告委託料→チラシ広報差込費1回分の計上 負担金→住民税課税の実務研修費 会計年度任用職員は、課税事務補助員及び申告会場の受付・案内人としての業務を担っており、引き続き雇用が必要。				町税の基幹税目であるため、安定的な確保が重要。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	繁忙期となる申告期間から当初課税までは、業務量が多く限られた期間内で適正に事務処理を行う必要があるため、職員の超過勤務及び会計年度任用職員を雇用し対応している。しかし、会計年度任用職員の担当する事務が限られるため、職員の超過勤務手当の削減には至らない。今後事務改善など対策が必要となるが現在の会計年度任用職員の雇用人数は確保したい。☒	
	人員増の必要性	
		●必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	固定資産税・都市計画税の賦課事務				担当部署	住民部 税務課 資産税係			
					作成者	栗原 崇行			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行政運営			
	施策名	3	健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用			重点	－	創生	○
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)			
事業概要	根拠計画及び根拠法令	地方税法、瑞穂町税賦課徴収条例、瑞穂町都市計画税条例							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	固定資産税は、賦課期日(毎年1月1日)に、瑞穂町内における固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者に対し、総務大臣の定めた評価基準に基づき評価をし、その評価をもとに課税標準を算定し賦課をする。また、都市計画税は、都市計画事業又は土地地区画整理事業に要する費用にあてるため、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域に所在する土地及び家屋を所有する者に対して賦課をする。 固定資産税・都市計画税は町税の中でも安定的な税のため、基幹的な税として極めて重要な役割を果たしており、その税収は、各種行政サービスのための費用に充てられている。 また、税の公平・公正の確保から適正な賦課業務の執行が必要とされている。 なお、税率は固定資産税が1.4%、都市計画税が0.27%である。なお、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、都市計画税率を0.25%とし、納税者の負担軽減を図った。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	固定資産税は、昭和25年のシャウプ勧告により、それ以前の地租、地租附加税、家屋税、船舶税等を取り込んで成立した。また、都市計画税は、市町村の条例により課税できる目的税として昭和31年に成立した。当初は、すべて手作業で賦課事務を行ってきたが、昭和48年から電算が導入され、事務の効率化が図られた。また、評価計算等においても評価システムが導入されるなど電算化が進んでいく。 平成27年度から航空写真をデジタル化。また、家屋評価システムを平成27年度に更新(システム使用期間5年間)。平成14年度に土地評価のため導入したスキャナーを平成28年度に更新した(プリンタ複合機、A3判対応)。 平成30年度評価替えに向けて、平成28年度に全路線の要因(道路幅員、舗装の状況、歩道の有無など)調査を実施。平成29年度は道路と土地との高低差に伴う所要の補正を導入するため、道路と土地との高低差の調査委託を実施。平成30年度から令和3年度の評価替えに向け、準備期間を従来の2年間から3年間とし、標準宅地選定の見直し等を行い、令和3年度から標準宅地を158地点から170地点、状況類似地区を中小工場地区から普通住宅地区や普通商業地区に変更し、税の公平・公正を確保した。令和6年度の評価替えに向けた準備を令和3年度から進め、土地については、令和3年度は標準宅地選定の見直しや区画整理事業地内のみならず課税の基礎資料の作成を行い、令和4年度は状況類似地区の選定や土地鑑定評価を実施した。令和5年度は、鑑定評価を基に現地調査や電算システムへの入力確認を実施した。家屋については、新たに示される単位当たり再建築費評価点基準表を基に、新基準マスターの設定を行った。令和6年度の評価替えに合わせて、主要道路や街区の整備の進捗状況を鑑み、箱根ヶ崎駅西土地地区画整理地区のみならず課税を実施している。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	固定資産評価事務を全面的に民間委託することはできないが、補助的業務については委託するとともに、限られた人員で効率的な事務を行う。国がすすめている登記情報等の電子データオンライン化については、国や東京都の動向を注視し、近隣自治体と情報共有を図っている。オンライン化には新たなシステム導入も必要となるため、継続して情報収集に努め、適切に予算を計上する必要がある。また、主要道路や街区の整備の進捗状況に鑑み、令和6年度より箱根ヶ崎駅西土地地区画整理地区のみならず課税を実施している。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	令和9年度の評価替に向けた準備を令和6年度からすすめており、土地については状況類似地区の選定や土地鑑定評価委託を実施した。また、土地の利用状況に変化があったものについて現地調査及び評価の見直しを行った。家屋については、固定資産家屋評価基準に則り適正に新築家屋の評価を実施した。国がすすめている登記情報等の電子データオンライン化については、国や東京都の動向に注視し、近隣自治体と情報共有を図った。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		
課題及び今後の方向性	A拡大	説明	適正な評価による課税を行うため、土地については、評価替にあわせて用途地区、状況類似地区、標準宅地、路線価等の見直しを行うとともに、箱根ヶ崎駅西、殿ヶ谷地区の土地地区画整理事業施行地区内について、仮換地指定や使用収益状況を確認し、みならず課税を実施する。家屋については、新たに示される単位当たり再建築費評価点基準表を基に、新基準マスターの設定を行う。償却資産については、課税客体の適正な把握に努め、納税義務者からの申告が漏れなく確実に実行されるよう、実地調査や申告指導を行う。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	固定資産税・都市計画税の賦課事務
担当部署	住民部 税務課 資産税係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】

(単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		28,492	29,335	56,712	50,621	50,621	49,744	34,538
内 訳	一般財源	28,492	29,335	56,712	50,621	50,621	49,744	34,538
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	会計年度任用職員賃金	707	734	760	760	760	798	760
	旅費	78	80	80	79	79	36	80
	需用費	1,905	2,087	1,961	1,952	1,952	1,887	1,961
	役務費	1,612	1,525	1,912	1,913	1,913	1,904	1,877
	委託費	24,055	24,789	46,229	40,396	40,396	39,609	29,740
	使用料及び賃借料							
	備品購入費			5,643	5,390	5,390	5,390	
	負担金、補助及び交付金	128	120	120	122	122	112	120
	公課費	7		7	9	9	8	
	コメント	委託費において、評価替えに向けた3年に1回実施する標準宅地土地鑑定委託が令和4年度実施済により、令和5年度の委託費からなくなったことにより大幅な減となった。	令和6年度は、3年毎の評価替えの第1年度に当たるため、予算編成(特に委託料)は令和3年度がベースとなる。令和6年度評価替えと合わせて、箱根ヶ崎駅西土地区画整理地区のみなす課税を実施した。	令和7年度は、3年毎の評価替えの第2年度に当たるため、予算編成(特に委託料)は令和4年度がベースとなる。土地については、令和9年度評価替えに向けて3年毎に実施する標準宅地の土地鑑定委託、畑及び山林の鑑定委託を実施した。また、家屋については、家屋評価システムが令和7年7月末で5年間のライセンス期限を迎えたので、システムの更新を実施した。				登記情報等の電子データオンライン化に伴う新システムに対する保守委託費を新規計上。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	正職員1名増 現在、係長以外の職員体制は土地担当2名、家屋担当2名、家屋・償却資産担当1名で業務にあたっている。税は専門的な知識が必要とされるため、東京都主催の各種専門研修を積極的に受講しているが、知識と経験の習得にはある程度の期間を要するため、職員の異動による業務への影響を受けやすい。正職員1名を増員し、土地担当を3名体制とすることで担当区域の細分化による職員の負担軽減、職員の異動による業務の影響抑制、チェック機能の更なる強化と適正な課税に繋がることから増員を要求する。	
	人員増の必要性	必要である 必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務				担当部署	住民部 税務課 納税係			
					作成者	長谷川 将之			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行政運営			
	施策名	3	健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用			重点	－	創生	○
10年後のめざす姿		効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。				長期総合計画基本構想(重視すべき視点)			
事業概要	根拠計画及び根拠法令	国税徴収法、地方税法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、瑞穂町税賦課徴収条例 等							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	租税は公平に課するだけでなく、公平に徴収しなければならない。税の確保が図られてこそ、充実した住民サービスを提供することができ、また住民の税への信頼に応えることができる。徴収面から租税の負担の公平を確保するため、強制手段(差押、搜索等)を含めた滞納整理を行うものである。 町税等について、納期限までに納付がない場合は、滞納者に対し、①督促状(各納期)、催告書(年4回)等による文書催告、②差押(不動産、預金等)、交付要求等の滞納処分、③徴収猶予等の納税の緩和措置(分割納付、原則1年、最高2年)等を行う。①～③を並行しながら、納税交渉(電話、臨戸)や財産調査を継続的に行い、滞納金を徴収して租税負担の公平を図るものである。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	①納税貯蓄組合を活用しての納税(納税のため、計画的に貯蓄を行い納付を容易かつ確実にする町内会ごとの組織) ②納税貯蓄組合の廃止(平成10年度) ③口座振替制度の充実(郵便局は平成11年度から)、平成17年度ハガキによる口座振替依頼書送付 ④嘱託員1名による徴収(平成11年度から) ⑤嘱託員3名による徴収(平成14年度から) ⑥高額滞納者で徴収困難である町・都民税を東京都に委託して、都が直接徴収する制度(平成15年度から) ⑦納税指導員(国税OB)による指導及び助言(平成16年度から平成21年度まで) ⑧組織強化のため、納税担当管理職1名の配置(平成16年度から平成19年度まで) ⑨木曜夜間窓口の開始(平成16年度から) ⑩駅舎横断幕やディスプレイにより納税啓発(平成17年度から) ⑪納税の公平を保つため、自主納付の推進に伴う職員による夜間徴収廃止(平成18年度) ⑫納税担当管理職の廃止に伴う担当職員増(平成20年度から) ⑬納税指導員(国税OB)の退職により(財)東京税務協会から専門職1名派遣(平成22年度から) ⑭(財)東京税務協会から専門職2名派遣(平成23年度から) ⑮コンビニエンスストア納付開始(平成25年度から) ⑯広域連携滞納整理相互サポート事業に参加(平成26年度から) ⑰口座振替データ伝送開始(令和元年度から) ⑱共通納税システム運用開始により、町・都民税特別徴収及び法人町民税の電子納付開始(令和元年10月から) ⑲電子マネー収納をコンビニ納付用バーコードを利用して開始(令和3年5月から令和7年3月31日まで) ⑳共通納税システム納付税目拡大、全ての税目において電子納付開始(令和5年4月から) ㉑預貯金等照会電子化サービスを導入(令和6年4月1日から)							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	令和7年度町税全体で収納率97.7%(令和5年度決算97.6%)、国保税で81.9%(令和5年度決算81.8%)をめざす。滞納処分(差押、搜索等)を積極的にを行い、また、十分な調査(遠隔地等居住実態調査業務委託等)のうえ執行停止、即時欠損等を行い滞納事案の整理促進を図る。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 B目標をほぼ達成できた。 ●C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	町全体の収納率は97.3%(令和6年度は97.5%)、また国保税は79.8%(令和6年度は82.5%)となった。担当業務における一時的な組織体制の変動と初期育成期間の影響で目標とする徴収率に届かなかった。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	納税意識の希薄や、不安定な経済情勢による住民生活の圧迫等を要因とする滞納者の増加により、安定的な町の税収確保が重要課題の一つとなっている。職員の専門性が求められる滞納整理業務体制を維持しながら、税負担の公平性と自主財源を確保していくためには、積極的な財産調査、差押、搜索等の滞納整理業務を更に推進していくことが重要である。また、適正な執行停止と即時欠損を行うことで滞納事案の整理促進を図り、収納率の向上を目指す。
------------	---	----	--

事務事業名	町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務
担当部署	住民部 税務課 納税係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		19,829	22,403	25,243	26,584	26,494	22,651	25,250
内 訳	一般財源	19,829	22,403	23,179	26,584	26,494	22,651	23,186
	国庫支出金							
	都支出金			2,064				2,064
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	決算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	報酬	5,679	5,674	6,735	6,120	6,120	5,555	6,735
	需用費	1,257	807	1,711	2,331	2,329	1,649	1,711
	役務費	3,660	4,055	5,425	5,402	5,402	4,239	5,425
	委託料	8,371	10,132	9,644	11,004	10,916	9,582	9,644
	使用料及び賃借料	750	1,728	1,728	1,727	1,727	1,626	1,728
	備品購入費	112						
	公課費		7					7
	コメント	コンビニ収納運営費として、役務費、委託料を計上。	コンビニ収納運営費として、役務費、委託料を計上。庁用車の車検費用計上。預貯等照会電子化サービス導入委託料、使用料、森林環境税導入におけるシステム改修費用を新規で予算計上。	コンビニ収納運営費として、役務費、委託料を計上。東京都の最低賃金の上昇率から会計年度任用職員の単価の見直しを実施(1,200円→1,250円)したが、年間出勤日数が減少したため予算規模は減少している。				コンビニ収納運営費として、役務費、委託料を計上。庁用車の車検費用計上。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求	現状、課長1人、職員5人、会計年度任用職員3人、(公財)東京税務協会からの専門職派遣2人で業務に対応している。(欠員が生じているため、5月からは会計年度任用職員の1名雇用予定) 滞納整理事務においては、財産の多様化により財産の発見は年々困難になっている。財産調査についてはDX化が普及しつつあるが、依然多くの時間を要している。滞納処分を執行するための事務処理(システム入力、調書作成等)は、量・質とも年々高まっており、欠員が生じている状況から一人当たりの担当事案数が増えてしまい滞納事案の解決に苦慮している。 収納管理事務においては、共通納税システムの対象税目拡大やQRコードの導入に伴い事務量が導入前に比べ増加している。令和7年度にはシステムの標準化が控えており、今後更なる事務の複雑化が予想される。 安定した財源確保のために、迅速かつ正確な滞納整理を行うことや、新システムの導入による収納事務の適切な執行のため、職員については増員を要望する。 また、会計年度任用職員及び専門員数については現状の人数を確保したい。	
	人員増の必要性	● 必要である ○ 必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	公金の収入・支出事務及び記録・管理				担当部署	会計課 会計係			
					作成者	原田 有介			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行政運営			
	施策名	2 3	デジタル化・AI化への対応 健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用			重点	－	創生	○
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	地方自治法及び同法施行令・施行規則、瑞穂町会計事務規則、瑞穂町公金取扱金融機関に関する規則							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	・地方自治法に基づき、調定額通知書の処理や支出命令書等の審査及び公金等の出納、保管事務を行っている。現金の出納事務については、指定金融機関及び収納代理金融機関が執行している。これらの金融機関に対して年1回、出納事務や公金の管理状況について検査を実施している。 ・国内外の経済情勢により変化する金利の動向を常に注視し、公金の確実かつ有利な保管及び運用を心掛けている。 ・町公金の出納について、月に一度例月出納検査が実施され、会計管理者は検査を受検している。 ・会計課では指定金融機関と日々の現金残高と財務会計システムによる日次残高の照合を行い、適切な出納事務の執行に努め、年間出納事務の結果として出納閉鎖後、各会計の決算を調整し決算書を作成している。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	・地方自治法第235条により、昭和45年10月に(株)瑞穂銀行(現:りそな銀行)村山支店を指定金融機関に指定し、公金の出納事務を開始。昭和52年10月から東京瑞穂農協(現:西多摩農業協同組合)を指定し現在に至る。 ・昭和63年10月、第一勧業銀行、富士銀行、太陽神戸銀行、三井銀行、三菱銀行、三和銀行、大東京信用組合、西武信用金庫、多摩中央信用金庫、青梅信用金庫、東京都信用農業協同組合連合会を収納代理金融機関に指定。平成元年4月東京都民銀行、平成11年2月東京郵政局、平成15年3月埼玉りそな銀行を収納代理金融機関に指定。 ・平成11年度から財務会計システムを導入し、収入、支出伝票処理の効率化を図る。 ・平成19年10月から地方自治法の改正に伴い、収入役から会計管理者による執行体制に移行。 ・平成20年4月ゆうちょ銀行、同年6月山梨中央銀行を収納代理金融機関に指定。 ・平成23年10月東日本銀行を収納代理金融機関に指定。 ・平成25年度から消耗品の一括管理を行い、保管用物品として予算計上。 ・平成28年2月飯能信用金庫を収納代理金融機関に指定。 ・平成28年1月からのマイナンバー制度が開始となり、法定調書作成には報酬等受給者のマイナンバーを記載。 ・平成29年4月から新会計システム(FAST)による出納事務を開始。 ・令和3年3月末で三菱UFJ銀行の窓口収納を終了。(口座振替は継続) ・令和4年4月末で三井住友銀行の窓口収納を終了。(口座振替は継続) ・令和6年1月にISDN回線が廃止されるに伴い、令和5年度中に指定金融機関及び収納代理金融機関とアンサーデータポートの利用に係る業務契約を順次締結。アンサーデータポート通信によるデータ伝送を開始。一部の金融機関に対し、伝送システムの月額使用料とデータ伝送件数に応じた従量手数料の支払いを開始。 ・令和6年10月1日から指定金融機関に対する内国為替運営費(公金振込事務手数料)の支払いを開始。(令和4年3月29日付総務省通達参考) ・公金振込事務手数料の支出削減のため、支出伝票データを同一債権者別にまとめるための財務会計システム改修委託料の予算を計上。(令和6年度当初予算) ・令和6年9月に財務会計システムの改修により、債権者集合処理機能を追加。令和6年10月1日以降の公金支払いに適用開始。 ・決算書をタブレットの画面で見やすいレイアウトにするため、財務会計システムの改修に伴う予算を計上。(令和7年度当初予算)							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業	説明	正確な収入処理と支払誤りや支払遅延のない出納事務を行う。日次の収支報告を作成し、毎月、例月出納検査を受検する。出納閉鎖後、各会計の決算を調整し決算書を作成する。
	B当該年度に新規を含む事業		
	●C継続事業		
	D規模を縮小していく事業		
年度成果	A目標を上回って達成できた。	説明	支出命令票及び各種伝票を適正に審査した。また、年間を通して職員への伝票起票に関する指導を適宜行い適切な出納事務を遂行した結果、例月出納検査で適正処理がなされている評価を受けた。決算書を滞りなく作成した。
	●B目標をほぼ達成できた。		
	C目標を半分まで達成できた。		
	D目標を一部しか達成できなかった。		

課題及び今後の方向性	A拡大	説明	伝票起票に関する指導を適宜行い、各課にて適正な収入及び支出伝票を作成することを徹底させます。 下水道事業会計及び瑞穂斎場組合会計の会計処理が支障なく行うことができるよう、下水道課と瑞穂斎場組合との調整を図ります。 多様な支払事務の研究や公金収納のデジタル化を推進し出納事務の効率化を図ります。
	●B現状のまま継続		
	C手段等の見直し		
	D縮小		
	E廃止・休止		
	F完了・終了		

事務事業名	公金の収入・支出事務及び記録・管理
担当部署	会計課 会計係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		2,352	7,200	13,854	11,641	11,634	9,299	16,243
内 訳	一般財源	2,352	7,200	13,854	11,641	8,972	6,637	16,243
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源					2,662	2,662	
	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
予算・決算及び コメント	職員普通旅費	2	8	9	8	8	3	9
	会計課事務用品	5	3	3	6	6	12	3
	保管用物品	413	416	416	454	454	447	416
	決算書等印刷製本	160	166	166	188	188	156	166
	マイナンバー取得に関する通信運搬費	50	41	45	41	34	14	45
	振込手数料等	1	16	16	6	6	1	16
	口座振替データ伝送授受方法変更手数料	550						
	口座振替データ伝送利用手数料	181	592	592	592	592	560	592
	公金収納事務等手数料(内国為替運営費)		3,639	8,836	6,575	6,575	4,335	13,887
	口座振替データ伝送処理業務委託料	990	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109
	財務会計システム改修委託料		1,210					
	財務会計システム改修委託料(決算書レイアウト変更)			2,662	2,662	2,662	2,662	
	コメント	H25年度から保管用物品計上。(H30から官庁表紙は保管用物品から会計事務用品へ移行)H28年度からマイナンバー取得事務を実施。R4年度から口座振替データ伝送処理業務委託契約業務を税務課から会計課に移管したに伴い予算を計上。公金の振替データの送受信に使用しているISDN回線の廃止により、新たなデータ伝送処理業務委託を締結することに伴い、口座振替データ伝送授受方法変更手数料及び、口座振替データ伝送利用手数料の予算を新規計上。	令和6年から指定金融機関に対する内国為替運営費(公金振込事務手数料:1件当たり88円税込)を新規計上。年間取扱見込件数82,700件。令和6年10月1日からの取扱件数を41,350件と見込み予算を計上。公金振込事務手数料の支出削減のため、支出伝票データを同一債権者別にまとめるための財務会計システム改修委託料を新規に計上	公金収納事務等手数料(内国為替運営費:1件当たり88円税込)の支払が令和6年10月1日より開始。令和7年度は12か月分の予算を計上。取扱見込件数105,200件/年 令和6年度に財務会計システムの改修を行い、債権者集合処理の機能を追加。振込件数を削減を図る。 「行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、町が管理する個人番号を取得し、マイナンバーの取得に係る料金後払い郵便料の支出削減を図る。 決算書をタブレット画面で見やすいレイアウトに変更するため、財務会計システムの改修に伴う予算を新規に計上。				公金収納事務等手数料(内国為替運営費)の増額見込に伴い予算を増額計上。

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求		
	人員増の必要性	必要である ● 必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	新たな財源の確保				担当部署	企画部財政課財政係			
					作成者	池田 隼士			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	3	健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用			重点	－	創生	○
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②	視点④	
事業概要	根拠計画及び根拠法令	地方自治法211条、208～222条、233条5項							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	【内容】 ①ふるさと納税を推進し、瑞穂町の認知度や地域としての価値を高め、町外に広くアピールする。 ②国・東京都・その他各種団体が実施する補助制度等について、企画政策課と連携し、各課へ周知し、積極的な活用を促す。 ③地方債を積極的に活用する。 【目的】 ①瑞穂町民の他自治体へのふるさと納税による町税の減収分と、他自治体の住民からの瑞穂町へのふるさと納税額を比較した場合、減収分が多い状況にある。町税の減少の抑制と、返礼品提供による地場産業の活性化を目指す。また、新たな財源確保策としてクラウドファンディングの可能性を検証する。 ②国・東京都が重要・重点施策とするものを中心に、補助金の積極的な活用により、財源の確保を図る。 ③公共施設の建設、改修にあたっては、世代間負担の公平性、年度間の財政負担の平準化を図るため、地方債を積極的に活用する。また、地方債の中には交付税対象となるものもあるため、借り入れの際には考慮していく。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	①令和3年11月から「ふるさと納税」を開始し、令和5年度にはポータルサイトを1社増やすことで、財源確保に取り組んだ。令和7年度に多摩都市モノレール車体への「まちの魅力」ラッピング事業のためのクラウドファンディング実施に係る寄附金の受入及び手数料の支払いを実施した。 ②平成23年から東京都の補助金の一覧の周知を行っている。令和4年度には、「TOKYO補助金サーチ見える化ボード」の活用について周知した。各課の予算見積もりを精査し、該当する補助金の有無を財政係でも調べていく。 ③令和7年度においては、一般会計での起債は行わなかった。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	A町長公約あるいは当該年度重要事業 B当該年度に新規を含む事業 ●C継続事業 D規模を縮小していく事業	説明	引き続き、財源確保に目を配っていきたい。
年度成果	A目標を上回って達成できた。 ●B目標をほぼ達成できた。 C目標を半分まで達成できた。 D目標を一部しか達成できなかった。	説明	寄附件数は2,424件(前年度比▲102件)、寄附額は42,996,000円(前年度比623,000円)となった。 クラウドファンディングを実施し、新たな財源確保に取り組んだ。



課題及び今後の方向性	A拡大 ●B現状のまま継続 C手段等の見直し D縮小 E廃止・休止 F完了・終了	説明	ふるさと納税については、一部の返礼品が引き続き好評で、前年度比で件数は減となったものの、納税額は増となった。一方で、ふるさと納税に係る証明書発行や電話対応等の事務負担は課題であり、さらに繁忙期が当初予算編成の時期と重なることから、職員の大きな負担となっている。今後の状況によっては、業務委託や繁忙期のみ会計年度任用職員を任用するなどの対応が必要である。 クラウドファンディングについては、今後も適切な事業があれば活用を検討する。
------------	---	----	---

事務事業名	新たな財源の確保
担当部署	企画部財政課財政係

【住民等との協働に関する状況】

協働状況 (予定)		実施中	協働事業名 (予定)	
		実施予定		
		検討中		
		未検討		
	●	協働できない		
協働による 効果 (見込み)				

【予算・決算等の状況】 (単位:千円)

年度		R5	R6	R7				R8
事業費		3,598	7,500	7,500	17,500	17,500	21,000	7,500
内 訳	一般財源	3,598	7,500	7,500	17,500	17,500	21,000	7,500
	国庫支出金							
	都支出金							
	地方債及びその他の特定財源							
予算・決算及びコメント	予算・決算等の構成	決算額	予算額	行評要求	当初要求	査定後	決算額	行評要求
	節12 委託料(ふるさと納税推進事業委託)	3,479	7,000	7,000	15,700	15,700	18,818	7,000
	節13 使用料及び賃借料							
	(ふるさと納税ポータルサイト利用料)	119	500	500	1,800	1,800	1,781	500
	節17 備品購入費(ふるさと納税用パソコン)						226	
	節11 役務費(クラウドファンディング事業手数料)						175	
	コメント	11月からポータルサイトを1社追加し2社とした。		・クラウドファンディングを令和7年度に実施した。			クラウドファンディングについては、対象事業(ふさわしい事業)が決まった時に補正予算での計上を予定	

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

主 管 課		査 定
人員 要求		
	人員増の必要性	必要である ●必要ではない
評価・査定		

令和 7 年度事務事業評価シート

事務事業名	長期総合計画後期基本計画の策定				担当部署	企画部 企画政策課 企画推進係			
					作成者	若菜 貴大			
長期総合計画	基本目標	7	総合計画の実現に向けて	施策分野	3	効果的・効率的な行財政運営			
	施策名	1	戦略的な行政運営			重点	－	創生	－
10年後のめざす姿	効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。					長期総合計画基本構想(重視すべき視点)	視点②		視点④
事業概要	根拠計画及び根拠法令	第5次長期総合計画(基本構想、基本計画)							
	内容・目的 (どのようなことを行っているのか・どのような状態にしようとしているのか)	10年を1サイクルとして策定する長期総合計画基本構想と、社会情勢の変化などにあわせて、5年ごとに見直しを行う長期総合計画基本計画を基に行政の効率的かつ効果的な行財政の運営を進める。 以前(平成24年4月まで)は、市町村はその事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならなかった。(地方自治法第2条第4項。町では、令和3年度から「すみたいまち つながるまち あたらしいまち」を将来都市像に掲げ、第5次長期総合計画の諸施策を展開してきたが、令和6・7年度の2か年で令和8年度以降の後期5年間にあたる後期基本計画を策定し、この計画を基に各課が業務を遂行いく。 現行の長期総合計画(前期)基本計画は、令和7年度をもって中間年度が終了するため、令和8年3月までに後期基本計画を策定する。							
	経緯 (いつからどのように始まったのか)	第1次長期総合計画は昭和53年に制定され、基本路線として①人を大切にするまちづくり ②新しい生活と文化をつくるまちづくり ③住民ぐるみですすめるまちづくり の3つの路線掲げ、政策の大綱として1.心のふれあう地域社会をつくる。2.豊かな生活と文化をつくる。3.住みよい環境をととのえる。4.のびのびとした子供を育てる。を目標としてきました。平成3年度から始まった第2次長期総合計画では「ヒューマンタウンみずほー人間尊重のゆとりあるまちー」掲げ、将来像を支える3本の柱として、1.人と自然の調和したまちづくり 2.豊かさと活力のあるまちづくり 3.生きがいと思いやりのあるまちづくり を進めてきた。平成13年度から始まった第3次長期総合計画では、「人と自然が織りなすまち みずほー快適な生活環境をめざしてー」を将来都市像とし、瑞穂町の資源である「人」と「自然」を活かしたまちづくりを進め、誰もが生き生きと安心して生涯を過ごせる快適なまちづくりを目指した。第4次は平成23年に策定され、「みらいにずっと…」を将来都市像とし、豊かなところで健やかに生活できるふれあいづくりや、安心して元気に生活できる活力づくり、美しい緑の中で快適に生活できる潤いづくりをまちの課題とした。 第5次では、策定期間中に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたが、無事に策定し、将来都市像「すみたいまち…」掲げ、地域特性を活かし転換期を乗り切る、あらゆる災害に対応する危機管理他を課題とした。							

【目標・成果等】※「目標」はシート作成時、「年度成果」、「課題」、「今後の方向性」は年度終了後に記入

年度目標	- A町長公約あるいは当該年度重要事業 - B当該年度に新規を含む事業 - C継続事業 - D規模を縮小していく事業	説明	令和6年度に実施した基礎調査及び住民意識調査の結果を踏まえ、各課(館)とのヒアリング等を通じて前期基本計画の評価や統括を行う。それを踏まえ、長期総合計画で掲げた将来都市像の実現に向け、取り組む施策を示した後期基本計画を策定する。
年度成果	- A目標を上回って達成できた。 - B目標をほぼ達成できた。 - C目標を半分まで達成できた。 - D目標を一部しか達成できなかった。	説明	全課対象の各課ヒアリングを実施し、現況と課題、施策の記載内容について整理を行った。また、策定委員会を5回、各専門分支部会を1回、特別委員会対策会議を1回開催し、庁内での意思統一を図った。策定後には町長タウンミーティングを4回開催し、住民との意見交換を行い、町の方向性について説明することができた。



課題及び今後の方向性	- A拡大 - B現状のまま継続 - C手段等の見直し - D縮小 - E廃止・休止 - F完了・終了	説明	令和8年度からスタートする後期基本計画の進捗管理をより円滑に行うため、外部評価を含めた新たな評価方法について、検討を行う。
------------	--	----	---

【住民等との協働に関する状況】

協働による 効果 (見込み)	住民から直接意見をもらうことで、町の問題、課題などを明らかにするとともに、社会情勢の変化、よりニーズに即した方向性を定めることができる。
-------------------------------	---

(単位:千円)

【事業の適正性】※「人員要求」はシート作成時、「人員要求」査定はヒアリング後、「評価・査定」は年度終了後企画政策課が記入

事業の進捗		主 管 課	査 定
人員 要求	町の最上位計画であり計画策定事務については、人員増によらず委託料で対応したが、最上位計画を策定する際には、担当主査等を設けるかどうか検討が必要である。		
	人員増の必要性	☒ 必要である ☐ 必要ではない	
評価・査定			